

國民精神總動員

人口問題研究

第一卷第六號

昭和十五年九月刊行

研究

幕末筑後國一農村の人口状態に就て……………關山直太郎(一)

資料

長野縣諏訪郡A村及びB村の死産に就て……………岡崎文規(四)

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向……………館上田正夫(七)

スタインワルネル著「北米合衆國の人口政策」……………窪田嘉彰(七)

紹介

Huber, Bumle, Boverai 共著「フランスの人口」(北岡)……………横田年(五二)

日滿農政研究會發行「日滿農政研究報告」(北山)……………(六三)

フォン・ウンガルン||シユテルンベルヒ著「出生減退の原因に就ての研究」(雪山)……………(六九)

クローゼ稿「和蘭に於ける出生減退」(本多)……………(七二)

彙報

本研究所施行出生力調査の結果速報

判任官以下官廳職員に對する臨時家族手当給與の決定——近衛内閣基本國策要綱の發

表——厚生省豫防局の精神健康調査の中間報告——未經験労働者(男子)初給賃金の公

定——厚生省労働局の二十歳未満未経験労働者の就業年齢別集計——厚生省労働局の産

業別労働者調——厚生、農林兩省の工鑛業労働者農繁期歸農獎勵方策——農林省の昭和

十五年稻作付段別調の發表——南洋廳の南洋群島現住人口調——大阪府下工場労働者の

疾病状態調査——財團法人人口問題研究會紀元二千六百年記念第四回人口問題全國協議

會計畫概要の發表——中央農林協議會の國土計畫基本要綱——獨逸統計局の世界人口集

計——獨逸統計局の將來人口推定——獨逸に於ける結婚貸付金申込者の健康診斷成績

邦文人口問題關係文獻(六〇)——外國雜誌人口問題關係文獻(一七)——最近十年間 American Economic Review 所載人口問題關係主要論文

厚生省 人口問題研究會

人口問題研究

第一卷 第六號

研究

幕末筑後國一農村の人口状態に就て

關山直太郎

小引

本誌第一卷第三號所載の拙稿に於て、私は徳川時代の人口靜態及動態の分析的考察が現在迄餘り施されてゐないことを指摘し、將來此方面に就て多少研究したい希望を披瀝し、而して之が資料としては全國各地方に尙相當殘存すべき宗門改帳に依るの便宜なるべきことを述べた。茲に紹介する一論稿は此趣旨に従て作られたものである。固より一試論的な企てであり、未熟極まるものであることは、稿者自身の認むる所である。宗門改帳に依る分析吟味は必ずしも本稿に説く所に止まらず、他に諸種の事項を知ることが出来るのは云ふ迄もないが、茲には直接的な人口現象のみに止めた次第である。

尙徳川時代の人口現象研究に就て平生竊鈍なる筆者を激勵指導され、且つ所藏の宗門改帳を悉く貸與し下された東京帝大經濟學部教授土屋喬雄先生に厚く謝意を捧ぐる。本稿も實に先生の貸與された資料に依て作りあげられたものに外ならない。

幕末筑後國一農村の人口状態に就て

一、序 説

茲に研究せんとする村は筑後國三池郡加納開村である。村は筑後の南端、舊三池立花藩一萬石の領分で、明治以後近隣の村々と屢々合併され、其名稱も失はれたが、昭和四年以降大牟田市に編入され、現在は加納町一丁目及二丁目と呼ばれてゐる。加納開村の名稱から察すれば新開發村の様に思はれるが、寛文印知集卷第二十三（續々群書類從第九、地理部二九二頁）所載の立花和泉守領地目錄中、「三池郡之内拾五箇村」の内の一として、大牟田村と並び載せられてゐるのに徴すれば、新開村としても相當古く、遅くとも徳川初期のものとして解される。

稿者が借覽を得た同村の宗門改帳（詳しくは「眞宗宗門御改帳」）は、文政三年（一八二〇年）、同十一年（一八二八年）、天保四年（一八三三年）、同十三年（一八四二年）、弘化二年（一八四五年）、安政二年（一八五五年）、同七年（萬延元年、一八六〇年）、明治二年（一八六九年）の八箇年度で、前後約五十箇年に亙るが、幸に缺年の間隔は三年乃至十年で、其間餘り大なる時代的ギャップはない。靜態調査とも云ふべき宗門改（繪踏）は毎年正月に爲されてゐるが、日附は明瞭でない。宗門改帳は此宗門改の結果に依つて調製されるのであるから、勿論現在の國勢調査の如く嚴密なる一時點を標準とする調査とは異なる。而も其調製は次第に形式化し、前年の改帳を基礎と

し、登載人員の年齢を夫々一歳宛加へ、過去一箇年間の異動、即ち隱居相續、出生死亡、婚姻離婚、入村出村等を一々戸籍面に就て訂正し、以て當年度の宗門改帳となしたらしい。之は必ずしも加納開村に限らず、何れの村々にても同様であつたらうが、其記載の眞實性は之に依て毫も減損されるものではない。

次に動態調査とも云ふべきは「出入差引帳」で、宗門改帳とは別に調製される。之には過去一箇年間の出生死亡、入出村者等を各人に付き一々記録してあるが、其合計數及内譯數は宗門改帳の卷末に附載されてゐる。尙瑣末なことながら宗門改帳の體裁は美濃半截型縦一段書で、一般の宗門改帳に見ゆる「前書」の誓詞を載せてゐず、最初の頁から各戸の家族員を載せ、卷末に「惣宗旨寄」を掲げてゐる。今参考のため文政三年辰正月調の一例を掲げやう。

持時貳拾五石四斗七升壹合

一人數 拾壹人 内 四人男 七人女

此譯

重右衛門

重右衛門

年四拾七

眞宗勝光寺且那

女 (貼紙)出生

房 年三拾七

同寺且那

猪之吉

年三ツ

同寺且那

始治

年五ツ

同寺且那

(貼紙)死失領

い 年八ツ

同寺且那

の 茂

年拾ヲ

同寺且那

か 三

年拾三

同寺且那

千 代

年貳拾壹

同寺且那

年貳拾五

同寺且那

喜兵衛 年三拾壹 同寺且那
母 年六拾貳 同寺且那

(註) 此附箋は文政三年中の異動で、此年出生死亡或は入出村した者は一應貼紙を附して置いて、翌年度の改帳に於て登載或は削除するのである。

(中略)

惣宗旨寄

村高三百壹石壹斗貳升八合

内 高貳百八拾五石貳斗六升三合 毛附高

内 高壹石九升五合 村惣作高

惣龜數合五拾七軒

内 五拾四軒 百姓

内 三軒 水吞

惣人數 貳百九拾七人 内 百五拾三人男 百四拾四人女

内 四人 内 貳人男 三人 出生男女之分

内 貳人女 壹人 他所より入人之分

外二 是は去卯二月より當辰正月迄出生入人之分

六人

内 三人男

内 三人女

差引

貳人 去卯減

外二 馬拾七疋

去卯増減無御座候

右は累年被仰出候通宗門御改ニ付、郷中男女壹人も不殘相改之、委細透吟味、且那寺致印形、書面之人數銘々前々之通繪踏被仰付候處、宗門怪敷者壹人も無御座候。若此上不審成もの御座候ハ、早速御注進可申上候。若隱置脇より露顯

仕候敷、又は此帳面ニ洩候もの有之候ハ、庄屋組頭は不及申、一村不殘何様之御仕置にも可被仰付候。爲後日仍而如件。

文政三辰年正月

筑後國三池郡

加納開村

百姓代 嘉平次
組頭 利作
同 藤藏
同 嘉三
庄屋 重右衛門

御預所

御役場

右帳面之男女拙僧共旦那三紛無御座候。依之銘々寺號之所に印形仕少も相違無御座候。若邪宗門之由申者御座候ハ、何方ニ而も罷出急度可申被候。怪敷者御座候ハ、御訴可申上候。爲後日依而如件。

本寺 京都西本願寺末寺

三池郡早米來村

眞宗 勝光寺

本寺 京都東本願寺末寺

同郡藤田村

眞宗 光圓寺

右同斷

同郡臼井村

眞宗 皆覺寺

右同斷

柳河領今福村

眞宗 淨印寺

右同斷

同領同村

眞宗 明願寺

次に文政十一年正月(之は二十三日の日附である)調製の「當子宗門御改出入差引帳」の記載例を掲げやう。

一人數三百貳拾七人 内 百六拾八人 男
百五拾九人 女

去亥村有人

幕末筑後國一農村の人口状態に就て

當子出生入人之分

庄助 一 勝光寺
幾之丞 一 龜太郎 男出生
一人 一 とも 女出生
清四郎 一 忠次郎 去亥御改已後他村より入人
一 女房 右同斷
一 安太郎 右同斷
一 所の 右同斷
一 彌三松 右同斷
一 忠五郎 右同斷

拾五人 内 五人 男
五人 女

(中略)

合 三百三拾七人 内 百七拾三人 男
百六拾四人 女

右之内他所へ出入之分

美作 一 駒次郎 男 果人 勝光寺
元右衛門 一 さる 女 果人 同
伊平次 一 きせ 去亥御改已後藤田村へ縁付申候
惣兵衛 一 つる 去亥御改已後他所へ出入 淨泉寺

(中略)

拾貳人 内 六人 男
六人 女

(中略)

残而三百貳拾五人 内 百六拾七人 男
百五拾八人 女

(中略)

差引 貳人 去亥減申候

惣籠數合六拾軒

内 五拾六軒 百姓

四軒 水呑

外二

馬拾七疋

去亥増減無御座候

一例として挙げた所に依ても窺はれる様に、加納開村の宗門改帳に依て知られるのは、戸主の持高、家族員と戸主との續柄、各人の性別及年齢等である。之からして我々は同村人口（本宗門改帳は「眞宗」五箇寺の檀家に

限らるゝが、同村に他の宗旨の者がゐたのかどうか判明しない。本稿で取扱ふのは總て眞宗徒のみである）の性別構成、年齢別構成、家族關係、夫婦年齢の組合せ、持高、即ち田畑の所有高と家族數との關係を知り得る。但し宗門改帳は一般に或年月の靜態調査であつて、死亡者及出嫁者等は除かれて居り、又實子女と養子女との區別も判然せぬから、夫婦の出産力等は直接之を知ることが得ない。又宗門改帳に附屬する各年の「出入差引帳」は前記の如く恰も前一年間の動態調査であり、之に依て一年間の出生死亡數、入出村者數及其比率を知ることが出来る。婚姻關係に就ては「差引帳」にも何ら記載せず（他村からの入嫁、入嫁、他村への出嫁、出嫁に就ては入出村者として掲げてゐる）、從て婚姻數及率、夫婦の結婚年齢、初産年齢等之を知るに由ない。併し若し長期に亘つて宗門改帳が連續してゐる場合、帳簿を綿密に點檢して行けば、必ずしも此等の事項をも知り得ないことはなからしと思ふ。

尙本村の宗門改帳に見ゆる家族員は純家族のみで、家族外の使用人の如

き者を含んでゐない。併し此家族員は現在一般に見る様な夫婦親子等直系的なものと限らず、傍系的なものも同居し、一軒の家に兄弟數夫婦のものもあり、中には一家二十人を超ゆる例も存する。村の中には相當の高持も居り、或は子女を多く抱へてゐる家もあるから、下男、下女又は子守などを使用した家もあつたことと思はるゝが、此等は本宗門改帳に何ら記載されてゐない。恐らく別に寺請證文でも取つて、宗門改帳からは除外してゐるのではあるまいか。從て下に掲ぐる人口統計は、現在の所謂「現住人口」と云ふよりも、寧ろ現住本籍人口とでも云ふべきものであらう。又村内には農民以外の者が住んでゐたのかどうかは判らないが、本改帳に載つてゐる者は悉く農民の如くである。

次に注意すべきは此宗門改は毎歲正月になされ、年齢は數へ年を以て計算されてゐるから、數へ年一歳の者が全然存在せぬことである。加納開村に限らず宗門改は概して年初になされ、之に基いて年初の靜態調査と前年の動態調査が作成されるのであつて、其結果を「某年宗門改帳」として編成するのであるが、之は寧ろ「某年」の前年を冠した方が却て適切であると思ふ。例へば文政三年の宗門改帳は、實際は文政二年末（若くは正月現在）の靜態と、文政二年中の動態を調製したものであるから、寧ろ文政二年の宗門改帳と看做す方が便利である。本稿では此趣旨を汲んで、各人の年齢は總て一歳づゝ繰下げて計算した。例へば原簿に二歳となつてゐる者は、實際は〇歳乃至一歳の者であり、之を本稿では一歳として取扱つた如きである。換言すれば本稿の年齢は略、滿歳を示すものと解して宜しいのである。

二、一般的考察

加納開村は高三百石餘で、一時若干の高増となつたが、其後又減じて

明治に至つた。作付高は多少増減するが、大體九割位で、外に少額の村惣作地が存する。竈數(戸數)及人口數は前後相當の増加を見せてゐる。今此等を累年別に表示すれば次の如くである。

年次	村高	作付高	高持	無高	計	男	女	計
文政三年(一八二〇年)	三〇一・一二八	二八五・二六三	五四	三	五七	一五三	一四四	二九七
〃 十一年(一八二八年)	三三三・一二八	二八五・二六三	五六	四	六〇	一六七	一五八	三二五
天保四年(一八三三年)	三三三・一二八	二八五・二六三	五六	一	五七	一八二	一六〇	三四二
〃 十三年(一八四二年)	三〇六・四四七	二九〇・七三五	五九	二	六一	一九五	一八八	三八三
弘化二年(一八四五年)	三〇六・四四七	二九〇・七三五	六五	二	六七	二〇一	一八九	三九〇
安政二年(一八五五年)	三〇六・四四七	二九〇・八七二	七五	三	七八	二三五	二〇七	四四二
〃 七年(一八六〇年)	三〇六・四四七	二九〇・八七二	七四	三	七七	二四三	二三三	四六六
明治二年(一八六九年)	三〇六・四四七	二九二・〇一六	七六	一	七七	二三五	二二四	四四八

本村では「高持」を「百姓」と呼び、無高(恐らく小作人か日傭取であらう)を「水呑」として區別してゐる。職業は不明であるが、殆んど悉くが農民と看做して差支あるまい。村高は前表の如く中頃一時増したが、又減じて前後大差がない。戸數は初期と末期とは約二十戸の差があるが、之は分家、別家が行はれたに因るもので、同一家族の者が幾つにも分裂してゐることが、宗門改帳を檢閲してゐる際判明する。之と共に持高も分割された。當時は一般に高二十石以上でなければ分地を許されない法制上の建前であつたが、實際上に於ては勿論もつと小高の者も自由に分地してゐる。従て各戸當り平均高は初期の五石強から、末期の四石強に減じて居り、一般に零碎農化が看取される。併し乍ら本村は當時としては必ずしも貧窮村ではな

く、六、七十戸で三百石と云へば大體中流の農村であつたらう。而も村中

で持高の最高なる者は、文政三年には庄屋重右衛門の二十五石五斗で、明治二年では茂吉の十一石三斗である。一般に三、四石から五、六石内外の者が多く、無高の者も稀であつて、概して云へば貧富の差の甚だしくない村である。尙此點に就ては石高と家族數との關係を見る時再論しよう。

本村の男女の比率は、徳川時代農村一般に見られる様に男の方が稍、高い。即ち文政三年女一〇〇に對し男一〇六・二五、同十一年一〇五・六九、天保四年一一三・七五、同十三年一〇三・七二、弘化二年一〇六・三四、安政二年一一三・〇九、同七年一〇八・九六、明治二年一〇九・八一である。

更に注意すべきは本村の人口増加が極めて顯著なことである。明治二年(即ち明治元年分)が若干の減少を來たした外、毎同相當の増加を見てゐる。

る。但し之に就ても別に項を改めて説述しよう。

三、出生、死亡及人口増加

文政三年の宗門改帳に依る同村人口は男一五三、女一四四、計二九七であつて、毎次之が増加して安政七年には四六六に上つたが、明治二年には多少減じて四四八を示してゐる。其増加指數は次表の如くで、文政三年を一〇〇とすれば、安政七年は一五七弱、明治二年は一五四強で、約五割の増加である。併し茲に注意すべきは右の様な増加趨勢にも拘らず、前後八回の年次中五回迄は「前年」に比し若干宛の減少を示してゐることである。之に依て見ると此八箇年以外の年に相當大なる増加のあつたことが知られる。

同村の出生數及死亡數は毎年餘りに僅少で、比率を出してもさ程價値ある。

りとは思はれぬが、試に算出してみると、出生率は最高三六・五五、最低一〇・一〇、平均一九・二六、死亡率は最高三〇・七七、最低〇、平均一七・七八であり、此八箇年度に於ける出生死亡の差は十五人である。次に入村出村共年々僅少で、出入共大部分が他村關係の縁組に因るものである。八箇年合計の出村者十一人に對し、入村者は二十三人で、十二人の入超を示してゐる。出生死亡の差、入出村の差が本村人口の増大を來したのは云ふ迄もないが、然らば文政三年から明治二年迄の約五十年間に一五〇人、即ち一年に約三人の自然乃至社會的增加があつた譯である。而して此間判明してゐる八箇年度の自然増加は年二人弱、社會的增加は一人半、合計三人強で、大體標準に近いが、之から推せば他の年度もさしたる變異はなかつたものであらう。何れにしても一年平均三人、即ち千人に付十人近くの人口増加は、徳川期の村落人口の趨勢としては注意に値する。

年次	人口數		出生數		出生率	死亡數		死亡率	入村數		出村數		前年増減	指數
	男	女	男	女		男	女		男	女	男	女		
文政三年	一五三	一四四	二	一	一〇・一〇	三	三	二〇・一〇	〇	一	〇	〇	〇	一〇〇・〇〇
〃 一一年	一六七	一五八	一	三	一二・三〇	六	四	三〇・七三	四	二	〇	二	二	一〇九・四三
天保四年	一八二	一六〇	六	四	二九・二四	四	三	二〇・四七	〇	一	〇	一	三	一一五・一五
〃 一三年	一九五	一八八	八	六	三六・五五	一	四	一三・〇五	五	九	一	〇	一	一二八・九五
弘化二年	二〇一	一八九	五	七	三〇・七七	〇	〇	〇	〇	一	〇	一	二	一三一・三一
安政二年	二三五	二〇七	四	一	一一・三一	四	四	一八・一〇	〇	〇	〇	〇	〇	一四八・八二
〃 七年	二四三	二三三	五	七	二五・七五	六	四	二一・四六	〇	〇	一	四	五	一五六・九〇
明治二年	二三五	二二四	五	五	二二・三一	五	四	二〇・〇九	〇	〇	一	〇	一	一五四・二〇
合計(平均)	三〇九三	三六	三四	七〇	一九・二六	二九	二六	一七・七八	九	一四	二三	三	八	一一・二八

備考 人口數は各年正月現在、他は前年中(二月より正月迄)の合計、×印は減少を示す。

四、年齢構成

右八箇年度に於ける本村人口の年齢構成は次の如くであるが、之は最初に斷つた如く、帳簿上二歳とあるのを一歳に、三歳を二歳に、八十一歳を八十歳に直したのである。

年齢別	文政三年		文政十一年		天保四年		天保十三年		弘化二年		安政二年		安政七年		明治二年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一歳—五歳	一九	一二	一六	一一	二八	二一	二六	二三	二二	二四	二三	一五	三四	二六	二五	二〇
六歳—一〇歳	一四	一六	一〇	一八	一五	一〇	一六	二〇	二四	一三	三〇	二八	二四	一八	一九	二五
一一歳—一五歳	一七	二四	一七	二二	二二	一七	一七	一九	一六	二二	二一	二二	二八	二八	二七	一八
一六歳—二〇歳	七	一三	一七	二二	一五	一二	一六	一九	一四	二一	二四	二二	二二	二二	二七	二二
二一歳—二五歳	八	一三	一六	一七	一八	一六	一三	一五	一六	一六	一五	一八	二一	二一	二四	二二
二六歳—三〇歳	一六	一〇	一六	一一	一六	一〇	一五	一〇	一七	一八	一六	一八	一六	二一	一九	一三
三一歳—三五歳	一一	九	九	九	六	一〇	一七	一八	一三	一八	一六	一四	一六	一七	一三	一七
三六歳—四〇歳	一六	九	一六	一〇	一六	一〇	一四	一四	一六	二〇	一四	一四	一六	一三	一七	一八
四一歳—四五歳	一一	七	一三	九	一一	七	一〇	一一	一六	一一	一五	一〇	一二	一一	一〇	一四
四六歳—五〇歳	九	一〇	一二	八	一一	六	一四	一七	一七	一八	一七	一一	一二	一〇	一四	一〇
五一歳—五五歳	一〇	六	一〇	九	一一	七	一二	一六	一六	一八	一五	一〇	一二	一〇	一一	一一
五六歳—六〇歳	六	三	八	六	九	七	一二	一六	一七	一八	一五	一〇	一五	一四	一〇	一一
六一歳—六五歳	二	八	七	三	六	九	二	八	七	七	六	一〇	六	七	一	一
六六歳—七〇歳	六	二	四	六	四	九	二	八	七	七	六	一〇	六	七	一	一
七一歳—七五歳	〇	一	二	三	四	六	二	四	六	三	二	五	五	六	四	五
七六歳—八〇歳	一	一	一	五	三	六	〇	三	四	三	九	五	五	六	五	四
八一歳—	一	〇	〇	一	〇	四	二	二	〇	一	二	一	一	二	〇	一
合計	一五四	一四四	一六五	一五八	一八二	一六二	一九五	一八八	二〇一	一八九	二三四	二〇七	二四〇	二三三	二三五	二二六

備考 個票に依り集計したるものと、先掲の合計數と吻合せざるものあり。

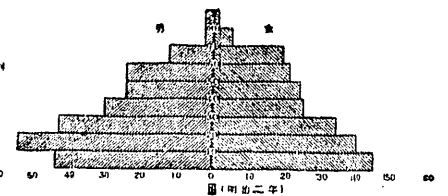
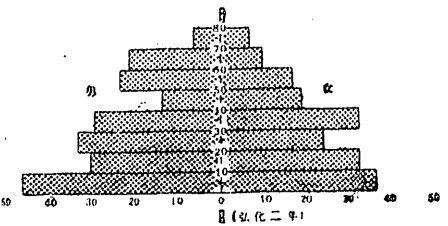
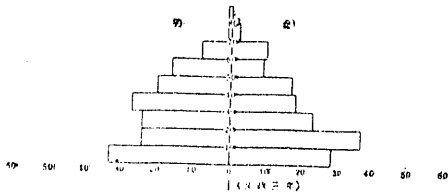
幕末筑後國一農村の人口状態に就て

二、十歲階級別

年 齡 別	文政三年		文政十一年		天保四年		天保十三年		弘化二年		安政二年		安政七年		明治二年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一歲—一〇歲	三三三	二八	二六	二九	四三	三一	四二	四三	四六	三七	五三	四三	五八	四四	四四	四五
一一歲—二〇歲	二四	三七	三四	三四	二七	二九	三三	三八	三〇	三三	四五	三三	五一	五〇	四四	四五
二一歲—三〇歲	二四	二三	二二	二八	三四	二七	二八	二五	三三	二四	四〇	四〇	三七	三三	四三	四〇
三一歲—四〇歲	二七	一八	二五	一九	一七	一七	一七	三二	二九	三三	三〇	三三	三七	三〇	三〇	二五
四一歲—五〇歲	二〇	一七	二五	二七	二七	一六	二〇	一八	二二	一九	三一	三一	二七	二二	二四	二四
五一歲—六〇歲	一六	九	一八	一五	一六	一六	一四	一四	一三	一七	一六	一六	一五	二六	二四	二一
六一歲—七〇歲	八	一〇	一一	九	一〇	九	一〇	一〇	一一	一〇	一一	一一	一〇	一一	一一	一一
七一歲—八〇歲	一	二	三	六	三	一〇	五	六	六	七	六	六	九	七	二	二
八一歲—	一	〇	〇	一	一	二	二	二	〇	一	二	二	一	一	一	一
合 計	一五四	一四四	一六五	一五八	一八二	一六二	一九五	一八八	二〇一	一八九	二三四	二〇七	二四〇	二二二	二三五	二二四

人口の總數が餘りに少いため、年齢構成も若年程多く、高年程少くなるといふ一般的型を現はさず、各歳別に見ても、五歳階級別に見ても、甚だ不規則である。唯十歳階級別に見るときは稍々規則的となり、之を圖表化するれば鈍三角錐に近い形をなす。左圖は文政三年（一八二〇年）、弘化二年

（一八四五年）、明治二年（一八六九年）の年齢構成圖である。夫々約二十五年、即ち一代を隔てたものであるが、之に依ると年を経る毎に三角錐は規則的となり、又底邊の開き方が大きい様に見える。



次に一歳乃至十五歳、十六歳乃至六十歳、六十一歳以上の三大年齢階級に分けて見ると、左表の如くであつて、之を最近の全國人口の比率たる大

正九年の三六・五%、五五・三%、八・二%、大正十四年の三六・七%、五・六%、七・七%、昭和五年の三六・六%、五六・〇%、七・四%、同十年の

年次	十五歳以下			十六歳—六十歳			六十一歳以上					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
文政三年	五〇	五二	一〇二	三四・二	九四	八〇	一七四	五八・四	一〇	一二	二二	七四
天保四年	四三	四一	八四	二六・〇	一〇八	一〇一	二〇九	六四・七	一四	一六	三〇	九・三
弘化二年	五五	四八	一〇三	二九・九	一一三	九三	二〇六	五九・九	一四	二一	三五	一〇・二
安政二年	六二	六二	一二一	三一・六	一一五	一〇八	二二三	五八・二	二一	一八	三九	一〇・二
明治七年	六二	五九	一一一	三一・〇	一一二	一一二	二三四	五七・四	二七	一八	四五	一一・六
明治十二年	七四	六五	一三九	三一・五	一二八	一一二	二五〇	五六・七	三三	二〇	五二	一一・八
明治十七年	八六	七二	一五八	三四・二	一三四	一一一	二六五	五七・四	二〇	一九	三九	八・四
明治二十二年	七一	六三	一三四	二九・七	一四八	一二六	二七四	六〇・八	一六	二七	四三	九・五

三六・九%、五五・七%、七・四%(何れも男女合計)に比すれば、大體に於て十五歳以下の年齢階級の占むる率が低く、十六歳以上六十歳以下、及六十歳以上の年齢階級の占むる率が比較的高いことが知られる。此事は云ふ迄もなく出生率が比較的低いこと、或は乳幼児死亡率が比較的高いことを一面から證するものに外ならないのであつて、幕末と左程大なる差異はないと思はるゝ明治初年の全國人口に於ける比率、即ち明治五年の二七・三%、六三・七%、九・〇%、同六年の二八・二%、六三・一%、八・七%、同七年の二九・三%、六二・三%、八・四%(何れも男子のみの比率)も此傾向を表はしてゐる。換言すれば加納開村の三大年齢階級構成は當時の一般的傾向と大體同じものであつたと想像されるのである。

更に右八箇年度に於ける全村民の年齢の總和及平均年齢を算出すれば次の如くであつて、平均年齢は大體二十八歳臺から三十一歳臺を上下して居り、男女を比較すれば、五箇年分は男子の、三箇年分は女子の平均年齢が

年次	男	女	計	平均年齢
文政三年	一五四	一四四	二九八	二九・九
天保四年	一六五	一五八	三二三	二七・六
同十一年	一八二	一六二	三四四	二七・六
弘化二年	一九五	一八八	三六三	二九・六
同十三年	二〇一	一八八	三八九	二九・〇
安政二年	二〇七	二〇七	四一四	二九・〇

試に夫妻の總年齡、平均年齡、平均年齡差を算出して見ると次の如くであつて、大體に於て夫四十五六歳、妻四十一二歳、其年齡差は最少三、五九歳、最大六、四八歳である。

年次	夫婦數	總年齡	平均年齡	年齡差
文政三年	夫	五〇	二、二一一	四四・二四
	妻	五〇	一九七〇	三九・四〇
〃 十一年	夫	六〇	二、六六六	四四・四一
	妻	六〇	二、二八三	三八・〇五
天保四年	夫	六六	三、〇〇四	四五・五一
	妻	六六	二、六〇九	三九・五三
〃 十三年	夫	七二	三、二三二	四四・八九
	妻	七二	二、八四二	三〇・四七

一、夫の年齢別

夫の年齢	妻の平均年齢(文政三年)	同上(明治三年)	夫の年齢	妻の平均年齢(文政三年)	同上(明治二年)	夫の年齢	妻の平均年齢(文政三年)	同上(明治二年)	夫の年齢	妻の平均年齢(文政三年)	同上(明治二年)	夫の年齢	妻の平均年齢(文政三年)	同上(明治二年)	夫の年齢	妻の平均年齢(文政三年)	同上(明治二年)
一三三	一	二三三	三五	一	三三三	四七	四六	四一	五九	一	五七	六〇	一	五九	一	五七	一
二四	一	二〇	三六	三三	三三二	四八	四一	一	六〇	一	一	六一	一	六一	一	六一	一
二五	一	二八	三七	三四	三四	四九	三七	五一	六一	一	一	六二	一	六二	一	六二	一
二六	二五	一九	三八	二八	三七	五〇	四六	五三	六二	一	一	六三	一	六三	一	六三	一
二七	一	二四	三九	三四	三七	五一	四七	一	六三	一	一	六四	一	六四	一	六四	一
二八	二七	二四	四〇	二七	三八	五二	五〇	五四	六四	一	一	六五	一	六五	一	六五	一
二九	一	二五	四一	三三	三五	五三	四六	四六	六六	一	一	六六	一	六六	一	六六	一
三〇	一	二五	四二	三九	四二	五四	四四	四五	六七	一	一	六七	一	六七	一	六七	一
三一	二四	二七	四三	三一	四一	五五	四七	五三	六八	一	一	六八	一	六八	一	六八	一
三二	三三	一	四四	三二	四一	五六	一	四八	六八	一	一	六八	一	六八	一	六八	一
三三	二四	一	四五	三六	四二	五七	一	四九	六九	一	一	六九	一	六九	一	六九	一
三四	二五	一	四六	四二	四三	五八	一	五二	七〇	一	一	七〇	一	七〇	一	七〇	一

幕末筑後國一農村の人口状態に就て

弘化二年 夫 七四 妻 七四 三、三九五 四五・八八 四・一〇
 安政二年 夫 八四 妻 八四 三、八四二 四五・七四 四・四六
 〃 七年 夫 八三 妻 八三 三、四三二 四一・三五 六・四八
 明治二年 夫 八三 妻 八三 三、三七一 四〇・六一 三・五九
 次に夫及妻は平均何歳の妻及夫と現在夫婦關係を結んでゐるであらうか。毎年次を掲ぐるのは餘りに煩瑣に互るので、最初と最終即ち文政三年(五〇組)の分と明治二年の分(八三組)とを示さう。

一、妻の年齢別

妻の年齢	夫の平均年齢(文政三年)	同上(明治二年)	妻の年齢	夫の平均年齢(文政三年)	同上(明治二年)	妻の年齢	夫の平均年齢(文政三年)	同上(明治二年)	妻の年齢	夫の平均年齢(文政三年)	同上(明治二年)
一九	二六	二七	三一	三四	—	四三	四八	四五	五五	—	—
二〇	—	二七	三二	—	—	四四	五一	五四	五六	—	—
二一	—	二五	三三	三六	—	四五	四九	—	五七	—	—
二二	—	二八	三四	三七	—	四六	五〇	—	—	—	—
二三	—	二八	三五	四三	—	四七	五一	—	—	—	—
二四	三二	三一	三六	—	—	四八	—	—	—	—	—
二五	三四	二五	三七	四三	—	四九	—	—	—	—	—
二六	四〇	三二	三八	四六	—	五〇	六一	—	—	—	—
二七	三六	二九	三九	四三	—	五一	—	—	—	—	—
二八	三八	三〇	四〇	—	—	五二	—	—	—	—	—
二九	四一	三一	四一	三九	—	五三	—	—	—	—	—
三〇	三七	二八	四二	四八	—	五四	—	—	—	—	—

夫が自分より若い妻を、妻が年長の夫を持つことは、今も昔も變りないが、勿論之には例外がないことはない。今夫の年齢を基準として妻の年齢の上下を検すれば次の如くである。

	文政三年	明治二年
夫より若い妻	四三	五六
同年 齡	二	一〇
夫より年長の妻	五	一七
計	五〇	八三

六、持高と家族員數

財産の多寡が出生率、死亡率其他婚姻年齢等に關係を有することは興味ある現象とされてゐる。農村特に徳川期の農村に於ける財産は云ふ迄もな

く田畑であり、其多少は「石高」を以て表彰される。加納開村の宗門改帳には幸ひ毎戸の持高を記してあるから、其財産關係及得喪分合の跡をも或程度知ることが出来る。併し乍ら先にも述べた様に、宗門改帳には出生兒の總數を記して居らず、又養子養女と實子女との區別もないから、直ちに持高と出生子女數との關係を知るを得ない。従て茲には單に持高と家族員數との關係を窺ふに止むることとし、持高を十石以上(大凡田一町歩以上の高)、五石乃至十石、一石乃至五石、一斗乃至二石、一斗以下無高に至る五等級に分ち、其家數と平均家族員數を算出した。但し總平均は總人口を總戸數で除したものである。

年次	十石以上		五石—十石		一石—五石		一斗—一石		總平均
	家數	平均人員	家數	平均人員	家數	平均人員	家數	平均人員	
文政三年	五	八・〇	一〇	五・八	二四	五・四	一三	四・三	五・二
〃 十一年	四	八・〇	一〇	五・一	二六	五・六	一五	五・三	五・四
天保四年	四	八・二	九	六・一	二五	六・二	一七	五・六	六・〇
〃 十三年	三	七・七	一三	七・七	二七	六・一	一五	五・六	六・三
弘化二年	一	六・〇	一六	七・四	二九	五・七	一七	五・一	五・八
安政二年	二	六・五	一九	七・八	三二	五・九	二〇	三・九	五・七
〃 七年	二	八・五	一九	八・三	三三	六・六	一八	三・八	六・〇
明治二年	二	七・〇	一八	八・二	三七	五・九	一九	三・四	五・八

茲に云ふ家族員は、最初に述べた様に夫婦を中心とする直系尊卑屬及叔伯弟妹等の傍系屬を包含するもので、使用人等は一切含んで居らぬ。一石乃至五石の者、即ち村で中流の者が戸數から見て約半分を占め、五石乃至十石の階級、一斗乃至一石の階級が略、同數で相亞いで居り、最上級と最下級も亦殆んど同數である。最上級即ち十石以上の戸數が漸減してゐるのは、随時分家が行はれて、上、中級に落ちて行つたからであつて、此村に於ては少數者に依る土地の集中は行はれず、寧ろ土地の分散化の傾向が見られる。

〔註〕 土屋教授は曾て『宗門改帳の社會經濟史的考察』なる論文中、本宗門改帳に依り村民の石高に依る階層別及其變遷を研究された。其區分は「零」、「一石以下」、「一—五石」、「五—一〇石」、「一〇—一五石」、「一五—二〇石」、「二〇—二五石」、「二五—三〇石」の八階級とされたが、其結論は「明確なる傾向をつかむことは困難ではあるが、村内では大體において地主の土地兼併が少く、むしろこの村においては十石、十五石以上のものが減少し、一石乃至十石のものが増大する傾向を示してゐる。それは如何なる原因によるかは知りたがいが、他村の地主によつて次第に土地を兼併せられたのかも知れないし、領主の政策に

よるのかも知れない」となされた(社會經濟史學第三卷第八號、昭和八年十二月、八二、八三頁)。併し其原因はさ程複雑ではない様である。

持高と家族員數の多少との關係は、右表に依て略、正比例することが觀取される。之は財産と子女數との關係と見られないこともないが、併し寧ろ財産と封建的な大家族關係と見た方が正しいであらう。蓋し大家族中には先に掲げた様な傍系家族を含んでゐるのであるが、此等を扶養して行くには畢竟相當大なる財産、即ち石高を持たねばならぬからであり、無高或は小高のものは到底斯かる傍系家族などを養つて行くことは出来なかつたからである。而して斯かる所有關係及家族制度が次第に減退する傾向を示してゐることは注意すべきである。

追記

大牟田市にある一友を介して、同市役所學務課の米光氏から、大牟田村の「淨土宗宗門御改帳」及「宗門御改帳(何れも文化四年)並に勝光寺所藏宗門宗帳(安政四年二月十八日改)の寫を送つて戴いたが、既に成稿印刷に廻した後であつたため、遺憾乍ら參考することを得なかつた。記して兩氏の好意に深謝する。

資料

長野縣諏訪郡A村及びB村の

死産に就て

岡崎文規

長野縣諏訪郡A村及びB村の死産率(出生百中死産)は著しく高いことを、最近、聞き知つた。それで昭和十年の「市町村別人口動態統計」について、その死産率を見たのであるが、A村に於ては、出生九七に對して死産は三七即ち死産率は三八・二四であり、またB村に於ては、出生八七に對して死産は一七即ち死産率は一九・五四であることを確め得た。昭和十年に於ける全國の死産率は五・〇一に過ぎないから、實に四倍乃至七倍以上の高率に達してゐるのである。更に試みに其の他の市町村に於ける死産率をも通覽して見たが、斯くの如く高き死産率を示してゐる地方は殆んど見出すことが出来なかつた。従つてA村及びB村の死産率は、全國の市町村中、稀に見る高率のものであると言はなければならぬ。しかし昭和十年の一例のみに基いて、この兩村に於ける死産率を異常視することは輕率であるし、また内閣統計局編「市町村別人口動態統計」は國勢調査の實施せられ

たる年次に限つて公表されてゐるに過ぎないから、特にこの兩村について、最近十箇年の死産率を調査したのである。左にこの調査結果を報告するであらう。

二

A村は諏訪郡東方八ヶ岳山麓に位する高原にあつて、昭和十年の國勢調査の結果によれば、世帯數は五五五、人口は二、四八八である。

昭和五年乃至昭和十三年の出生、死産及び死産率(出生百中死産)を示せば次の如くである。

昭和	出生	死産	出生及死産(産の合計)	死産率
五年	九三	三六	一二九	二七・九一
六年	九八	二六	一二四	二〇・九〇
七年	八八	二九	一一七	二四・七九
八年	七五	三一	一〇六	二九・二四
九年	八四	四〇	一二四	三二・二六
十年	八一	三六	一一七	三〇・七七
十一年	一一一	八	一二九	六・二〇
十二年	一〇三	五	一〇八	四・六三
十三年	九七	五	一〇二	四・九〇

備考 昭和十年の「市町村別人口動態統計」によれば、A村の出生は六〇、死産は三七であつて、A村役場に於て調べた數字との間には差異があるが、こゝでは暫くA村役場の調査結果に従ふ。

右の統計について見るに、A村の死産率は昭和十年のみが特に著しく高かつたのではなくして、この傾向は昭和五年以來持續してゐたことが判る。然るに昭和十一年には急激に減少して六・二〇に低下し、昭和十二年には更に減少して、僅か四・六三に過ぎない。全國の死産率は昭和十一年

及び昭和十二年共に五・〇であるから、A村の死産率は昭和十一年には全國の死産率に略ぼ接近し、昭和十二年には全國の死産率よりも却つて低くなつてゐる。

A村の死産率は、從來、何故に斯くも高かつたか、また昭和十一年以來、何故に斯くも急激に減少するに至つたか。この原因は容易に推知することが出来るが、村長の説明を引用すれば、從來、同村には、謂ゆる墮胎の悪習があつた、然るに昭和十年に偶、この悪習が露見して、刑事上の問題を惹起し、相當に峻烈なる檢察があつた、それ以來、この悪習は一掃された爲めに、死産率は著しく低下したと言ふのである。思ふにかかる悪習はこの山村のみならず、曾つては廣く多くの地方に於ても存在してゐたであらう。たゞこの悪習は早く一掃され或は著しく改善せられたにも拘らず、この山村に於ては最近に至るまで尙引續いて存續してゐた。

昭和十一年の死産率は六・二〇であつて、これは全國の死産率に著しく接近してゐるから、之を不自然な死産なき場合の、有り得べき死産率と看做して、それ以前に於ける各年の推定死産数を算定すれば、之と現實の死産率との差は不自然なる死産推定数を示すであらう。更に出産百に對するこの不自然死産率を算出すれば次の如くである。

年	現實の死産率	推定死産率	不自然死産率
昭和五年	三六	八・〇〇	〇・二一七
〃 六年	二六	七・六九	〇・一四八
〃 七年	二九	七・二五	〇・一八六
〃 八年	三一	六・五七	〇・二三〇
〃 九年	四〇	七・六九	〇・二六一
〃 十年	三六	七・二五	〇・二四六

長野縣諏訪郡A村及びB村の死産に就て

右の計算によれば、出産に對する不自然死産率は最も少い年次に於ても約一割五分であり、最も多い年次に於ては二割六分を越えてゐる。即ち出産四に對して一つの不自然な死産があつたことになる。これは計算上の數値に過ぎないが、もし之が事實と合致してゐるならば、正に驚くべきものである。しかし現にA村に於ても昭和十一年の死産率は六・二〇に低下してゐるのであるから、この推計は全然見當違ひのものではないであらう。

三

B村はA村に隣接して居て、昭和十年の國勢調査の結果によれば、世帯數は六七六、人口は二、九五二であつて、世帯數及び人口共にA村より稍大である。

昭和五年乃至昭和十三年の出生、死産及び死産率を示せば次の如くである。

年	出生	死産	出生及び死産の合計	死産率
昭和五年	一一〇	四五	一五五	二九・〇三
〃 六年	八七	三八	一二五	三〇・四〇
〃 七年	八九	三四	一二三	二七・六四
〃 八年	九六	二五	一二一	二〇・六六
〃 九年	九三	二〇	一一三	一七・七〇
〃 十年	八三	二〇	一〇三	一九・四二
〃 十一年	一三五	一二	一四七	八・一七
〃 十二年	一〇八	六	一一四	五・二七
〃 十三年	八九	一七	一〇六	一六・〇四

備考 昭和十年の二市町村別人口動態統計によれば、B村の出生は七〇、死産は一七であつて、B村役場の發表數との間には差異があるが、こゝでは暫くB村の統計資料に據る。

右の統計について見るに、B村の死産率は、A村の場合と同様、昭和十年のみが特に著しく高かつたのではなくして、この傾向は昭和五年以來持續してゐたことが判る。たゞ昭和五年乃至昭和七年に於ては、B村の死産率は常にA村の死産率を凌駕してゐたが、昭和八年以來、多少低下の傾向を示し、A村の死産率が逆に高くなつてゐる。しかし昭和十年に於ても死産率は一九・四二であつて、全国の死産率の約四倍に達してゐるのである。然るに昭和十一年には急激に減少して八・一七に低下し、更に昭和十二年には五・二七に減少してゐる。従來、B村の死産率は常に全国の死産率の數倍にも達してゐたのであるが、昭和十一年及び昭和十二年には急激に減少したのであつて、これはA村の事例と完全に一致してゐる。既に述べた如く、A村の村長は、曾つて墮胎の悪習があつたこと竝に昭和十一年以來、その悪習が一掃されたことを、率直に話されたが、B村の村長は、同村の高き死産率をもつて専ら婦人の過激なる勞働に原因するものであると主張された。また昭和十一年及び昭和十二年に死産率が急激に低下した原因について説明を求めたところ、過激なる勞働を避けるやうに警告せる結果であらうと言はれた。しかしB村の婦人は他村の婦人に比較してどの程度に過激なる勞働をなすのであるか、また昭和十一年以來、その勞働がどの程度に緩和せられたかを實證せられるのでなければ、村長の主張には容易に承服し難い。私に聞くところによれば、昭和十年の檢察は先づB村に於てなされたとも言ふから、同村に於ても、從來、この悪習があつたのではなからうか。B村の婦人に限らず、一般に農村婦人の勞働は相當に過激であることを十分に承知はしてゐるが、B村の死産率を斯くも高からしめた原因を、婦人の過激なる勞働のみに歸せしめんとするのは無理であつて、寧ろA村の村長の率直なる説明をこそ信頼し度い。

尙またA村の死産率は昭和十一年以來、激減して昭和十三年に及んでゐるが、B村に在つては、昭和十一年及び昭和十二年の死産率は極めて著しき減少を示したが、昭和十三年には再び一六・〇四に上昇してゐる。これは實に憂慮すべき現象である。しかしこの事實のみからB村には再び好ましからざる風習が繰り返し行はれ初めたと速断し度くない。昭和十三年の高き死産率は果して如何なる原因によるものであるかは、今後の死産率の推移を見極めた上で判断することとしよう。

昭和十一年の死産率八・一七は全国の死産率よりも稍高く、昭和十二年の死産率五・二七は全国の死産率と略ぼ均しいのであつて、この平均死産率六・九〇を不自然な死産なき場合の有り得べき死産率と看做して、推定死産數、不自然な死産推定數及び出産に對する不自然死産率を計算すれば次の如くである。

昭和	五年	六年	七年	八年	九年	十年
現實の死産數	四五	三八	三四	二五	二〇	二〇
死産率六・九と假定せる場合の推定死産數	一〇・七〇	八・六三	八・四九	八・三五	七・八〇	七・一〇
現實の死産數と推定死産數との差(不自然な死産推定數)	三四・三〇	二九・三七	二五・五一	一六・六五	一二・二〇	一二・九〇
出産に對する不自然死産率	〇・二二一	〇・二三五	〇・二〇七	〇・一三八	〇・一〇八	〇・二二五

右の計算によれば、出産に對する不自然死産率は、最も少い年に於ても一割強であり、最も多い年には二割三分を越えてゐる。A村の死産率を六・二と假定したに對して、B村の死産率を六・八と假定したことにもよるであらうが、B村の不自然死産率は、A村のそれに比較すれば稍、良好である。しかしB村に於ても出産五乃至八に對して一つの不自然死産があつた

ことになる。勿論、これは計算上の數値に過ぎないが、B村の死産率も、現に昭和十一年には八・二七、昭和十二年には五・二七に低下してゐるのであるから、この推計も全然見當違ひのものとは言へないであらう。

四

既に述べた如く、昭和十年までA村及びB村に於ける死産率は頗る高かつた。死産率が斯くの如くに高ければ、出生率はその影響を受けて自から低かるべきである。一應は想像し得るのであるが、事實は必ずしもさうではないのであつて、出生率も相當に高いのである。即ちA村の出生率を見るに、昭和五年には三七・八、昭和十年には三二・六である。またB村の出生率は、昭和五年には三八・一、昭和十年には二六・五七である。そして全國の出生率は昭和五年には三二・三五、昭和十年には三二・六三であるから、昭和十年のB村の出生率を除外すれば、A村及びB村の出生率は全國の出生率を遙かに凌駕してゐることが判る。もしこの兩村の死産率が全國の死産率と同一程度に低いものであつたと假定したならば、A村の出生率は昭和五年には四九・二、昭和十年には四三・八であり、またB村の出生率は、昭和五年には四九・八、昭和十年には三二・五に達してゐたと推算される。哺乳中のある期間、受胎が妨げられるに反して、死産ある場合、次の懷妊は比較的容易であると言はれるから、この推定出生率は高きに過ぎるであらうと言ふ非難がなされるかも知れない。しかし昭和十一年の現實の出生率を算出すれば、A村に於ては實に四七・三四、B村に於ては四四・四五に達してゐる。東北地方の農村に於ては、これよりも高き出生率を示してゐる場合も少くないが、この兩村の出生率は、全國的に見て、最も高き部類に屬することは確かである。

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (一)

A村及びB村の出生率は、死産率の高い昭和十年以前に於ても決して低くはなかつたのである。死産率が著しく低下せる昭和十一年以後、妊孕力に變化がなき限り、この高き出生率は持續するものと考へなければならぬ。A村の村長は從來の悪習が一掃されたことを大なる喜びとしてゐられた。確かにこれは喜ばしき現象である。しかしこの山村が高き出生率を持續することは取りも直さず經濟的負擔の加重を意味するものであつて、高き出生率を祝福すると同時に、今にしてその收容力について適正なる方策を講ずるのでなければ、人口と經濟との關係に於て、至難の問題を惹起する危険があると信ずるのである。

最近に於ける我が國死亡率の

若干の傾向 (豫報) (一)

館 稔

上 田 正 夫

窪 田 嘉 彰

目 次

一 序

二 男子特殊死亡率

- (一) 總數 (二) 零歳死亡率(乳兒死亡率) (三) 一歳死亡率 (四) 二歳死亡率 (五) 三歳死亡率 (六) 四歳死亡率 (七) 五―九歳死亡率 (八) 一〇―一四歳死亡率 (九) 一五―一九歳死亡率 (一〇) 二〇―二四歳死亡率 (一一) 二五―二九歳死亡率 (一二) 三〇―三四歳死亡率 (一三) 三五―三九歳死亡率 (一四) 四〇―四九歳死亡率 (一五) 五〇―五九歳死亡率 (一六) 六〇歳以上死亡率 (以上本號掲載)

ことになる。勿論、これは計算上の數値に過ぎないが、B村の死産率も、現に昭和十一年には八・二七、昭和十二年には五・二七に低下してゐるのであるから、この推計も全然見當違ひのものとは言へないであらう。

四

既に述べた如く、昭和十年までA村及びB村に於ける死産率は頗る高かつた。死産率が斯くの如くに高ければ、出生率はその影響を受けて自から低かるべきである。一應は想像し得るのであるが、事實は必ずしもさうではないのであつて、出生率も相當に高いのである。即ちA村の出生率を見るに、昭和五年には三七・八、昭和十年には三一・六である。またB村の出生率は、昭和五年には三八・一、昭和十年には二六・五七である。そして全國の出生率は昭和五年には三二・三五、昭和十年には三一・六三であるから、昭和十年のB村の出生率を除外すれば、A村及びB村の出生率は全國の出生率を遙かに凌駕してゐることが判る。もしこの兩村の死産率が全國の死産率と同一程度に低いものであつたと假定したならば、A村の出生率は昭和五年には四九・二、昭和十年には四三・八であり、またB村の出生率は、昭和五年には四九・八、昭和十年には三二・五に達してゐたと推算される。哺乳中のある期間、受胎が妨げられるに反して、死産ある場合、次の懷妊は比較的容易であると言はれるから、この推定出生率は高きに過ぎるであらうと言ふ非難がなされるかも知れない。しかし昭和十一年の現實の出生率を算出すれば、A村に於ては實に四七・三四、B村に於ては四四・四五に達してゐる。東北地方の農村に於ては、これよりも高き出生率を示してゐる場合も少くないが、この兩村の出生率は、全國的に見て、最も高き部類に屬することは確かである。

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (一)

A村及びB村の出生率は、死産率の高い昭和十年以前に於ても決して低くはなかつたのである。死産率が著しく低下せる昭和十一年以後、妊孕力に變化がなき限り、この高き出生率は持續するものと考へなければならぬ。A村の村長は從來の悪習が一掃されたことを大なる喜びとしてゐられた。確かにこれは喜ばしき現象である。しかしこの山村が高き出生率を持續することは取りも直さず經濟的負擔の加重を意味するものであつて、高き出生率を祝福すると同時に、今にしてその收容力について適正なる方策を講ずるのでなければ、人口と經濟との關係に於て、至難の問題を惹起する危険があると信ずるのである。

最近に於ける我が國死亡率の

若干の傾向 (豫報) (一)

館 稔

上 田 正 夫

窪 田 嘉 彰

目 次

一 序

二 男子特殊死亡率

- (一) 總數 (二) 零歳死亡率(乳兒死亡率) (三) 一歳死亡率 (四) 二歳死亡率 (五) 三歳死亡率 (六) 四歳死亡率 (七) 五―九歳死亡率 (八) 一〇―一四歳死亡率 (九) 一五―一九歳死亡率 (一〇) 二〇―二四歳死亡率 (一一) 二五―二九歳死亡率 (一二) 三〇―三四歳死亡率 (一三) 三五―三九歳死亡率 (一四) 四〇―四九歳死亡率 (一五) 五〇―五九歳死亡率 (一六) 六〇歳以上死亡率 (以上本號掲載)

三 女子特殊死亡率

附 男女特殊死亡率比較

四 括 要

一 序

一般に、他の文明國に比して我が國の死亡率が良好であると云ひ得ないことは周知の通りである。然かも最近に於ける死亡率の傾向は決して樂觀を許さぬものがある。

事變發生以來總死亡率の變動が極めて微細なることのみを以て直ちに死亡率に對する事變の影響が現はれてゐないとは云ひ得ない。又、一部には、最近に於ける乳兒死亡率の低下を全く乳兒保健狀態の改善に歸し之を慶ぶ意見もある。又、更に過日發表せられたる内閣統計局第六回生命表に據つて、我が國の生命表にも文明國並に男女死亡率の轉換の兆が現はれたことを慶ぶべき現象とする意見もあるやうである(註)。果して此等の現象が慶賀すべき現象なりや否や、假りに此等の現象が慶ぶべき現象でありとしても更に憂ふべき現象が存在せざるや否や、此等の問題を明かにするには、死亡率變動の内容を検討する必要がある。先づ第一に死亡統計自體が更に詳細精密に分析せられねばならぬ。そして人口政策上、不斷に變動する死亡率の動向に注視を怠つてはならないのである。

註 以上の男女死亡率の轉換の要因を検討し、必ずしも慶賀すべき現象に非ざる所以を明かにしたものに右の論文がある。本稿に後述するところと併せて参照せられ度い。高津英雄氏「男女別に見たる死亡率の變化」—内閣統計局「統計時報」第九八號、昭・一五・六。

本稿は最近に於ける我が國死亡率の諸傾向を明かにする一つの材料を得

る爲に算定したる男女別、年齢別及主要死因別の特殊死亡率にただ若干の簡條書の説明を加へたるに過ぎないものであつて、或は生物學的、醫學的、或は社會學的、經濟學的な考慮を加へようとする域には達してゐないのである。

右の特殊死亡率算定の方法は曩に本誌に掲載したる國勢調査問年次に於ける推計男女別、年齢別人口(註)を除數にとり、内閣統計局「死因統計」の中分類に據り種類別死亡數を求めて之を被除數にとり、比例數を算定する方法に依つた。但し結核のみに就いては死因統計中分類第一一番の呼吸器の結核と第一二番のその他の結核の兩者及其の合計を採ることとした。

註 館 稔・窪田嘉彰「國勢調査問年次に於ける男女年齢別人口の推計(一)。(二)——人口問題研究所「人口問題研究」第一卷第二號及第三號、昭・一五・五及六參照。

次に主要死因の選定方法は、昭和一〇年につき、男女夫々特殊年齢別の死亡總數に對して占める死因別死亡數の割合の順位を求め、其の割合の最大なるものを第一位に置き、第一位より順次採定して死亡總數の七〇%に達し又は之を超越するところを限界として留め、それ以上の順位の死因を採つて主要死因と定めたのである。

考察の期間は、應昭和五年より昭和一三年に至る九箇年間とし、特に昭和一〇年以後の説明に重點を置くこととした。我が國最近の經濟構造の急速の變化、從つて國民の社會生活狀態の變化は滿洲事變後に始まり逐年其の速度を著しくして昭和一二年戰時體制下に突入した。死亡率の變化が純然たる生物學的、社會衛生學的的要因のみによつて規定されざる限り、此等の重大なる社會的事實の變化は死亡率の上に反映しなければならぬ。

而して其の時期は昭和五年と同一〇年の中間に始まるべき筈である。考察

期間を以上の如くに採つた理由の一は此處に存するのである(註)。

註 大正九年から昭和一〇年に至る間を考察の主たる期間として、我が國死亡率に關する極めて得要の左の研究がある。特に參照されんことを推奨する。

醫學博士渡邊定・川井三郎兩氏「我國に於ける出生及死亡の推移並に將來の人口觀察」—生命保險會社協會「會報第二八卷第一號、昭・一四・四。

尙本稿に於て「傾向」と稱するものは主として圖上に於て求める移動平均法に依つたものである。期間が短かく従つて項の數も少いし且つ一々傾向線を算定する繁を避けんとしたことによる。又、以下に於て傾向を説明する場合に「不變」と云ふ語を用ふることがある。此の語は甚だ不適當ではあるが、上昇又は下降の傾向の認められないこと、即ち謂はば「保合」の状態を意味することとする。稍、嚴密に云へば、傾向線の形狀が直線に近く、横軸に平行する場合を指すものとする。

二 男子特殊死亡率

一 總數

(1) 第一表、第二表、第一圖及第二圖の如く、特殊死亡率の全面に互つて相當顯著なる一上二下を繰り返してゐるが、總數に於ては全期間を通じて傾向として輕微なる下降を認めることが出来る。而して此の期間を通じて最低を示す昭和一〇年は傾向の一つの轉換點であるかの如く思はれる。即ち、昭和六年(滿洲事變)を最高として昭和一〇年に至る迄、しかく顯著ではないが下降の傾向を認めることが出来る。之に對して昭和一〇年から昭和一三年に至る間に於ては—素より極めて短期間であつて明確なる傾向を求めることは困難であるが—最早低下の傾向を認め難い

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (一)

のであつて、少くとも停頓状態と見なければならぬ(註)。

註 以下假りに昭和五年—同一〇年の間を前期、昭和一〇年—同一三年の間を後期と呼ぶこととする。

(2) 後期に於て年齢別死亡率中特色ある傾向を示せるものを擧ぐれば次の如くである。

(イ) 零歳及一歳死亡率のみが低下を示し、爾餘の年齢階級に於ては何れも多少とも上昇の傾向を認めることが出来る。

(ロ) 特に上昇傾向の顯著なるものは一五—一九歳の階級であり、三歳、四歳、一〇—一四歳及五—九歳の階級である。

(ハ) 二〇—二四歳、二五—二九歳及三〇—三四歳の壯年人口の死亡率の傾向は前期を通じて憂慮すべき状態にあつたのであるが後期に至つても其の傾向を改めざることは頗る注目し價するものと云はねばならぬ。

(ニ) 支那事變發生の昭和一二年から同一三年にかけて總數に於て稍、上昇を示してゐるが、此の間に於ける増加の特に顯著なる年齢階級は四〇歳以上であつて、高次年齢に至る程上昇の度を増すかの觀がある。

(ホ) 後期に於ける死亡率總數の上昇傾向は比較的緩慢であるが、それには零歳及一歳の死亡率の低下が、爾餘の年齢階級に於ける上昇の傾向を打消してゐる形である。

(3) 昭和一〇年の事實に就て見るに、男總數の主要死因は、第三表の通り、「呼吸器」及「其他」の結核を併せて一一%を超えて第一位に上り、「腦出血、腦栓塞及腦血栓」が第二位を占めて一〇%を超えてゐる。以下、「肺炎」九%、「先天性弱質」(一歳未満)六%、「下痢及腸炎」(二歳未満)六%、「老衰」五%、「腎臟炎」五%、「癌、其の他の悪性腫瘍」四%、

第 1 表 昭和5年 男女5歲階級別死亡率

(各年齡階級人口 10,000 に付)

(1) 實 數

年 齡	昭和5年	昭和6年	昭和7年	昭和8年	昭和9年	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年	昭和5年	昭和6年	昭和7年	昭和8年	昭和9年	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年
總 數	186.47	195.54	182.43	183.03	186.56	173.77	180.99	175.20	180.70	176.82	184.05	172.16	171.66	175.07	161.75	169.13	164.03	168.91
0歲	1,421.36	1,470.02	1,357.66	1,340.01	1,372.32	1,231.10	1,258.41	1,217.41	1,212.80	1,226.90	1,264.78	1,183.42	1,161.76	1,183.12	1,062.55	1,079.16	1,048.97	1,039.18
1歲	398.59	439.12	412.52	392.28	420.28	376.04	364.77	384.82	341.22	382.04	417.62	398.14	376.66	394.77	360.67	340.57	364.51	319.65
2歲	205.76	224.56	213.54	204.25	214.45	204.86	199.33	213.96	210.40	203.90	221.19	211.28	200.05	207.48	199.93	197.00	209.95	205.33
3歲	131.61	144.29	141.10	136.32	141.71	132.97	137.03	145.09	146.78	135.65	146.62	146.05	135.14	145.79	134.48	138.23	149.76	144.58
4歲	86.69	90.27	92.42	93.49	91.23	90.34	87.65	97.38	96.15	93.21	95.86	95.24	92.73	93.40	92.44	90.76	101.76	99.40
0—4歲	470.49	504.79	473.56	464.37	470.19	427.34	436.52	432.72	415.18	426.00	454.69	431.34	417.82	422.16	386.27	390.34	391.24	371.95
5—9歲	41.37	41.64	40.17	39.37	41.28	39.67	39.06	40.59	41.87	43.68	43.77	40.81	40.51	42.94	39.58	38.67	41.45	42.21
10—14歲	27.18	26.90	26.37	26.68	26.92	25.42	27.19	26.59	28.04	37.51	36.73	34.93	35.29	36.36	34.51	36.73	36.14	38.41
15—19歲	73.12	74.91	70.34	73.61	73.70	70.06	75.53	75.54	80.83	86.52	85.98	80.79	83.32	84.78	80.71	88.85	87.75	92.39
20—24歲	91.57	95.12	91.00	94.64	96.76	93.79	99.22	96.55	98.16	100.76	100.44	94.19	96.24	97.32	93.08	98.44	95.86	98.23
25—29歲	78.17	81.31	77.98	81.71	83.34	80.73	85.84	82.76	86.67	89.17	92.02	87.05	88.05	87.93	82.35	85.95	85.47	87.98
30—34歲	70.49	73.32	71.55	73.57	75.16	71.72	76.24	73.93	76.14	85.63	89.43	84.28	83.31	85.00	78.81	83.31	79.04	83.29
35—39歲	78.90	82.67	79.16	79.19	81.01	75.81	78.73	77.51	82.03	91.51	96.48	91.34	89.50	90.50	83.17	86.58	84.37	88.62
40—44歲	101.83	106.84	98.56	99.51	100.52	95.79	97.52	95.90	101.87	97.05	100.30	92.95	95.56	96.84	88.56	92.01	88.46	93.21
45—49歲	142.86	150.86	139.17	137.90	140.31	134.91	135.49	131.76	140.41	107.47	112.81	107.17	105.36	106.86	101.38	105.85	101.09	106.43
50—54歲	200.41	209.02	197.32	198.66	202.10	195.15	202.83	195.73	206.74	136.95	144.29	135.95	136.20	139.83	134.67	140.11	136.13	142.14
55—59歲	287.76	296.69	283.80	283.50	293.45	280.80	292.95	283.87	307.09	187.29	191.67	183.74	186.28	183.96	180.28	186.95	181.09	196.97
60—64歲	433.66	442.95	415.15	416.91	420.71	397.00	423.51	409.40	444.52	281.09	283.84	267.40	266.96	271.15	256.77	270.45	263.29	284.19
65—69歲	619.17	654.98	625.82	623.84	656.39	625.17	645.74	602.68	657.24	423.66	443.81	427.49	424.09	442.51	409.23	437.61	402.76	435.23
70—74歲	964.20	1,028.58	950.54	955.66	957.71	892.06	961.57	922.63	989.37	743.22	687.62	692.91	702.12	635.67	684.73	654.21	711.46	711.46
75—79歲	1,383.18	1,478.39	1,320.51	1,375.58	1,457.90	1,347.51	1,493.31	1,388.45	1,541.41	1,064.55	1,106.67	1,021.45	1,053.83	1,124.97	1,039.93	1,156.86	1,081.72	1,190.29

男

女

80—84歳	2,082.23	2,232.78	1,960.25	2,082.52	2,130.64	1,877.05	2,119.80	1,954.48	2,277.53	1,606.62	1,738.77	1,561.08	1,644.89	1,720.89	1,511.70	1,711.17	1,593.23	1,812.54
85—89歳	2,806.06	3,052.63	2,762.24	2,858.91	2,958.56	2,672.58	3,167.11	2,818.72	3,312.49	2,369.74	2,592.08	2,299.44	2,424.10	2,519.99	2,268.62	2,678.82	2,488.17	2,940.84
90歳	3,651.44	4,236.91	4,104.63	4,218.97	4,338.65	3,824.08	4,403.67	4,352.97	5,097.17	3,014.20	3,650.23	3,580.39	3,885.46	3,934.50	3,291.25	4,304.83	4,308.03	5,092.40
60歳	779.53	824.38	753.32	768.49	789.98	731.76	780.33	730.69	801.36	623.79	656.80	607.84	618.19	641.51	584.29	630.21	586.96	643.77

(2) 指 数 (昭和10年基準)

年 齢	昭和5年	昭和6年	昭和7年	昭和8年	昭和9年	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年	昭和14年	昭和15年	昭和16年	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年	昭和21年	昭和22年	昭和23年
總 数	107.31	112.53	104.98	105.33	107.36	100.00	104.15	100.82	103.99	109.32	113.79	106.44	106.13	108.23	100.00	104.56	101.41	104.43	
男																			
0歳	115.45	119.41	110.28	108.85	111.47	100.00	102.22	98.89	98.51	115.47	119.03	111.38	109.34	111.35	100.00	101.56	98.72	97.80	
1歳	106.00	116.77	109.70	104.32	111.76	100.00	97.00	102.33	90.74	105.93	115.79	110.39	104.43	109.45	100.00	94.43	101.06	88.63	
2歳	100.44	109.62	104.24	99.70	104.68	100.00	97.30	104.44	102.70	101.99	110.63	105.68	100.06	103.78	100.00	98.53	105.01	102.70	
3歳	98.98	108.51	106.11	102.52	106.57	100.00	103.05	109.11	110.39	100.87	109.03	108.60	100.49	108.41	100.00	102.79	111.36	107.51	
4歳	95.96	99.92	102.30	103.49	100.99	100.00	97.02	107.79	106.43	100.83	103.70	103.03	100.31	101.04	100.00	98.18	110.08	107.53	
0—4歳	110.10	118.12	110.82	108.67	110.03	100.00	102.15	101.26	97.15	110.29	117.71	111.67	108.17	109.29	100.00	101.05	101.29	96.29	
5—9歳	104.29	104.97	101.26	99.24	104.06	100.00	98.46	102.32	103.55	110.36	110.59	103.11	102.35	106.72	100.00	97.70	104.72	106.64	
10—14歳	106.92	105.82	103.74	104.96	105.90	100.00	106.96	104.60	110.31	108.69	106.43	101.22	102.26	105.36	100.00	106.43	104.72	111.30	
15—19歳	104.37	106.92	100.40	105.07	105.20	100.00	107.81	107.82	115.37	107.20	106.53	100.10	103.23	105.04	100.00	110.09	108.72	114.47	
20—24歳	97.63	101.42	97.03	100.91	103.17	100.00	105.79	102.94	104.66	108.25	107.91	101.19	103.39	104.56	100.00	105.76	102.99	105.53	
25—29歳	96.83	100.72	96.59	101.21	103.23	100.00	106.33	102.51	107.36	108.28	111.74	105.71	106.92	106.78	100.00	104.37	103.79	106.84	
30—34歳	98.28	102.23	99.76	102.58	104.80	100.00	106.30	103.08	106.16	108.65	113.48	106.94	105.71	107.85	100.00	105.71	100.29	105.68	
35—39歳	104.08	109.05	104.42	104.46	106.86	100.00	103.85	102.24	108.20	110.03	116.00	109.82	107.61	108.81	100.00	104.10	101.44	106.55	
40—44歳	106.31	111.54	102.89	103.88	104.94	100.00	101.81	100.11	106.35	109.56	113.23	104.93	107.88	109.32	100.00	103.87	99.86	105.23	
45—49歳	105.89	111.82	103.16	102.22	104.00	100.00	100.43	97.67	104.08	106.01	111.27	105.65	103.93	105.41	100.00	104.41	99.71	104.98	
50—54歳	102.70	107.11	101.11	101.80	103.56	100.00	103.94	100.30	105.94	101.69	107.14	100.95	101.14	103.83	100.00	104.04	101.08	105.55	
55—59歳	102.48	105.66	101.07	100.96	104.50	100.00	104.33	101.09	109.36	103.89	106.32	101.92	103.33	104.81	100.00	103.70	100.45	109.26	
60歳	106.53	112.66	102.95	105.02	107.96	100.00	106.64	99.85	109.51	106.76	112.41	104.03	105.80	109.79	100.00	107.86	100.46	110.18	

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (一)

各 歳 別 死 亡 率

(各年齢階級人口 10,000 に付)

年 齢	總 數				男				女			
	昭和1)	昭和 11	昭和 12年	昭和 13年	昭和 10年	昭和 11年	昭和 12年	昭和 13年	昭和 10年	昭和 11年	昭和 12年	昭和 13年
45歳	106.83	110.85	99.32	112.70	116.12	123.49	108.49	125.77	96.99	96.36	89.53	98.63
46歳	109.93	113.96	110.92	112.09	123.98	126.16	124.19	125.07	95.13	101.04	96.81	98.29
47歳	114.96	118.55	118.12	125.15	131.76	132.16	133.20	141.10	97.15	104.24	102.22	108.24
48歳	124.73	123.95	124.28	131.85	143.51	139.01	142.49	150.51	105.27	108.06	105.21	112.24
49歳	139.99	139.01	132.21	138.42	165.21	157.73	151.46	160.75	114.43	119.71	111.99	115.14
45—49歳	118.52	121.05	116.84	123.90	134.91	135.49	131.76	140.41	101.38	105.85	101.09	106.43
40—49歳	104.83	107.20	103.81	109.76	114.32	115.30	112.61	119.53	94.75	98.57	94.41	99.33
50歳	142.20	150.85	143.10	147.78	167.63	176.11	163.89	172.96	116.44	125.37	121.78	121.46
51歳	157.46	160.13	159.51	162.39	185.36	185.87	190.39	187.20	129.83	134.17	128.53	137.08
52歳	162.99	167.77	164.30	177.27	191.47	198.75	193.39	210.93	135.36	137.28	133.20	143.70
53歳	175.35	183.21	177.53	188.80	209.92	217.22	209.22	225.97	141.65	150.43	146.53	151.78
54歳	185.59	194.11	186.45	200.97	222.51	236.97	225.53	244.25	149.86	152.65	149.04	158.93
50—54歳	164.65	171.25	165.83	174.56	195.15	202.83	195.73	206.74	134.67	140.11	136.13	142.14
55歳	200.04	202.46	201.92	216.51	241.01	245.59	243.17	262.89	160.27	161.06	162.33	172.47
56歳	212.21	217.11	212.70	229.04	258.69	261.64	260.85	279.52	167.63	174.27	171.65	181.00
57歳	226.21	235.27	229.51	243.08	276.17	292.21	285.24	298.95	178.10	181.18	166.23	190.43
58歳	255.03	260.48	212.51	280.87	313.94	324.25	313.33	344.77	199.46	199.73	206.42	220.65
59歳	256.21	283.96	261.44	287.49	319.25	349.88	322.73	356.32	197.52	222.53	199.75	223.59
55—59歳	229.35	238.64	230.25	250.42	280.80	292.95	283.87	307.09	180.28	186.95	181.09	196.97
50—59歳	195.43	203.73	197.31	210.93	235.57	245.86	237.70	254.02	156.54	162.89	158.05	168.87
60歳	284.52	290.26	295.26	307.34	351.78	360.98	363.96	380.66	222.27	225.26	232.06	239.21
61歳	311.16	327.45	298.94	343.39	379.48	407.73	370.13	423.55	248.72	254.17	234.39	270.63
62歳	321.91	356.15	335.00	350.91	395.31	439.06	414.26	434.60	256.25	281.44	263.67	276.09
63歳	341.45	366.28	365.33	393.25	424.58	451.40	443.34	487.01	266.95	291.31	296.11	310.15
64歳	375.81	394.73	384.37	423.07	456.71	483.63	478.20	520.65	304.26	316.39	463.67	337.92
60—64歳	323.36	342.97	332.40	360.10	397.00	423.51	409.40	444.52	256.77	270.45	263.29	284.19
65歳	435.38	442.74	402.73	444.87	539.62	540.75	492.47	551.76	345.40	357.60	303.10	353.95
66歳	469.45	497.06	447.95	477.28	590.77	605.27	545.27	591.89	367.88	405.43	365.10	379.99
67歳	473.63	550.74	518.09	534.13	587.67	679.47	627.53	654.05	379.63	445.16	427.30	434.03
68歳	565.40	538.41	560.36	610.33	679.88	656.09	700.20	737.10	469.85	443.50	443.13	507.44
69歳	618.32	654.11	561.27	669.89	760.90	776.19	685.11	826.36	504.39	554.52	463.67	547.18
65—69歳	507.31	532.12	493.36	535.85	625.17	645.74	602.68	657.24	409.23	437.61	402.76	435.23
60—69歳	400.27	419.15	397.00	430.23	489.93	510.74	484.99	527.18	321.95	324.24	320.50	345.83
70歳	629.45	721.76	677.94	659.75	758.05	868.82	813.46	796.08	527.78	607.06	570.04	554.86
71歳	701.01	743.78	732.69	805.46	840.65	888.57	894.88	960.88	592.18	632.22	609.39	684.35
72歳	762.84	799.00	757.97	872.63	901.04	965.83	904.99	1,045.42	658.31	672.42	647.70	744.77
73歳	814.31	901.14	819.07	910.52	990.46	1,068.45	973.43	1,078.58	686.60	778.12	705.23	787.97
74歳	951.54	944.14	925.84	980.60	1,134.93	1,130.65	1,112.24	1,163.64	821.21	812.74	792.74	849.49
70—74歳	746.32	803.82	769.67	830.42	892.06	961.57	922.63	989.37	635.67	684.73	654.21	711.46
75歳	983.94	1,108.75	972.36	1,120.09	1,161.77	1,305.98	1,129.41	1,305.53	857.26	977.76	865.03	991.64
76歳	793.30	1,181.66	1,134.03	1,172.37	1,299.66	1,368.50	1,323.55	1,378.27	1,000.79	1,052.68	1,007.43	1,036.02
77歳	1,184.43	1,347.69	1,204.87	1,360.82	1,366.42	1,552.94	1,384.73	1,606.80	1,063.17	1,212.93	1,084.65	1,201.74
78歳	1,261.86	1,408.66	1,360.56	1,477.78	1,460.71	1,647.64	1,573.18	1,682.22	1,133.13	1,254.59	1,233.09	1,345.59
79歳	1,348.29	1,470.89	1,441.93	1,656.19	1,563.29	1,678.24	1,659.70	1,917.78	1,216.69	1,341.09	1,377.19	1,495.51
75—79歳	1,163.02	1,291.07	1,203.44	1,329.37	1,347.51	1,493.31	1,388.45	1,541.41	1,039.93	1,156.86	1,081.72	1,190.29
70—79歳	905.01	978.64	919.26	993.53	1,057.47	1,143.22	1,074.89	1,160.56	794.78	859.98	807.17	873.78
80歳	1,437.05	1,615.47	1,507.06	1,796.93	1,670.48	1,881.04	1,718.85	2,066.96	1,298.89	1,458.31	1,378.87	1,634.18
81歳	1,508.29	1,789.85	1,625.11	1,868.95	1,707.42	2,062.91	1,848.94	2,178.33	1,393.55	1,633.58	1,497.03	1,687.89
82歳	1,775.39	1,850.19	1,761.34	1,973.48	2,069.56	2,083.18	2,056.41	2,279.27	1,612.02	1,720.31	1,597.99	1,804.22
83歳	1,764.66	2,169.10	1,858.70	2,188.95	2,038.78	2,462.41	2,084.00	2,553.75	1,617.57	2,011.38	1,737.11	1,993.41
84歳	2,082.94	2,171.96	2,182.18	2,326.53	2,293.23	2,456.61	2,430.51	2,608.45	1,975.79	2,023.84	2,052.69	2,178.98
80—84歳	1,643.24	1,858.31	1,723.79	1,980.84	1,877.05	2,119.80	1,954.48	2,277.53	1,511.70	1,711.17	1,593.23	1,812.54
85歳	2,231.93	2,649.65	2,211.04	2,718.78	2,473.55	2,996.97	2,489.26	2,950.02	2,087.62	2,477.66	2,070.33	2,601.58
86歳	2,269.26	2,777.92	2,646.08	2,808.16	2,632.49	3,168.78	2,839.83	3,120.86	2,104.37	2,592.54	2,552.56	2,653.99
87歳	2,478.69	2,767.62	2,791.66	3,295.59	2,771.90	3,030.60	3,016.93	3,584.63	2,347.20	2,650.82	2,687.15	3,159.09
88歳	2,674.39	3,084.58	2,786.21	3,498.96	2,993.02	3,332.40	3,014.42	3,870.00	2,539.98	2,975.28	3,056.78	3,329.67
89歳	2,839.88	3,307.44	3,090.28	3,816.73	2,870.61	3,801.01	3,290.11	3,881.32	2,825.61	3,098.70	3,003.01	3,788.80
85—89歳	2,395.96	2,833.55	2,594.58	3,061.76	2,672.58	3,167.11	2,818.72	3,312.49	2,268.62	2,678.82	2,488.17	2,940.84
80—89歳	1,822.06	2,077.33	1,918.44	2,220.11	2,047.56	2,332.52	2,130.86	2,488.18	1,700.96	1,939.69	1,802.75	2,073.31
90歳△	3,430.45	4,333.01	4,321.24	5,093.84	3,824.08	4,403.67	4,352.97	5,097.17	3,291.25	4,304.83	4,308.03	5,092.40

第2表 自昭和10年至昭和13年 男女

年 齡	總 數				男				女			
	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年
總 數	167.78	175.08	169.63	174.82	173.77	180.99	175.20	180.70	161.75	169.13	164.03	168.91
0 歲	1,147.92	1,170.13	1,134.42	1,127.21	1,231.10	1,258.41	1,217.41	1,212.80	1,062.55	1,079.16	1,048.97	1,039.18
1 歲	368.44	352.78	374.78	330.54	376.04	364.77	384.82	341.22	360.67	340.57	364.51	319.65
2 歲	202.42	198.17	211.97	207.89	204.86	199.33	213.96	210.40	199.93	197.00	209.95	205.33
3 歲	133.72	137.62	147.40	145.69	132.97	137.03	145.09	146.78	134.48	138.23	149.76	144.58
4 歲	91.38	89.19	99.55	97.75	90.34	87.65	97.38	96.15	92.44	90.76	101.76	99.40
0—4 歲	407.03	413.68	412.20	209.76	427.34	436.52	432.72	415.18	386.27	390.34	391.24	371.95
5 歲	61.41	60.15	63.71	66.34	61.01	59.56	61.55	64.31	61.82	60.75	65.91	68.40
6 歲	46.13	43.26	46.57	46.10	46.50	43.16	46.35	46.26	45.75	43.36	46.80	45.93
7 歲	35.89	35.22	36.71	38.13	35.93	36.05	36.81	38.78	35.85	34.37	36.60	37.47
8 歲	28.64	29.61	30.55	30.37	29.00	30.75	30.50	30.97	28.27	28.46	30.60	29.75
9 歲	25.76	25.24	26.03	27.98	25.60	24.92	26.26	27.78	25.93	25.55	25.80	28.18
5—9 歲	39.63	38.86	41.01	42.04	39.67	39.06	40.59	41.87	39.58	38.67	41.45	42.21
0—9 歲	231.52	234.73	234.38	223.74	242.33	246.97	244.99	234.83	220.50	222.25	223.55	212.43
10 歲	23.61	24.55	24.64	25.52	22.58	24.04	23.86	25.13	24.65	25.06	25.43	25.88
11 歲	25.20	25.38	24.71	26.04	23.33	24.22	22.28	23.75	27.10	27.17	27.20	28.33
12 歲	25.88	28.08	27.38	28.83	21.55	23.23	23.75	24.93	30.29	33.03	31.07	32.81
13 歲	32.07	34.39	34.54	36.61	25.85	27.09	27.42	28.74	38.38	41.82	41.81	44.67
14 歲	43.92	48.18	46.92	50.74	34.35	38.00	36.49	38.68	53.71	58.53	57.57	63.14
10—14 歲	29.92	31.92	31.32	33.17	25.42	27.19	26.59	28.04	34.51	36.74	36.14	38.41
15 歲	53.18	62.73	61.27	65.43	42.44	49.40	49.99	53.95	64.17	76.40	72.77	77.17
16 歲	70.90	72.64	79.42	80.21	62.38	63.47	69.45	70.33	79.58	95.34	89.68	90.29
17 歲	79.75	87.18	82.98	94.45	75.18	80.97	78.70	89.84	84.41	93.51	87.38	99.19
18 歲	85.71	94.74	92.97	93.13	84.57	91.96	90.06	91.58	86.88	97.57	95.95	94.85
19 歲	91.25	98.24	95.52	103.22	90.92	98.51	95.16	103.45	91.57	97.97	95.89	102.98
15—19 歲	75.34	82.12	81.58	86.54	70.06	75.53	75.54	80.83	80.71	88.85	87.75	92.39
10—19 歲	50.98	55.09	54.57	58.10	46.12	49.51	49.26	52.73	55.92	60.77	60.00	63.58
20 歲	93.62	98.03	97.59	102.16	94.15	97.69	95.43	102.77	93.09	98.37	99.88	101.55
21 歲	96.28	101.01	95.54	97.34	98.37	99.49	93.28	97.01	94.26	102.54	97.84	97.67
22 歲	94.28	100.79	96.97	96.27	95.91	102.81	97.87	95.46	93.55	98.82	96.05	97.10
23 歲	92.64	99.40	97.48	98.18	92.36	101.18	101.78	97.08	92.92	97.64	93.31	99.30
24 歲	99.69	94.88	93.30	97.02	87.99	95.08	94.61	98.53	91.43	94.68	92.01	95.55
20—24 歲	93.43	98.83	96.21	98.20	93.79	99.22	96.55	98.16	93.08	98.44	95.86	98.23
25 歲	88.01	92.65	89.68	92.88	87.09	92.41	89.42	93.68	88.94	92.91	89.94	92.10
26 歲	82.57	89.97	85.51	87.74	82.94	87.94	84.26	86.75	82.19	91.03	86.80	88.75
27 歲	81.64	83.31	84.91	87.53	81.10	85.78	82.39	87.16	82.20	80.80	87.48	87.92
28 歲	76.94	82.67	79.70	86.01	75.61	80.82	78.94	84.57	78.34	84.60	80.46	87.49
29 歲	77.27	79.97	79.97	81.96	75.68	80.44	77.99	80.75	78.98	79.48	82.03	83.20
25—29 歲	81.52	85.89	84.10	87.32	80.73	85.84	82.76	86.67	82.35	85.95	85.47	87.98
20—29 歲	87.91	92.75	90.44	92.98	87.68	92.88	89.95	92.65	88.16	92.61	90.95	93.33
30 歲	74.56	80.13	76.63	80.22	72.16	75.04	75.06	75.66	77.05	85.61	78.30	84.95
31 歲	76.19	77.66	76.34	77.00	72.43	74.92	73.68	73.68	80.19	80.51	79.19	80.49
32 歲	76.04	80.43	74.49	80.75	72.73	77.99	72.00	77.98	79.53	83.03	77.06	83.74
33 歲	74.44	79.13	77.29	77.45	71.39	75.48	74.21	73.59	77.67	82.96	80.57	81.47
34 歲	74.63	81.07	77.33	83.02	69.88	77.79	74.56	80.23	79.73	84.55	80.25	85.98
30—34 歲	75.17	79.68	76.42	79.62	71.72	76.24	73.93	76.14	78.81	83.31	79.04	83.29
35 歲	74.64	78.30	77.25	81.20	72.16	73.43	73.90	77.06	77.27	83.54	80.80	85.56
36 歲	79.26	79.01	78.07	84.24	73.57	75.94	72.62	81.67	85.42	82.26	83.92	86.97
37 歲	79.20	84.38	80.78	83.47	75.43	80.22	77.69	80.63	83.24	88.89	84.06	86.52
38 歲	78.83	85.75	85.10	85.98	73.81	80.74	82.17	82.28	84.27	91.11	83.27	89.92
39 歲	85.62	85.98	83.81	92.22	84.83	84.32	82.25	89.48	86.33	87.77	85.49	95.19
35—39 歲	79.36	82.51	80.83	85.22	75.81	78.73	77.51	82.03	83.17	86.58	84.37	88.62
30—39 歲	77.12	81.03	78.54	82.31	73.63	77.43	75.66	78.98	80.84	84.86	81.59	85.84
40 歲	85.20	89.26	86.52	92.99	83.66	88.25	87.35	91.29	86.87	90.33	85.61	94.81
41 歲	89.93	92.12	90.69	91.80	90.37	91.45	92.66	93.89	89.45	92.85	88.59	89.53
42 歲	93.45	93.71	91.94	100.67	97.47	95.11	96.69	103.67	89.09	92.17	86.80	97.48
43 歲	91.52	101.36	94.08	99.52	98.06	107.10	98.53	106.74	84.52	95.16	89.24	91.72
44 歲	103.38	98.98	99.50	104.68	112.55	107.62	105.87	116.10	93.59	89.74	92.63	92.29
40—44 歲	92.32	94.87	92.32	97.70	95.79	97.52	95.90	101.87	88.58	92.01	88.46	93.21

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (一)

「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)四%、「不慮の傷害」三%、「腦膜炎」(結核性を除く)、「其の他の消化器の疾患」、「不明の診断及不詳の原因」(逆夫々約三%といふ状態である(第三表参照))。

註 「不明の診断及不詳の原因」を主要死因中に加へることに就ては問題がある。此處では一應機械的に主要死因の割合を七〇%で句切つて之に入り來りたるまゝに採つて置くこととする。此の中には他の主要死因に屬すべきものが少なからず混入してゐると憶測することも出来る。

(4) 今、主要死因別死亡率を見れば(第四表及第三圖参照)、

(イ) 「結核」は明瞭なる上昇。

(ロ) 「腦出血、腦栓塞及腦血栓」は顯著なる上昇。

(ハ) 「肺炎」は之亦顯著なる上昇。此の中には眞の死因が「結核」なるものも混在してゐると憶測することが出来る。

(ニ) 「先天性弱質」(一歳未満)は明瞭なる低下。

(ホ) 「下痢及腸炎」(二歳未満)は顯著なる低下。

(ヘ) 「老衰」は著しき上昇。特に昭和一三年の上昇が顯著である。

(ト) 「腎臓炎」は軽度の上昇。

(チ) 「癩、其の他の悪性腫瘍」は「不變」。

(リ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)は明瞭なる上昇。

(ヌ) 「不慮の傷害」は軽度の上昇。

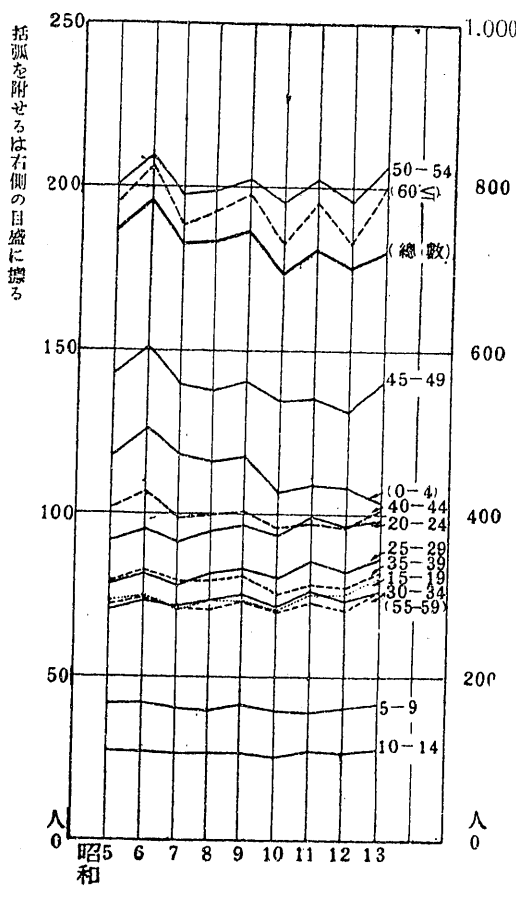
(ル) 「腦膜炎」(結核性を除く)は軽度の低下。

(ヲ) 「其の他の消化器の疾患」は輕微なる低下。

(ワ) 「不明の診断及不詳の原因」は殆んど「不變」。

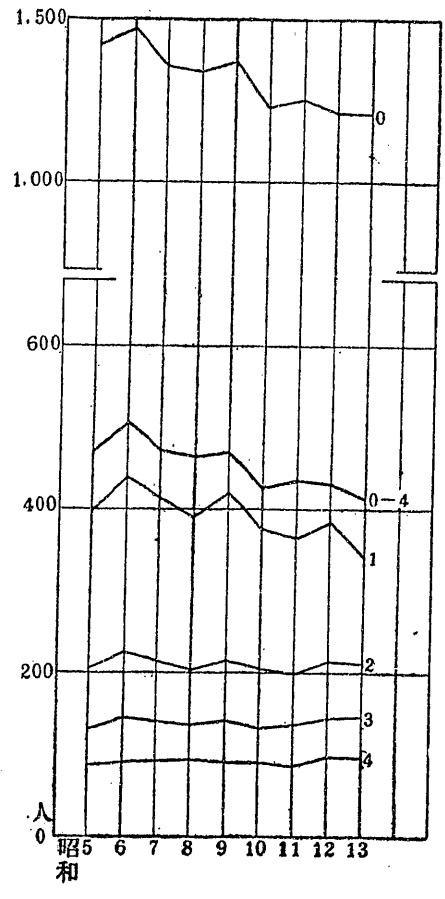
(カ) 此の間に於ける死亡上昇の傾向に積極的作用を及ぼしてゐるものは「結核」「腦出血、腦栓塞及腦血栓」及「肺炎」の上昇であつて、此等

第一圖 男五歲階級別死亡率の變動



(各年齢階級人口一〇、〇〇〇に付)

第二圖 男零歳及五歳未満幼兒死亡率の變動



(各歳人口一〇、〇〇〇に付)

第三表 男總數主要死因別死亡

(死因名上の數字は中分類死因番號、以下故之)

死因	實數					割合	合
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二二年	昭和一三年	昭和一〇年		
總數	六〇三,五六六	六三七,八五四	六五二,九三六	六五二,九三六	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
主 要 死 因	四三八,三七一	四六五,三四〇	四五四,一六六	四七五,五〇七	七二,六三三	七二,九九五	七二,五九九
一 一 及 一 二 結 核	六七,二三八	七三,四九五	七三,〇四〇	七五,三六一	一一,一四四	一一,五二二	一一,一六七
一 一 呼 吸 器 の 結 核 (氣 管 及 氣 管 支 の 淋 巴 腺 を 除 く)	五一,八五〇	五六,八三八	五五,六〇九	五七,一四七	八,五九九	八,八九一	八,八九九
一 二 其 の 他 の 結 核	一五,三八八	一六,六五七	一七,四三一	一八,二四四	二,五五五	二,六三一	二,七九九
三 三 腦 出 血, 腦 栓 塞 及 腦 血 栓	六二,九八三	六五,三二三	六五,〇九七	六九,九九一	一〇,四四四	一〇,二四四	一〇,四一
四 八 肺 炎	五六,六七七	六〇,〇三〇	五八,〇六六	六四,四三五	九,三九九	九,四四一	九,二八
七 四 先 天 性 弱 質 (一 歳 未 滿)	三四,九五四	三七,一一五	三四,七二九	三三,〇三四	五,七九九	五,八二二	五,五五
五 二 下 痢 及 腸 炎 (二 歳 未 滿)	三四,二〇二	三七,五六七	三五,四〇三	三〇,七六七	六,六七七	五,八九九	五,六六
七 八 老 衰	三三,〇四六	三七,一九二	三四,二八五	四〇,一三六	五,三三一	五,八八三	五,四八
五 九 腎 臟 炎	二七,五一四	二八,一一〇	二七,四〇三	三〇,六七九	四,五六	四,四一	四,三八
一 八 癩, 其 の 他 の 惡 性 腫 瘍	二四,七四四	二四,八三四	二五,八一〇	二五,五〇五	四,一〇	三,八九	四,一三
五 三 下 痢, 腸 炎 及 腸 潰 瘍 (二 歳 以 上)	二二,四二三	二二,四七〇	二二,七二〇	二二,六三五	三,五五	三,五二	三,七九
八 一 不 慮 の 傷 害	二〇,四六五	二二,三六五	二二,四九四	二二,五四七	三,三九九	三,三五	三,四四
三〇 腦 膜 炎 (結 核 性 を 除 く)	一九,七〇一	一九,二六二	一九,八五三	一九,一五九	三,二六	三,〇二	三,〇一
五 八 其 の 他 の 消 化 器 の 疾 患	一八,七四七	一八,五七八	一八,八九八	一九,三六七	三,一一	二,九一	三,〇二
八 五 不 明 の 診 斷 及 不 詳 の 原 因	一七,六七七	一九,九九九	一七,三七八	一八,八九一	二,九三	三,一四	二,七八
其 の 他	一六五,一九五	一七二,五一四	一七二,四九九	一七七,四二九	二七,三七七	二七,〇五	二七,四一

第四表 男總數主要死因別死亡率

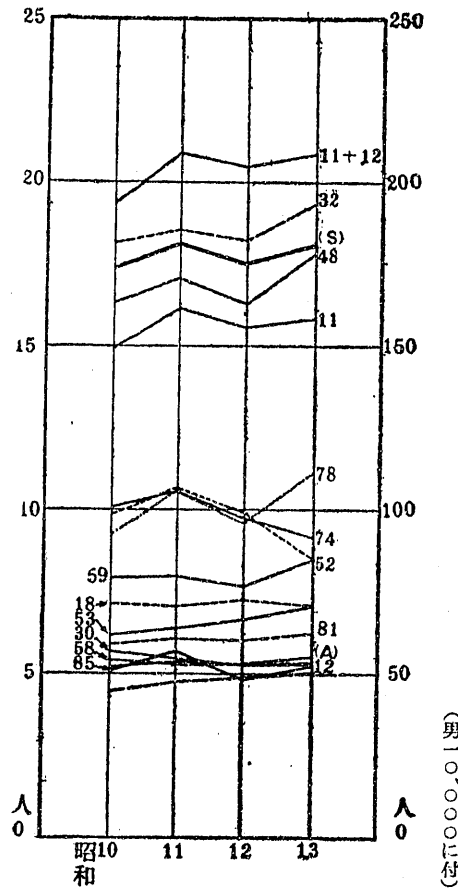
(男一〇,〇〇〇に付)

死因	因數					割合	
	昭和一〇年	昭和一二二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一二二年		
總數	一七,三七七	一八,〇九九	一七,五二〇	一八,〇七〇	四,八	三三,二	
主 要 死 因	二六,二二	一三,〇〇四	一二,七,一八	一三,一六〇	五二,下痢及腸炎(二歳未滿)	七,八	五九,腎
一 一 及 一 二 結 核	一九,三六	二〇,八五	二〇,四五	二〇,八六	七,八	老	
一 一 呼 吸 器 の 結 核 (氣 管 及 氣 管 支 の 淋 巴 腺 を 除 く)	一四,九三	一六,一三	一五,五七	一五,八一	五,九	腎	

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (一一)

一八	癩、其の他の悪性腫瘍	七・二二	七・〇五	七・三三	七・〇六
五三	下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	六・一七	六・三八	六・六四	七・〇九
八一	不慮の傷害	五・八九	六・〇六	六・〇二	六・二四
三〇	脳膜炎(結核性を除く)	五・六七	五・四七	五・二八	五・三〇
五八	其の他の消化器の疾患	五・四〇	五・二七	五・二九	五・三六
八五	不明の診断及不詳の原因	五・〇九	五・六七	四・八七	五・三三
其の他		四七・五六	四八・九五	四八・〇一	四九・一〇

第三圖 男總數主要死因別死亡率の變動



- S.....總數
- 一一.....呼吸器の結核(気管及気管支の淋巴腺を含む)
- 一二.....其の他の結核
- 四八.....肺炎
- 五二.....下痢及腸炎(二歳未満)
- 五九.....密瘧疾
- 五三.....下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)
- 八一.....不慮の傷害
- 五八.....其の他の消化器の疾患
- 八五.....不明の診断及不詳の原因
- A.....其の他
- 一一二.....結核
- 三二.....腦出血、腦栓塞及腦血栓
- 七四.....先天性弱質(二歳未満)
- 七八.....老衰
- 一八.....痛、其の他の悪性腫瘍
- 三〇.....腦膜炎(結核性を除く)

括弧を附せるは右側の目盛に據る

は「先天性弱質」及「下痢及腸炎」(二歳未満)の著しき低下を相殺して尙且餘りあるものと云はねばならぬ。

二 零歳死亡率 (乳兒死亡率)

(1) 前期を通じて他の年齢階級に比し零歳死亡率の低下が最も顯著である。一般に死亡率中に占める零歳死亡率の重要な地位に鑑みれば、前期に於ける死亡率總數の低下は此の零歳死亡率の低下に依るところ頗る大なるを知り得る。

(2) 後期に於て、明瞭なる低下の傾向を示してゐるものは零歳死亡率のみである。但し其の程度は極めて微弱である。

(3) 昭和五年から同一三年に至る期間に於て始めて出生率と零歳死亡率との共變關係が明瞭に認められるやうになつて來たことは人口統計學上頗る興味ある事實であると思ふ。視察に依る限り其の時差(時差)は一年であると思はれる。此の問題については稿を改めて論ずることとする。兎に角、此の期間に至つて零歳死亡率の變動が出生率のそれと一層密接且つ明瞭なる關係を持つに至つたことは注意を要すると思ふ(第五表參照)。

(4) 前期に於ける零歳死亡率の低下はそれ以前から引き續いて相當顯著であつて、其の間に於ける出生率の低下とは著しく程度を異にする。従つて此の間に於ける零歳死亡率の低下は出生率の低下との關係のみによつては説明することが出來ない。更に従つて其の間に乳兒の保健状態の改善を十分に認めてよいと思はれる。

(5) 然るに、後期に於ては零歳死亡率低下の速度は著しく緩慢微弱になつてゐる。ただこれだけの材料を以て斷定することは出來ないけれど

も、此の期に至つては乳兒保健状態の改善といふことよりも出生率低下との關係の方が遙かに強いかに憶測することが出来る。

第五表 零歳死亡率及出生率變動比較

(大正五年—昭和十三年)

年次	實數		指數(昭和十一年基準)	
	零歳死亡率 (零歳人口一〇〇〇に付)	出生率 (人口一〇〇〇に付)	零歳死亡率	出生率
大正五年	一、八三三・四五	三三・六八	一五八・八五	一〇一・〇二
六	一、九一三・三七	三三・三四	一六六・五一	九九・九七
七	二、一〇九・〇〇	三三・一九	一八三・七二	九九・五一
八	一、九五七・七五	三三・六二	一七〇・五五	九七・七四
九	一、七八七・五一	三三・一九	一五五・七二	一一一・八七
〇	一、八五七・一七	三五・〇六	一六一・七九	一〇八・三八
一	一、七七三・〇三	三四・二六	一五四・四六	一〇五・六〇
二	一、八〇二・二九	三四・九四	一五七・〇〇	一〇八・〇一
三	一、六九六・七六	三三・七九	一四七・八一	一〇四・四五
四	一、五四六・三三	三四・九二	一三四・七一	一〇七・九四
五	一、四五四・九八	三四・七七	一二六・七五	一〇七・四八

昭和 二 一、四六七・六〇 三三・六一 一二七・八五 一〇三・八九

三 一、四八三・七一 三四・三八 一二九・二五 一〇六・二八

四 一、四九三・三七 三三・〇〇 一三〇・〇九 一〇二・〇一

五 一、三二五・一二 三二・三五 一一五・四四 一〇二・二八

六 一、三六八・三九 三二・一七 一一九・二一 一〇一・七一

七 一、二七一・五七 三二・九二 一一〇・七七 一〇四・〇八

八 一、二五二・二三 三一・五五 一〇九・〇八 九九・七五

九 一、二七九・〇三 二九・九七 一一一・四二 九四・七五

〇 一、一四七・九二 三一・六三 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇

一 一、一七〇・二三 二九・九二 一〇一・九三 九四・五九

二 一、一三四・四二 三〇・六一 九八・八二 九六・七八

三 一、一二七・二二 二六・七〇 九八・二〇 八四・四一

(6) 主要死因を見るに、乳兒死亡の二七・五%の多きを占めるものは「先天性弱質」(一歳未満)であつて第一位を占め、「肺炎」が一七・九%にして第二位、「下痢及腸炎」(二歳未満)が一七・〇%で第三位を占め、以上三者を以て乳兒死亡の六二・五%の多きに達し、乳兒の死因は極めて集中的である(第六表参照)。

第六表 男零歳主要死因別死亡

死因	實數					割合				
	昭和十一年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十一年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十一年	昭和十三年
總數	一、三三、八九九	一、三三、八九九	一、二五、五八九	一、二〇、三九七	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
主要死因	九〇、〇七八	九五、五〇三	八九、三三二	八五、八四〇	七〇・九六	七〇・九六	七〇・九六	七〇・九六	七〇・九六	七〇・九六
先天性弱質(一歳未満)	三四、九五四	三七、一一五	三四、七二九	三三、〇三四	二七・五四	二七・五四	二七・五四	二七・五四	二七・五四	二七・五四
肺炎	二二、七六二	二二、二七〇	二二、九八〇	二二、五八五	一七・九三	一七・九三	一七・九三	一七・九三	一七・九三	一七・九三
下痢及腸炎(二歳未満)	二二、五九四	二四、二三四	二二、四四九	一九、六〇七	一八・〇九	一八・〇九	一七・〇一	一七・〇一	一七・〇一	一六・二九
その他の幼若乳兒固有の疾患(三箇月未満)	五、五九四	五、八〇〇	五、三九九	四、九一八	四・四一	四・四一	四・四一	四・四一	四・四一	四・〇八
腦膜炎(結核性を除く)	五、一七四	五、〇九四	四、六六五	四、六九六	四・〇八	四・〇八	三・八〇	三・七一	三・七一	三・九〇
その他	三六、八五八	三八、三九六	三六、三六七	三四、五五七	二八・六八	二八・六八	二八・六八	二八・六八	二八・六八	二八・七〇

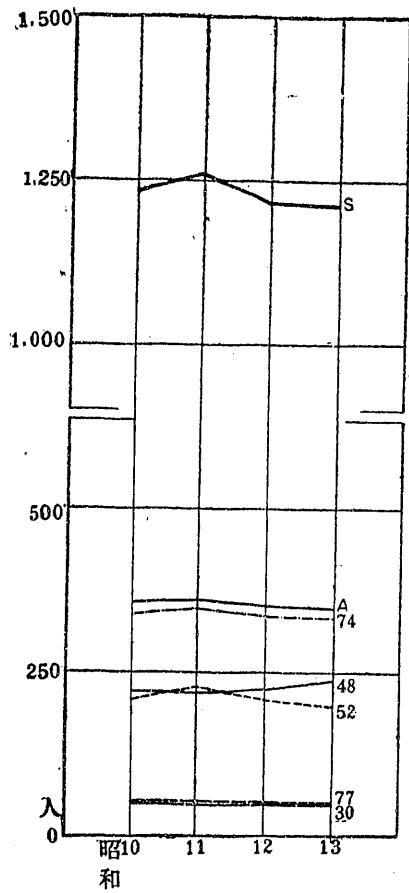
最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (一一)

第七表 男零歳主要死因別死亡率

死 因	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年
總 數	1,231.1	1,258.4	1,277.4	1,223.8
主 要 死 因	873.6	897.6	864.9	864.7
七 四 先 天 性 弱 質 (一 歳 未 滿)	339.0	348.8	336.6	333.8
四 八 肺 炎	220.8	218.7	223.8	237.6
五 二 下 痢 及 腸 炎 (二 歳 未 滿)	209.4	237.7	207.9	197.5
七 七 其 他 の 幼 若 乳 兒 固 有 の 疾 患	54.3	54.5	52.3	49.5
三 〇 腦 膜 炎 (結 核 性 を 除 く)	50.2	47.9	45.2	47.3
其 他	357.5	360.9	352.5	348.1

(零歳男10,000に付)

第四圖 男零歳主要死因別死亡率の變動



(零歳男10,000に付)

S.....總數
 七四.....先天性弱質(一歳未滿)
 四八.....肺炎
 五二.....下痢及腸炎(二歳未滿)
 七七.....其他の幼若乳兒固有の疾患
 三〇.....腦膜炎(結核性を除く)
 A.....其の他

(7) 主要死因別死亡率を見れば(第七表及第四圖参照)。

(イ) 「先天性弱質」の死亡率は零歳死亡率總數の傾向と類似はしてゐるが變動の幅は極めて狭少であり、低下の速度も極めて微弱であつて寧ろ「不變」に近き状態である。その結果第六表の主要死因別死亡率に於ては却つて其の割合を増してゐる。

(ロ) 「肺炎」のみは明かに上昇。

(ハ) 「下痢及腸炎」(二歳未滿)は零歳死亡率總數と殆んど同様の變動をみせてゐる。

(ニ) 「其の他の幼若乳兒固有の疾患」(三箇月未滿)及「腦膜炎」(結核性を除く)は殆んど「不變」。

(ホ) 以上の如く最近に於ける零歳死亡率の低下は「下痢及腸炎」(二歳未滿)の低下によるところが少くないと思はれるが、此の傾向が果して繼續し得るか否か、必しも斷定することは出来ない。「先天性弱質」(一歳未滿)は若干の低下を示してゐるが、其の性質上急速度の低下を期待することは困難である。「肺炎」に至つては上昇の傾向をさへ示してゐるのであつて、此等の事實を綜合すれば總數に於て若干の低下傾向を示してゐるとしても、更に之を分析すれば現在の零歳死亡率の低下は甚だ不安定であり、決して樂觀を許すものとは云ひ難いのである。

三 一歳死亡率

(1) 前期後期を通じて軽度の低下傾向を認めることが出来る。

(2) 主要死因の第一位を占めるものは「下痢及腸炎」(二歳未滿)であつて三六%の多きに達し「肺炎」は之に亞いで二四%を示し、「下痢及腸炎」と共に一歳死亡の二大死因をなしてゐる。死因の集中的なることは乳兒死

亡以上である(第八表参照)。

(3) 主要死因別死亡率を見るに(第九表及第五圖参照)、

(イ) 「下痢及腸炎」(二歳未満)は昭和一〇年から同一二年迄僅かに上昇してゐるが同一三年に至つて相當顯著に低下を示してゐる。一歳死亡率

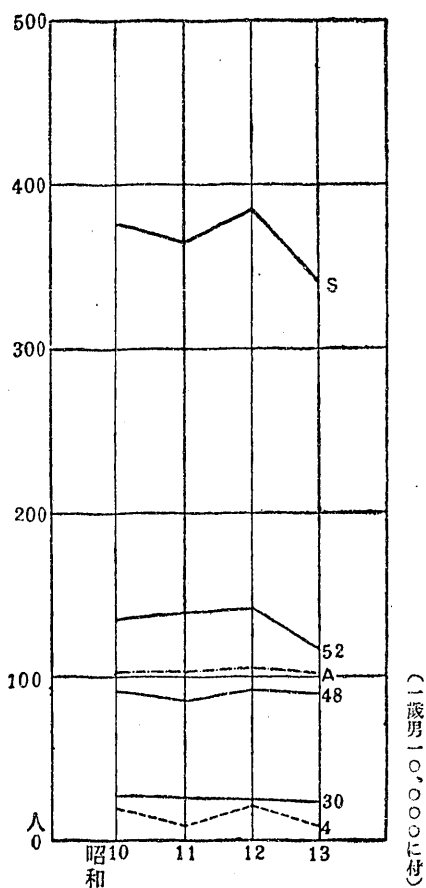
第八表 男一歳主要死因別死亡

死	因	實					割	合
		昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年		
總	數	三五、〇九二	三四、七九〇	三七、八七五	三二、五六〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
主	要							
五二	下痢及腸炎(二歳未満)	二五、四九四	二四、九二五	二七、四八六	二二、八四四	七二・六五	七二・六四	七二・五七
四八	肺炎	二、六〇八	一三、三四三	一三、九五四	一一、一六〇	三五・九三	三八・三五	三六・八四
三〇	腦膜炎(結核性を除く)	八、五一四	八、一七七	九、〇六三	八、五八八	二四・二六	二三・五〇	二三・九三
四	麻疹	二、五一五	二、四八九	二、四三一	二、二二五	七・一七	七・一五	六・四二
其	他の	一、八五七	九、一六	二、〇三八	八、五一	五・二九	二・六三	五・三八
		九、五九八	九、八六五	一〇、三八九	九、七四六	二七・三五	二八・三六	二七・四三
								二九・九三

第九表 男一歳主要死因別死亡率

死	因	(一歳男一〇,〇〇〇に付)		
		昭和一〇年	昭和一二年	昭和一三年
總	數	三七六・〇四	三六四・七七	三八四・八二
主	要			
五二	下痢及腸炎(二歳未満)	二七三・一九	二六一・三四	二七九・二七
四八	肺炎	一三五・一〇	一三九・九〇	一四一・七八
三〇	腦膜炎(結核性を除く)	九一・二三	八五・七四	九二・〇八
四	麻疹	二六・九五	二六・一〇	二四・七〇
其	他の	一九・九〇	九・六〇	二〇・七一
		一〇二・八五	一〇三・四三	一〇五・五六
				一〇二・一四

第五圖 男一歳主要死因別死亡率の變動



總數の昭和一三年に於ける低下には與つて力あるものと認められる。

(ロ) 「肺炎」は殆んど「不變」乃至は微かに上昇。

(ハ) 「腦膜炎」(結核性を除く)は輕微な低下。

(ニ) 「麻疹」は明瞭な隔年性を示してゐるが傾向としては「不變」。

四 二歳死亡率

(1) 前期に於ては軽度なる低下が認められるが、後期に於ては稍、上昇の傾向を見出すことが出来る。

(2) 主要死因の第一位は「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)であつて二〇%に達し、第二位「肺炎」は一六%、「赤痢及疫痢」及「脳膜炎」(結核性を除く)が之に亞ぎ夫々一〇%を稍、超えてゐる(第一〇表参照)。

(3) 主要死因別死亡率を見るに(第一一表及第六圖参照)、
 (イ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)は漸次上昇。
 (ロ) 「肺炎」は殆んど「不変」。
 (ハ) 「赤痢及疫痢」は相當顯著なる上昇。
 (ニ) 「其の他の消化器の疾患」は昭和一二二年迄上昇してゐるが、同一三年には若干低下。
 (ホ) 「脳膜炎」(結核性を除く)及「不慮の傷害」は殆んど「不変」。

第一〇表 男二歳主要死因別死亡

死 因	實 數					割 合				
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一四年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一四年
總 數	一九,〇七三	一八,〇六七	一九,八二〇	二〇,一三三	二〇,一三三	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
主 要 死 因	一三,七八三	一三,三五一	一四,六二一	一四,九六一	一四,九六一	72.26	77.90	73.77	74.53	74.53
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	三,八四四	三,九八六	四,三三三	四,四三三	四,四三三	20.15	23.06	21.81	21.99	21.99
四八 肺 炎	三,〇三三	二,八〇六	三,〇一八	三,一三二	三,一三二	15.80	15.53	15.23	15.57	15.57
九 赤 痢 及 疫 痢	一,九七八	一,七九四	二,一五九	二,四〇四	二,四〇四	10.37	9.93	10.89	11.95	11.95
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	一,九七三	一,七六九	一,七九五	一,八六一	一,八六一	10.34	9.79	9.06	9.25	9.25
五八 其の他の消化器の疾患	一,八九七	一,九六五	二,三三五	二,一三二	二,一三二	9.95	10.88	11.78	10.60	10.60
八一 不 慮 の 傷 害	一,〇七八	一,〇三三	九九二	一,〇三九	一,〇三九	5.65	5.71	5.01	5.17	5.17
其 の 他	五,二九〇	四,七二五	五,一九九	五,二二二	五,二二二	27.74	26.10	26.23	25.47	25.47

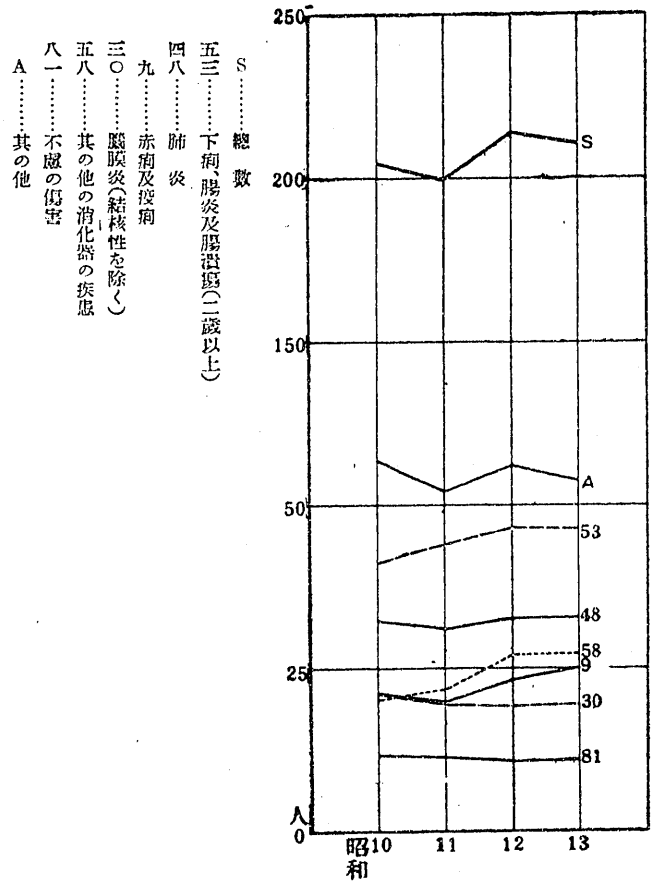
第一一表 男二歳主要死因別死亡率

(二歳男10,000に付)

死 因	因 數					割 合				
	昭和一〇年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一四年	昭和一五年	昭和一〇年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一四年	昭和一五年
總 數	二〇,四六六	一九,九三三	二二,三九六	二二,〇四〇	二二,〇四〇	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
主 要 死 因	一四,八〇四	一四,七三一	一五,七八三	一五,六八二	一五,六八二	72.26	73.90	71.81	71.99	71.99
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	四,一三九	四,三九八	四,六六六	四,六二七	四,六二七	20.15	23.06	21.81	21.99	21.99
四八 肺 炎	三,〇三三	二,八〇六	三,〇一八	三,一三二	三,一三二	15.80	15.53	15.23	15.57	15.57
九 赤 痢 及 疫 痢	一,九七八	一,七九四	二,一五九	二,四〇四	二,四〇四	10.37	9.93	10.89	11.95	11.95
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	一,九七三	一,七六九	一,七九五	一,八六一	一,八六一	10.34	9.79	9.06	9.25	9.25
五八 其の他の消化器の疾患	一,八九七	一,九六五	二,三三五	二,一三二	二,一三二	9.95	10.88	11.78	10.60	10.60
八一 不 慮 の 傷 害	一,〇七八	一,〇三三	九九二	一,〇三九	一,〇三九	5.65	5.71	5.01	5.17	5.17
其 の 他	五,二九〇	四,七二五	五,一九九	五,二二二	五,二二二	27.74	26.10	26.23	25.47	25.47

第六圖 男二歳主要死因別死亡率の變動

(二歳男10,000に付)



五 三歳死亡率

- (1) 前期に於ける傾向は殆んど「不變」であるが、後期に至つて稍、明瞭なる上昇を示してゐる。
- (2) 主要死因の第一位は二歳と同じく「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)であつて二〇・五%に達し、第二位の「赤痢及疫痢」は一五%、「脳膜炎」(結核性を除く)一二%、「肺炎」一一%、「其の他の消化器の疾患」七%、「不慮の傷害」六%といふ順位である(第一二表参照)。
- (3) 主要死因別死亡率を見るに(第一三表及第七圖参照)、
 - (イ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)は明瞭なる上昇。
 - (ロ) 「赤痢及疫痢」の増加は主要死因別死亡率中最も著しい。
 - (ハ) 「脳膜炎」(結核性を除く)は傾向として殆んど「不變」。
 - (ニ) 「肺炎」は此の年齢に於ては相當明かな上昇。
 - (ホ) 「其の他の消化器の疾患」は輕微なる上昇。

第一二表 男三歳主要死因別死亡

死 因	實 數			割 合		
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年
總 數	11,210	11,541	12,918	100.00	100.00	100.00
主 要 死 因	8,725	9,100	9,443	77.14	78.56	73.04
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	2,507	2,633	2,810	22.35	22.80	21.74
九 赤 痢 及 疫 痢	1,803	2,005	2,101	16.08	17.37	16.27
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	1,438	1,371	1,360	12.73	11.80	10.53
四八 肺 炎	1,372	1,403	1,499	12.24	12.16	11.60
五八 其の他の消化器の疾患	900	949	982	7.94	8.23	7.60
八一 不慮の傷害	705	739	651	6.20	6.41	5.04
其 他	3,495	3,441	3,485	31.04	29.74	26.96
昭和一三年	13,366	9,889	7,140	117.41	85.74	63.04
昭和一〇年	11,210	11,541	12,918	100.00	100.00	100.00
昭和一一年	11,541	11,541	11,541	100.00	100.00	100.00
昭和一二年	12,918	12,918	12,918	100.00	100.00	100.00
昭和一三年	13,366	13,366	13,366	100.00	100.00	100.00

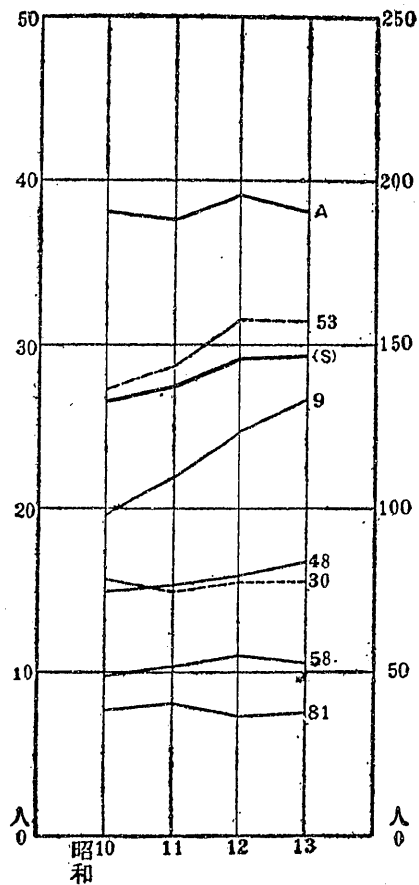
最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (一)

第一三表 男三歳主要死因別死亡率

死 因	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年
總 數	一三三・九七	一三七・〇三	一四五・〇九	一四六・七八
主 要 死 因	九四・九四	九九・四三	一〇五・九八	一〇八・六〇
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	二七・二八	二八・七七	三一・五四	三一・四五
九 赤 痢 及 疫 痢	一九・六二	二二・九一	二四・七〇	二六・七〇
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	一五・六五	一四・九八	一五・四九	一五・五七
四八 肺 炎	一四・九三	一五・三三	一五・九三	一六・七二
五八 其の他の消化器の疾患	九・七九	一〇・三七	一一・〇一	一〇・五九
八一 不 慮 の 傷 害	七・六七	八・〇七	七・三一	七・五七
其 の 他	三・八〇	三・七六	三・九一	三・八二

(三歳男10,000に付)

第七圖 男三歳主要死因別死亡率の變動



S 總數
 五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳未満)
 九 赤痢及疫痢
 三〇 腦膜炎(結核性を除く)
 四八 肺炎
 五八 其の他の消化器の疾患
 八一 不慮の傷害
 A 其他
 括弧を附せるは右側の目盛に據る

(ハ) 「不慮の傷害」は傾向として殆んど「不變」。

(4) 後期に於て五歳未満の死亡率中最も明瞭な上昇を認め得るのは三歳死亡率であるが、此の年齢の死亡率を高めてゐるものは主要死因第二位の「赤痢及疫痢」の増加及死因第一位の「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)であるといふことが出来る。此の兩死因の死亡總數中に占める割合も爲に上昇の傾向を辿つてゐる。

六 四歳死亡率

(1) 前期に於ける傾向線は極めてなだらかな「上方に凸」の圓弧を描いてゐるが、後期に至つては、三歳の如く著しくはないが、稍、明瞭なる上昇を認めることが出来る。

(2) 主要死因の第一位は二歳及三歳と同様に「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)であつて一八%に、第二位は三歳と同様「赤痢及疫痢」で一五%に達してゐる。第三位の「腦膜炎」(結核性を除く)は一二%、「肺炎」一〇%、「不慮の傷害」、「其の他の消化器の疾患」、「腎臓炎」は夫々七%、六%、五%を示してゐる(第一四表参照)。

(3) 主要死因別死亡率を見るに(第一五表及第八圖参照)、

- (イ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)は頗る顯著なる上昇。
- (ロ) 「赤痢及疫痢」も亦更に顯著なる上昇。
- (ハ) 「腦膜炎」(結核性を除く)は寧ろ低下。
- (ニ) 「肺炎」は相當上下してゐるが、傾向としては殆んど「不變」。
- (ホ) 「不慮の傷害」は昭和一三年に急増。
- (ヘ) 「其の他の消化器の疾患」も明かな上昇。
- (ト) 「腎臓炎」は低下。

第一四表 男四歳主要死因別死亡

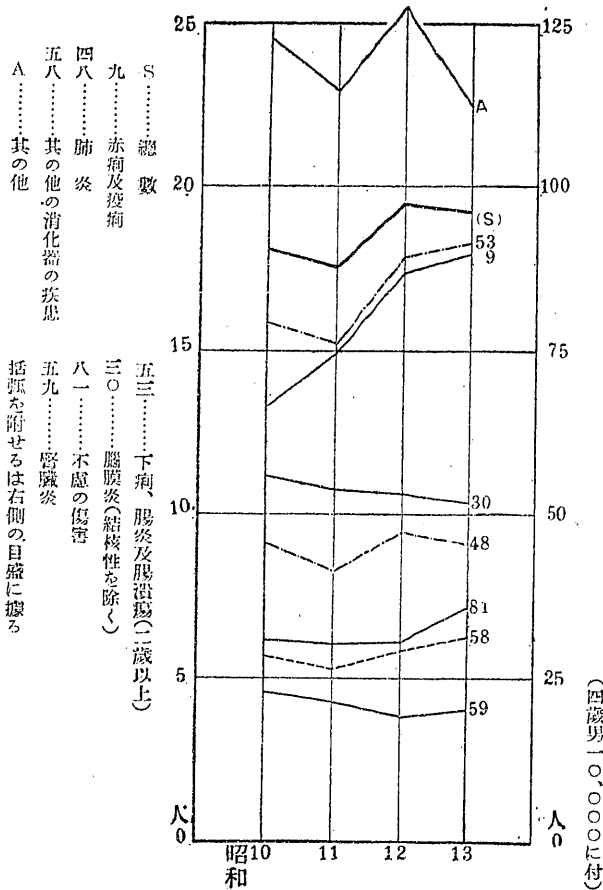
死	因	實 數					合
		昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	
總	數	八、二二八	七、九六四	八、八二二	八、四七〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
主 要	死 因	五、九二二	五、八八二	六、四七三	六、四八九	七二・八六	七三・八六
五三	下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一、四二三	一、三八一	一、六二六	一、六一一	一七・五二	一七・三四
九	赤 痢 及 疫 痢	一、一九七	一、三五六	一、五七一	一、五八〇	一四・七三	一七・〇三
三〇	腦 膜 炎(結核性を除く)	一、〇〇五	九七六	九六一	九一三	一二・三六	一二・二六
四八	肺 炎	八二〇	七五一	八五五	八〇一	一〇・〇九	九・四三
八一	不 慮 の 傷 害	五五五	五四九	五五二	六三三	六・八三	六・八九
五八	其の他の消化器の疾患	五二二	四八〇	五二七	五四九	六・三〇	六・〇三
五九	腎 臓 炎	四一〇	三八九	三九一	四〇二	五・〇四	四・八八
其	の 他	二、二〇六	二、〇八二	二、三三九	二、九八一	二七・二四	二六・一四
						二六・五四	二六・五四

第一五表 男四歳主要死因別死亡率

死	因	因 數			合
		昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	
總	數	九〇・三四	八七・六五	九七・三八	九六・一五
主 要	死 因	六五・八二	六四・七四	七一・五三	七三・六六
五三	下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一五・八二	一五・二〇	一七・八六	一八・二九
九	赤 痢 及 疫 痢	一三・三〇	一四・九二	一七・三六	一七・九四
三〇	腦 膜 炎(結核性を除く)	一・一七	一・〇七	一・〇六	一・〇三
四八	肺 炎	九・一一	八・二七	九・四五	九・〇九
八一	不 慮 の 傷 害	六・二七	六・〇四	六・一〇	七・一九
五八	其の他の消化器の疾患	五・六九	五・二八	五・八二	六・二三
五九	腎 臓 炎	四・五六	四・二八	四・三三	四・五六
其	の 他	二四・五二	二二・九一	二五・八五	二三・四九

(四歳男一〇,〇〇〇に付)

第八圖 男四歳主要死因別死亡率の變動



(四歳男一〇,〇〇〇に付)

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (一)

(4) 後期に於て、五歳未満中三歳に亞いで明かな上昇を認め得るのは四歳の死亡率であるが、此の年齢の死亡率を高めてゐるものは三歳と同じく主として主要死因第二位の「赤痢及疫痢」の増加と死因第一位の「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)であつて、更に四歳に於ては「其の他の消化器の疾患」及「不慮の傷害」も若干の作用を及ぼしてゐると云ふことが出来る。

七 五―九歳死亡率

(1) 前期に於ける傾向は極めて微弱なる低下を辛ふじて認め得る程度であるが、後期に於ては明瞭なる上昇を示してゐる。

第一六表 男五―九歳主要死因別死亡

死 因	實 數					割 合				
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年		
總 數	一七,〇六九	一六,九〇七	一七,六六三	一八,三七三	100.00	100.00	100.00	100.00		
主 要 死 因	一一,一八七	一一,四一八	一一,九五四	一二,六一八	七一.四〇	七三.四五	七三.三四	七四.一一		
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	二,二三二	二,一〇三	二,二六九	二,一三〇	一三.〇八	一二.四四	一二.二八	一一.五九		
一一及一一 結 核	一,八五九	一,九〇〇	一,七四八	一,八七五	一〇.八九	一一.二四	九.九〇	一〇.二一		
一二 其の他の結核	一,三四〇	一,三九〇	一,二八九	一,四一六	七.八五	八.二三	七.三〇	七.七一		
一一 呼吸器の結核(氣管及氣管支、林巴腺を含む)	五一九	五一〇	四五九	四五九	三.〇四	三.〇二	二.六〇	二.五〇		
八一 不 慮 の 傷 害	一,六八四	一,八六〇	二,〇三七	二,〇〇三	九.八七	一一.〇〇	一一.五三	一〇.九〇		
四八 肺 炎	一,五四五	一,五五三	一,五二八	一,六六一	九.〇五	九.一九	八.六五	九.〇四		
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一,五三四	一,五五八	一,七五一	一,八三三	八.九九	九.三三	九.九一	九.九八		
九 赤 痢 及 疫 痢	一,三二四	一,四七五	一,六九〇	一,九五二	七.七六	八.七二	九.五七	一〇.六二		
五九 腎 臟 炎	一,〇一〇	一,〇一七	一,〇三四	一,一一一	五.九二	六.〇二	五.八〇	六.〇五		
五八 其の他の消化器の疾患	九九九	九五二	一,〇〇七	一,〇五三	五.八五	五.六三	五.七〇	五.七三		
其の他の	四,八八二	四,四八九	四,七〇九	四,七五五	二八.六〇	二六.五五	二六.六六	二五.八八		

(2) 後期に就いて第二表に據つて之を各歳別に見るに、特に顯著なる上昇を認め得るのは五歳の死亡率である。此の年齢の死亡率は前期を通じて上昇を示し更に後期に於ても上述の如く上昇を繼續してゐるのである。一〇歳未満死亡率中三歳四歳と共に注意を要する點であると云はねばならぬ。後期に於ては五歳に亞いで七歳及九歳の死亡率にも稍、明瞭なる上昇が見られ、六歳及八歳は「不變」と云ひ得る。従つて五―九歳の死亡率の上昇は、五歳七歳及九歳のそのの上昇によるものと見てよろしからう。

(3) 此の年齢階級の主要死因の第一位を占めるものは「腦膜炎」(結核性を除く)であつて二三%を示し、第二位の「結核」は約一一%、「不慮の傷

害」一〇%、「肺炎」及「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)各、九%、「赤痢及疫痢」八%、「腎臓炎」及「其の他の消化器の疾患」各六%である(第一六表参照)。

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第一七表及第九圖参照)。

- (イ) 「脳膜炎」(結核性を除く)は明かなる低下。
- (ロ) 「結核」は上下の變動が著しいが傾向としては殆んど「不変」。
- (ハ) 「不慮の傷害」は明瞭なる上昇。
- (ニ) 「肺炎」は輕微な上昇。
- (ホ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)は顯著なる上昇。
- (ヘ) 「赤痢及疫痢」は最も著しき上昇。

第一七表 男五—九歳主要死因別死亡率

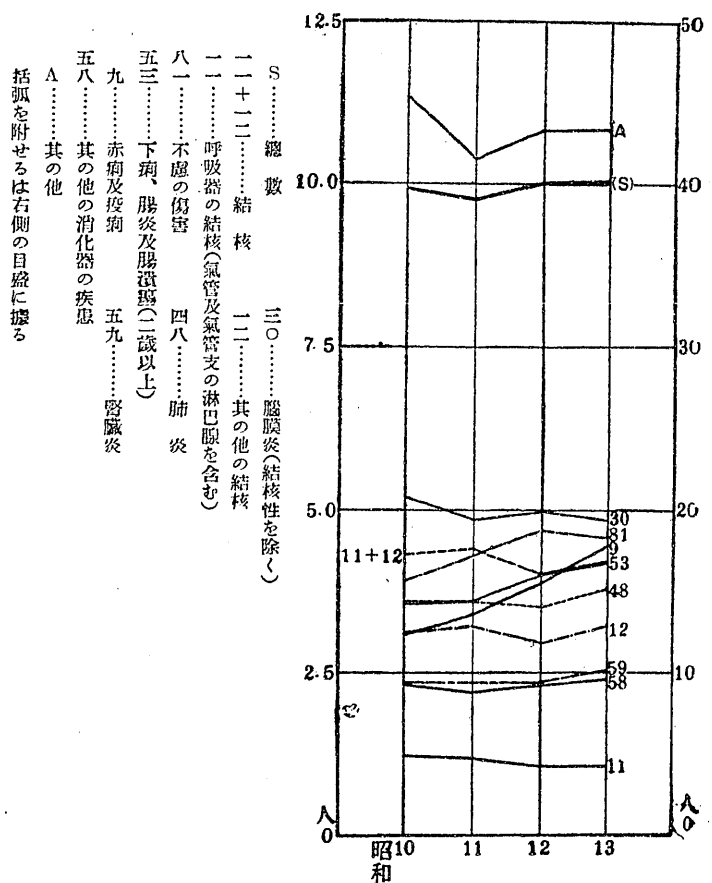
(五—九歳男一〇,〇〇〇に付)

死 因	昭和一〇年	昭和一二年	昭和二三年	昭和一三年
總 數	三九・六七	三九・〇六	四〇・五九	四一・八七
主 要 死 因				
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	五・一九	四・八六	四・九八	四・八五
一一二 其の他の結核	四・三二	四・三九	四・〇二	四・三三
一一 呼吸器の結核(氣管及氣管支の淋巴腺を含む)	三・二一	三・二一	二・九六	三・三三
八一 不慮の傷害	一・二二	一・一八	一・〇五	一・〇五
四八 肺 炎	三・九一	四・三〇	四・六八	四・五六
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	三・五九	三・五九	三・五一	三・七九
九 赤 痢 及 疫 痢	三・五六	三・六〇	四・〇二	四・一八
五九 腎 臓 炎	三・〇八	三・四一	三・八八	四・四五
五八 其の他の消化器の疾患	二・三五	二・三五	二・三五	二・五三
其の他の	二・三三	二・二〇	二・三三	二・四〇
他	一一・三四	一〇・三七	一〇・八二	一〇・八四

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (一)

第九圖 男五—九歳主要死因別死亡率の變動

(五—九歳男一〇,〇〇〇に付)



(ト) 「腎臓炎」及「其の他の消化器の疾患」は共に輕度の上昇。

(5) 後期に於ける五—九歳死亡率を高めてゐる主なるものは「不慮の傷害」、「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)及「赤痢及疫痢」であると見ることが出来る。

八一〇—一四歳死亡率

(1) 前期を通じて稍、明かに下降の傾向を示してゐるが、後期に於ては五—九歳と略、同様の明瞭なる上昇を認めることが出来る。

(2) 後期に就て第二表に據つて之を各歳別に見るに、各歳共略、同様

第一八表 男一〇—一四歳主要死因別死亡

死 因	實 數					割 合				
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年		
總 數	九、八五五	一〇、八一九	一〇、八三〇	一、一五九〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇		
主 要 死 因	六、九六六	七、六六四	七、七〇二	八、一六八	七〇・六八	七〇・八四	七一・二二	七〇・四七		
一二及一一 結核	二、三七五	二、六六七	二、六三九	二、六五六	二四・一〇	二四・六五	二四・二八	二四・九二		
一二 其の他の結核	一、二一九	一、三七九	一、三六五	一、四三二	一二・三七	一二・七五	一二・六〇	一二・三六		
一一 呼吸器の結核(氣管及氣管支の淋巴腺を含む)	一、一五六	一、二八八	一、二六四	一、二三四	一一・七三	一二・九一	一二・六七	一二・五六		
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	九七七	一、〇〇九	九九八	一、〇九八	九・九一	九・三三	九・二二	九・四七		
五八 其の他の消化器の疾患	七四九	七八四	八二八	八六八	七・六〇	七・二五	七・六五	七・四九		
八一 不慮の傷害	七四四	九〇七	八九二	九三二	七・五五	八・三八	八・二四	八・〇四		
四八 肺 炎	五一四	六二四	六三九	七九三	五・三二	五・七七	五・九〇	六・八四		
五九 腎 臟 炎	四七四	四九二	五一七	六一九	四・八一	四・五五	四・七七	五・三四		
一四 膿毒症及敗血症	四〇三	四二二	四〇六	三八三	四・〇九	三・九〇	三・七五	三・三〇		
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	三九一	四一九	四六七	四八〇	三・九七	三・八七	四・三二	四・一四		
四〇 慢性心臟内膜炎及心臟瓣膜の障碍	三三九	三四〇	三二六	三三九	三・四四	三・一四	三・〇一	二・九二		
其の他の	二、八八九	三、一五五	三、二二八	三、四三二	二九・三二	二九・一六	二八・八八	二九・五三		

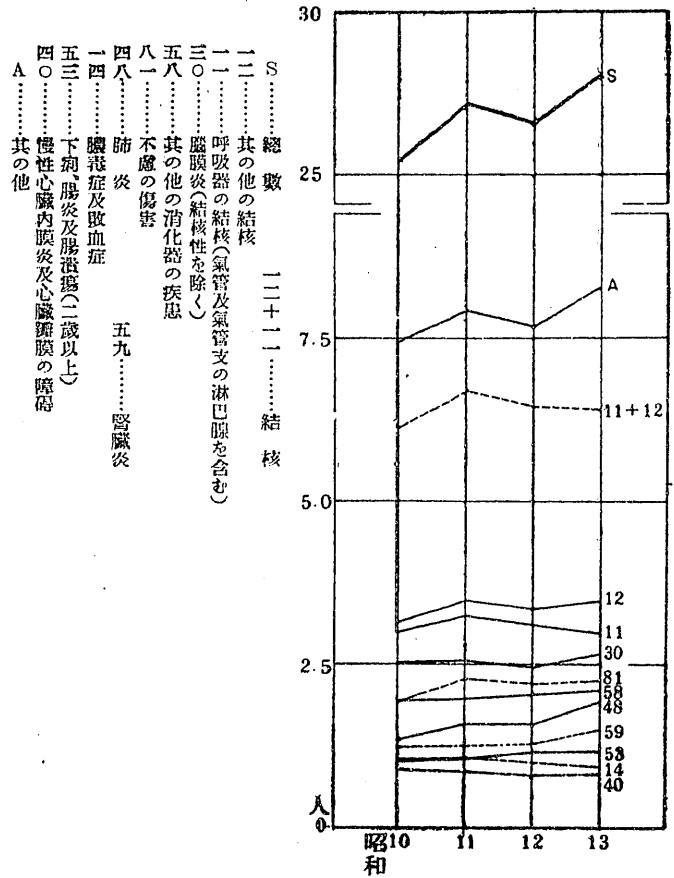
第一九表 男一〇—一四歳主要死因別死亡率

(一〇—一四歳男一〇,〇〇〇に付)

死 因	昭和一〇年			昭和一一年			昭和一二年			昭和一三年		
	總 數	主 要 死 因	其の他の結核	總 數	主 要 死 因	其の他の結核	總 數	主 要 死 因	其の他の結核	總 數	主 要 死 因	其の他の結核
總 數	二五・四二	一七・九七	三・二四	二七・一九	一九・二六	三・四七	二六・五九	一八・九一	三・三五	二八・〇四	一九・七六	三・四六
主 要 死 因	一七・九七	一七・九七	三・二四	一九・二六	一九・二六	三・四七	一八・九一	一八・九一	三・三五	二八・〇四	一九・七六	三・四六
一二及一一 結核	六・二二	六・二二	三・二四	六・七一	六・七一	三・二四	六・四五	六・四五	三・一〇	二八・〇四	一九・七六	三・四六
一二 其の他の結核	三・〇二	三・〇二	三・二四	三・〇二	三・〇二	三・二四	三・〇二	三・〇二	三・一〇	二八・〇四	一九・七六	三・四六
一一 呼吸器の結核(氣管及氣管支の淋巴腺を含む)	二・九八	二・九八	三・二四	三・〇二	三・〇二	三・二四	二・九六	二・九六	三・一〇	二八・〇四	一九・七六	三・四六
三〇 腦 膜 炎(結核性を除く)	二・五二	二・五二	三・二四	二・五二	二・五二	三・二四	二・五二	二・五二	三・一〇	二八・〇四	一九・七六	三・四六
五八 其の他の消化器の疾患	一・九三	一・九三	三・二四	一・九三	一・九三	三・二四	一・九三	一・九三	三・一〇	二八・〇四	一九・七六	三・四六
八一 不慮の傷害	一・九二	一・九二	三・二四	一・九二	一・九二	三・二四	一・九二	一・九二	三・一〇	二八・〇四	一九・七六	三・四六
四八 肺 炎	一・三三	一・三三	三・二四	一・三三	一・三三	三・二四	一・三三	一・三三	三・一〇	二八・〇四	一九・七六	三・四六
五九 腎 臟 炎	一・三三	一・三三	三・二四	一・三三	一・三三	三・二四	一・三三	一・三三	三・一〇	二八・〇四	一九・七六	三・四六
一四 膿毒症及敗血症	一・〇四	一・〇四	三・二四	一・〇四	一・〇四	三・二四	一・〇四	一・〇四	三・一〇	二八・〇四	一九・七六	三・四六
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	一・〇一	一・〇一	三・二四	一・〇一	一・〇一	三・二四	一・〇一	一・〇一	三・一〇	二八・〇四	一九・七六	三・四六
四〇 慢性心臟内膜炎及心臟瓣膜の障碍	〇・八七	〇・八七	三・二四	〇・八七	〇・八七	三・二四	〇・八七	〇・八七	三・一〇	二八・〇四	一九・七六	三・四六
其の他の	七・四五	七・四五	三・二四	七・四五	七・四五	三・二四	七・四五	七・四五	三・一〇	二八・〇四	一九・七六	三・四六

第一〇圖 男一〇—一四歳主要死因別死亡率の變動

(一〇—一四歳男一〇,〇〇〇に付)



に比較的軽度の上昇を示してゐる。

(3) 此の年齢階級の主要死因の第一位は「結核」であつて二四%を超え、「脳膜炎」(結核性を除く)が第二位を占めて一〇%に達せんとし、五—九歳に較べて死因の第一位と第二位との轉換が現はれてゐる。尙、此の年齢階級に於て第一位に上つた「結核」は、以後、四〇—四九歳の年齢階級に至る迄死因の第一位を持続し、五〇—五九歳の年齢階級に於て初めて其の地位を退いてゐるのである。此の點から見ても我が國の結核が人口現象に如何に重大なる關係を持つてゐるかは明かである。第三位の「其の他の消化器の疾患」及第四位の「不慮の傷害」は共に八%、「肺炎」及「腎

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (一)

臓炎」各、五%等である(第一八表参照)。

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第一九表及第一〇圖参照)。

(イ) 「結核」は昭和一二年に於て特に高くなつてゐるが、傾向は軽度の上昇。

(ロ) 「脳膜炎」(結核性を除く)は軽度の上昇。

(ハ) 「其の他の消化器の疾患」はなだらかな微弱な上昇。

(ニ) 「不慮の傷害」は昭和一年に若干上昇し以後殆んど「不變」。

(ホ) 「肺炎」は最も顯著なる上昇。

(ヘ) 「腎臓炎」は明かな上昇。

(ト) 「膿毒症及敗血症」及「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍」は稍、低下を示し、「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)は軽度ではあるが明かな上昇をみせてゐる。

九 二五—一九歳死亡率

(1) 前期の傾向は殆んど「不變」であるが、後期に於ては他の年齢階級に比し最も顯著なる上昇を示してゐる。

(2) 後期に就いて之を各歳別に見るに(第二表参照)、最も上昇の顯著なるは一七歳にして一九歳之に次ぎ以下一八歳、一六歳及一五歳の順である。後に述ぶるが如く、二〇歳乃至三四歳の憂ふべき死亡率上昇の傾向が、一九歳、一八歳等の逐次下位の生産年齢人口に波及するかの傾向が認められることは頗る戒心を要する事實と云はねばならぬ。

(3) 主要死因第一位の「結核」は此の年齢階級に至つて著しく其の地位を擴大し、四六%の多きに達してゐる。第二位に「不慮の傷害」の位することも注目する事實であつて其の割合は六%を超え、第三位の「肋膜炎」

は六%に達し、「其の他の消化器の疾患」五%、「肺炎」及「脳膜炎」(結核性を除く)各、四%を示してゐる(第二〇表参照)。

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第二一表及第二一圖)。

(イ) 「結核」は相當顯著なる上昇。

(ロ) 「不慮の傷害」にも亦「結核」と殆んど同様の傾向を認め得。

(ハ) 「肋膜炎」は顯著な上昇。

(ニ) 「其の他の消化器の疾患」も明かに上昇。

(ホ) 「肺炎」は此の階級に於ても特に顯著なる上昇。

(ヘ) 「脳膜炎」(結核性を除く)も明かに上昇。

10—20—24歳死亡率

(1) 前期を通じて傾向は明かな上昇を示し、後期に入つても依然として

同様の傾向を持続してゐる。此の年齢階級の死亡率の憂ふべき傾向は改まらざるのみならず動もすれば上昇の度を増すかの如き觀さへ呈してゐる。

(2) 後期に就て之を各歳別に見れば(第二表参照)、各歳共に其の變化は極めて複雑である。二〇歳及二四歳は甚だ著しき上昇の傾向を示し、二一、二二及二三歳には頗る不安定ではあるが稍、低下乃至は停頓の状態が覗はれる。

(3) 主要死因第一位の「結核」は此の年齢階級に至つて更に其の地位を擴大し、五一%に近付いてゐる。第二位は一五—一九歳と同じく「不慮の傷害」であつて七%に近し。「自殺」が第三位を占めて五%に達してゐるのは極めて特色がある。以下、「肋膜炎」五%、「其の他の消化器の疾患」四%である(第二二表参照)。

第三表 男 二〇—二四歳主要死因別死亡

死 因	實 數					割 合				
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二一年	昭和一三一年	昭和一四一年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二一年	昭和一三一年	
總 數	二八,四八一	三〇,四六六	二九,六八三	三〇,三一九	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	
主 要 死 因	二〇,二七一	二二,九〇一	二二,三九〇	二二,三〇四	七二・一八	七二・一八	七二・〇六	七二・〇六	七二・〇六	
一 二 及 一 二 結 核	一四,四四四	一五,四九二	一五,三六八	一五,五六五	五〇・七〇	五〇・八五	五二・七七	五二・七七	五二・三四	
一 一 呼 吸 器 の 結 核 (氣 管 及 氣 管 支 の 淋 巴 腺 を 含 む)	一一,三五五	一二,二四二	一一,九二九	一二,二二二	三九・八七	四〇・一八	四〇・一九	四〇・一九	三九・九八	
一 二 其 の 他 の 結 核	三,〇八九	三,二五〇	三,四三九	三,四四三	一〇・八五	一〇・六七	一一・五九	一一・五九	一一・三六	
八 一 不 慮 の 傷 害	一,九三九	二,〇五九	一,九八七	一,九八〇	六・八一	六・七六	六・六九	六・六九	六・五三	
七 九 自 殺	一,四五三	一,八二四	一,五〇一	一,〇三五	五・一〇	五・九九	五・〇六	五・〇六	三・四一	
四 九 肋 膜 炎	一,三六一	一,四一八	一,四七六	一,六五一	四・七八	四・六五	四・九七	四・九七	五・四五	
五 八 其 の 他 の 消 化 器 の 疾 患	一,〇七五	一,一〇八	一,〇五八	一,〇七三	三・七七	三・六四	三・五六	三・五六	三・五五	
其 の 他	八,二〇九	八,五六五	八,二九三	九,〇二五	二八・八二	二八・二一	二七・九四	二七・七三	二九・七三	

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (一)

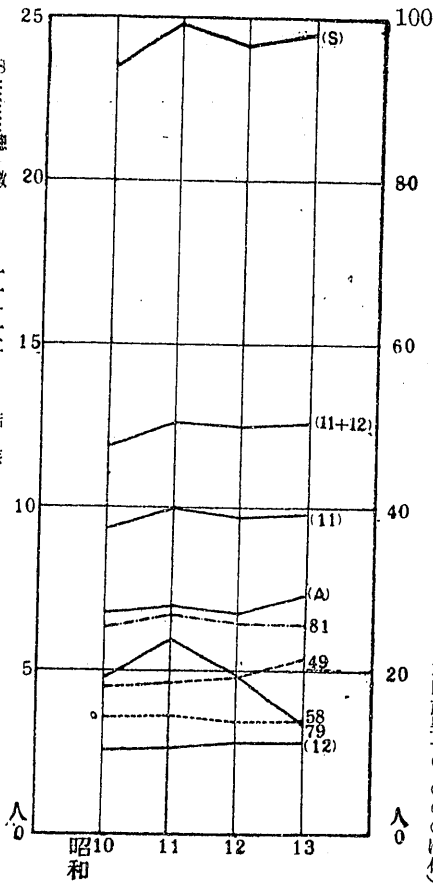
第二三表 男二〇—二四歳主要死因別死亡率

(二〇—二四歳男10,000に付)

死 因	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年
總 數	九三・七九	九九・三三	九六・五五	九八・二六
主 要 死 因				
一 一 及 一 二 結 核	六六・七五	七二・三三	六九・五七	六八・九七
一 一 呼 吸 器 の 結 核 (氣 管 及 氣 管 支 の 結 核)	四七・五六	五〇・四五	四九・九九	五〇・四〇
一 二 其 の 他 の 結 核 (淋 巴 腺 を 含 む)	三三・三九	三九・八七	三九・八〇	三九・二五
一 一 不 慮 の 傷 害	一〇・一七	一〇・五八	一一・一九	一一・一五
八 一 自 殺	六・三九	六・七一	六・四六	六・四一
七 九 肋 膜 炎	四・七八	五・九四	四・八八	三・三五
四 九 其 の 他 の 消 化 器 の 疾 患	四・四八	四・六二	四・八〇	五・三五
五 八 其 の 他 の 消 化 器 の 疾 患	三・五四	三・六一	三・四四	三・四七
其 の 他	二七・〇三	二七・八九	二六・九七	二九・一九

第二四圖 男二〇—二四歳主要死因別死亡率の變動

(二〇—二四歳男10,000に付)



S 總數
 一一 呼吸器の結核(氣管及氣管支の結核)
 一二 其の他の結核
 八一 不慮の傷害
 七九 自殺
 四九 肋膜炎
 五八 其の他の消化器の疾患
 A 其の他
 括弧を附せるは右側の目盛に據る

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第二三表及第一二圖参照)。

(イ) 「結核」は前年階級と同様に相當明瞭なる上昇。

(ロ) 「不慮の傷害」は殆んど「不變」。

(ハ) 「自殺」は昭和一二年以来激減。戦時に於ては初期に自殺が激減し、二、三年の後に漸増に轉ずるのが一般であつて、明かに事變の影響と見られる。

(ニ) 「肋膜炎」は相當顯著なる増加。昭和一二年から一三年にかけて特に上昇が著しい。

(ホ) 「其の他の消化器の疾患」は殆んど「不變」。

一一二五—二九歳死亡率

(1) 前期及後期に於ける傾向は前階級二〇—二四歳と全く同様であつて樂觀を許さない。

(2) 後期に就て之を各歳別に見れば(第二表参照)、各歳共に殆んど同様の傾向を示してゐるが、特に二八歳及二五歳に於て上昇が著しい。

(3) 主要死因第一位の「結核」は前年階級より若干地位を減少してゐるが猶且四七%に達してゐる。前階級と同じく第二位は「不慮の傷害」、第三位は「自殺」であつて、夫々八%及五%を占めてゐる。以下「肺炎」、「其の他の消化器の疾患」及「肋膜炎」各、約四%である(第二四表参照)。

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第二五表及第一三圖参照)。

(イ) 「結核」は前年階級と殆んど同様の上昇。

(ロ) 「不慮の傷害」も亦前階級同様殆んど「不變」。

(ハ) 「自殺」も亦前階級同様著しく減退。

(ニ) 「肺炎」は明かな上昇を認め得るが特に昭和一三年には著しき上昇

第二四表 男二五—二九歳主要死因別死亡

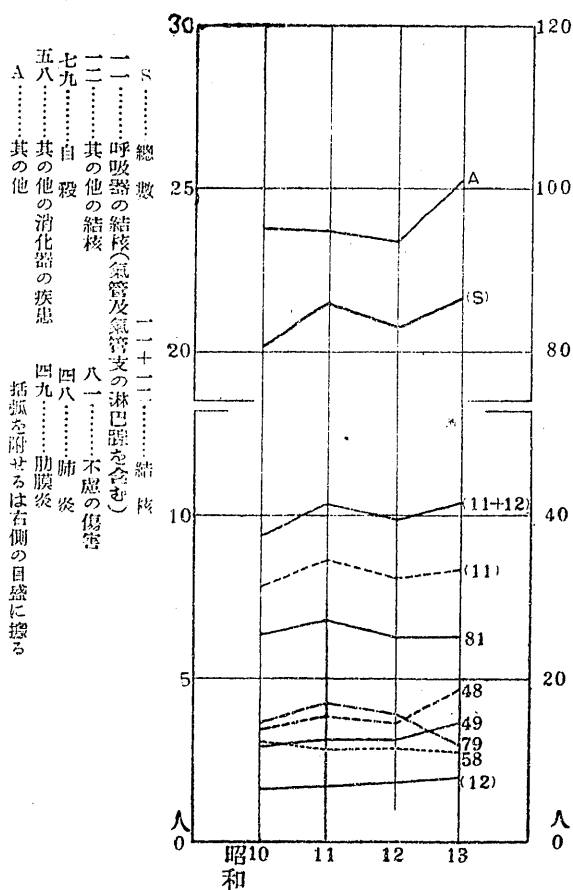
死 因	昭和一〇年			昭和一一年			昭和一二二年			昭和一三三年		
	總 數	主 要 死 因	割 合	總 數	主 要 死 因	割 合	總 數	主 要 死 因	割 合	總 數	主 要 死 因	割 合
一一及一二結核	二二,五五六	一五,二二三	二二,七五三	二二,三六一	一六,七五六	二四,七〇八	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一一 呼吸器の結核(氣管及氣管支の 淋巴腺を含む)	一〇,〇五三	一七,一九五	一一,四三七	一一,七五四	一七,七五七	七〇・五七	四六・六四	四八・一五	四七・八三	七〇・九〇	四七・四六	七〇・九〇
一二 其の他の結核	八,三五五	九,五二七	九,三三二	九,三三二	九,四九〇	三八・七六	四〇・一一	三九・〇九	三八・四一	三八・四一	三八・四一	三八・四一
八一 不慮の傷害	一,六九八	一,九一〇	一,九一〇	二,〇四二	二,二三七	七・八八	八・〇四	八・七四	八・七四	九・〇五	九・〇五	九・〇五
七九 自 殺	一,六七一	一,八七七	一,八七七	一,七六八	一,七九二	七・八四	七・九〇	七・五七	七・五七	七・二五	七・二五	七・二五
四八 肺 炎	九六九	一,一七〇	一,一七〇	一,一〇一	一,一〇一	四・五〇	四・九三	四・七一	四・七一	三・四〇	三・四〇	三・四〇
四八 肺 炎	九一二	一,〇六二	一,〇六二	一,〇三三	一,三三〇	四・二三	四・四七	四・三八	四・三八	五・三八	五・三八	五・三八
五八 其の他の消化器の疾患	八一〇	七八一	七八一	八〇八	七九三	三・七六	三・二九	三・四六	三・四六	三・二一	三・二一	三・二一
四九 肋 膜炎	七七八	八六八	八六八	八八二	八八二	三・六一	三・六五	三・七八	三・七八	四・一八	四・一八	四・一八
其の他の	六,三四三	六,五五八	六,五五八	六,六〇五	七,一九一	二九・四三	二七・六一	二八・二七	二九・一〇	二九・一〇	二九・一〇	二九・一〇

第二五表 男二五—二九歳主要死因別死亡率

死 因	昭和一〇年			昭和一二二年			昭和一三三年		
	總 數	主 要 死 因	割 合	總 數	主 要 死 因	割 合	總 數	主 要 死 因	割 合
一一及一二結核	八〇・七三	五六・九七	八二・七六	八二・七六	八六・六七	八六・六七	八〇・七三	五六・九七	八二・七六
一一 呼吸器の結核(氣管及氣管支の 淋巴腺を含む)	三二・二九	三二・二九	三三・三五	三三・二九	三三・二九	三三・二九	三二・二九	三二・二九	三三・三五
一二 其の他の結核	六三・六	六三・六	七・二三	七・二三	七・八五	七・八五	六三・六	六三・六	七・二三
八一 不慮の傷害	六三・三	六三・三	六・二六	六・二六	六・二九	六・二九	六三・三	六三・三	六・二六
七九 自 殺	三・六三	三・六三	三・九〇	三・九〇	二・九五	二・九五	三・六三	三・六三	三・九〇
四八 肺 炎	三・四二	三・四二	三・六二	三・六二	四・六七	四・六七	三・四二	三・四二	三・六二
四八 肺 炎	三・〇三	三・〇三	二・八六	二・八六	二・七八	二・七八	三・〇三	三・〇三	二・八六
五八 其の他の消化器の疾患	二・八二	二・八二	二・八六	二・八六	二・七八	二・七八	二・八二	二・八二	二・八六
四九 肋 膜炎	二・九一	二・九一	三・二二	三・二二	三・六三	三・六三	二・九一	二・九一	三・二二
其の他の	二・三・七五	二・三・七五	二・三・七〇	二・三・七〇	二・五・三二	二・五・三二	二・三・七五	二・三・七五	二・三・七〇

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (一)

第一三圖 男二五—二九歳主要死因別死亡率の變動



を示してゐる。

(ホ) 「其の他の消化器の疾患」は殆んど「不變」。

(ヘ) 「肋膜炎」は前階級同様上昇を示し、特に昭和十三年の上昇が著し
 5。

二二二〇—三四歳死亡率

(1) 前期及後期に於ける傾向は前階級二五—二九歳と殆んど同様であつて之亦樂觀を許さないが、前階級に比し以下の如く其の内容は稍、良好なるかに見られる。

第二六表 男三〇—三四歳主要死因別死亡

死 因	實 數					割 合				
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二一年	昭和一三一年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二一年	昭和一三一年		
總 數	1,706.5	1,795.5	1,760.5	1,843.5	100.00	100.00	100.00	100.00		
主 要 死 因	1,107.4	1,278.5	1,253.8	1,288.0	70.75	71.21	71.33	69.87		
一 一 及 一 二 結 核	6,293	6,849.9	6,805	6,860	368.8	381.5	386.5	372.1		
一 一 呼 吸 器 の 結 核 (氣 管 又 氣 管 支 の 淋 巴 腺 を 含 む)	5,329	5,848	5,744	5,787	312.3	323.5	326.2	313.9		
一 二 其 の 他 の 結 核	964	1,001	1,061	1,073	56.5	55.6	60.3	58.2		
八 一 不 慮 の 傷 害	1,428	1,494	1,488	1,438	83.7	83.2	84.5	78.0		
四 八 肺 炎	951	1,031	936	1,266	55.5	57.5	53.2	68.7		
五 八 其 の 他 の 消 化 器 の 疾 患	666	635	595	640	39.2	35.4	33.8	34.7		
八 五 不 明 の 診 斷 及 不 詳 の 原 因	661	671	582	580	38.7	37.4	33.1	31.5		
七 九 自 殺	590	625	624	526	34.6	34.8	35.4	28.5		
五 九 腎 臟 炎	556	563	562	582	32.6	31.4	31.9	31.6		
四 九 肋 膜 炎	477	505	524	574	28.0	28.1	29.8	31.1		
三 二 腦 出 血、腦 栓 塞 及 腦 血 栓	431	411	422	414	25.3	22.9	24.0	22.5		
其 の 他	499.1	5,170	5,067	5,555	29.25	28.79	28.78	30.13		

(2) 後期に就て之を各歳別に見れば(第二表参照)、極めて複雑なる變化を見せてゐるが、三四歳の上昇は極めて著しく、三〇歳之に亞ぎ爾餘の年齢に於ては頗る不安定ではあるが傾向としては「不變」乃至は輕微なる低下が認められる。

(3) 此の年齢階級に至つて主要死因は相當分散的になつて來る。第一位の「結核」は三七%、「不慮の傷害」は依然として第二位を保ち八%餘、第三位の「肺炎」は六%、以下、「其の他の消化器の疾患」、「不明の診斷及不詳の原因」各四%、「自殺」は著しく其の地位を低下して三%、「腎臟炎」、「肋膜炎」及「腦出血、腦栓塞及腦血栓」各約三%である。「腦出血、

「脳栓塞及脳血栓」は早くも此の階級に於て主要死因中に加はるに至るのである(第二六表参照)。

- (4) 主要死因別死亡率を見るに(第二七表及第一四圖参照)。
- (イ) 「結核」の増加傾向は前年階級より若干衰へて軽度の上昇。
 - (ロ) 「不慮の傷害」は微弱ながら低下。
 - (ハ) 「肺炎」は前年階級と同様特に著しき上昇。
 - (ニ) 「その他の消化器の疾患」は極めて微弱な低下。
 - (ホ) 「不明の診断及不詳の原因」は明かなる低下。
 - (ヘ) 「自殺」は前階級と同様著しく減少。

第二七表 男三〇—三四歳主要死因別死亡率

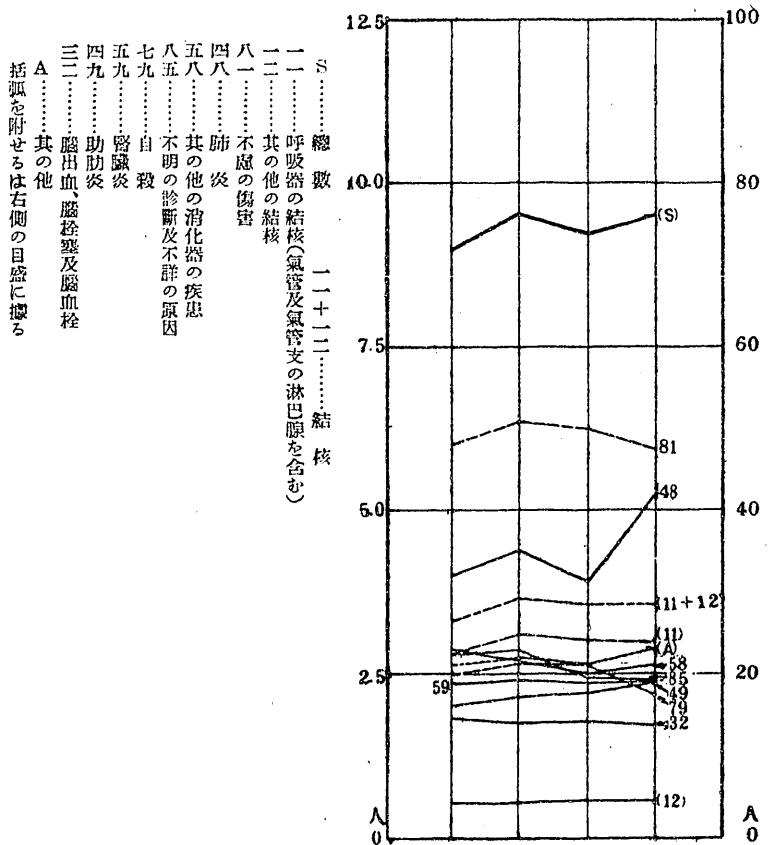
(三〇—三四歳男一〇,〇〇〇に付)

死 因	昭和一〇年	昭和一二年	昭和二年	昭和一三年
總 數	七二・七二	七六・二四	七三・九三	七六・一四
主 要 死 因				
一一 呼吸器の結核(氣管及氣管支の結核を含む)	二六・四五	二九・〇八	二八・五八	二八・三三
一二 其の他の結核	三三・四〇	二四・八三	二四・一一	二三・九〇
八一 不慮の傷害	四・〇五	四・二五	四・四六	四・四三
八四 肺 炎	六・〇〇	六・三四	六・二五	五・九四
四八 肺 炎	四・〇〇	四・三八	三・九三	五・二三
五八 其の他の消化器の疾患	二・八八	二・七〇	二・五〇	二・六四
八五 不明の診断及不詳の原因	二・七八	二・八五	二・四四	二・四〇
七九 自 殺	二・四八	二・六五	二・六二	二・一七
五九 腎 臟 炎	二・三四	二・三九	二・三六	二・四〇
四九 肋 膜 炎	二・〇〇	二・二四	二・二〇	二・三七
三三 腦出血、腦栓塞及腦血栓	一・八二	一・七五	一・七七	一・七一
其の他の	二〇・九八	二二・九五	二二・二八	二三・九四

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (一)

第一四圖 男三〇—三四歳主要死因別死亡率の變動

(三〇—三四歳男一〇,〇〇〇に付)



- (ト) 「腎臟炎」は殆んど「不變」。
- (チ) 「肋膜炎」は前階級同様上昇。
- (リ) 「腦出血、腦栓塞及腦血栓」は此の階級に於ては殆んど「不變」乃至は微弱なる低下。

一三三 三五—三九歳死亡率

(一) 前期に於ては極めて軽度の低下の傾向を認めることが出来るが、後期に於ては上昇を示してゐる。但し其の程度は前年階級に比して軽度

である。

(2) 後期に就て之を各歳別に見れば(第二表参照)、極めて複雑なる變化を示してゐるが、各歳共に明かに上昇の傾向を認めることが出来る。三八歳を除いて爾後の年齢に於ては昭和一二年から同一三年にかけて急激な上昇を示してゐる。特にその著しきものは三六歳及三九歳である。

(3) 前年齢階級に比し、主要死因は更に分散的となつてゐる。首位は依然として「結核」であるが其の地位は二七%に低下してゐる。「不慮の傷害」

害」は依然として第二位を保ち八%、「肺炎」も亦第三位を保ち六%、「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は著しく其の地位を高めて第四位に來り五%餘、「其の他の消化器の疾患」、「不明の診断及不詳の原因」、「腎臓炎」、「癌、其の他の悪性腫瘍」、各、四%等を示してゐる(第二八表参照)。

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第二一九表及第一五圖参照)。

(イ) 「結核」は前年齢階級と同様若干の増加。

(ロ) 「不慮の傷害」は明かなる上昇。

第二八表 男三五—三九歳主要死因別死亡

死 因	實 數					割 合				
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二一年	昭和一三一年	昭和一四一年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二一年	昭和一三一年	
總 數	一五、八七一	一六、九八九	一七、一九九	一八、四八一	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	
主 要 死 因	一一、二六三	一一、八八五	一二、一五五	一二、九六五	七〇・九七	六九・九六	七〇・六七	七〇・一五	七〇・一五	
一 一 及 二 二 結 核	四、二四九	四、六六五	四、七七七	五、〇三三	二六・七七	二七・四六	二七・七七	二七・二三	二七・二三	
一 一 呼 吸 器 の 結 核 (氣 管 及 氣 管 支 の 結 核 含 む)	三、六六八	四、〇四一	四、〇五四	四、二五九	二三・一一	二三・七九	二三・五七	二三・〇五	二三・〇五	
一 二 其 の 他 の 結 核	五八一	六二四	七二三	七七四	三・六六	三・六七	四・二〇	四・一九	四・一九	
八 一 不 慮 の 傷 害	一、二八八	一、三三四	一、三九五	一、五〇五	八・二二	七・八五	八・一一	八・二四	八・二四	
四 八 肺 炎	九三一	一、〇三二	一、〇五四	一、四一三	五・八七	六・〇七	六・一三	七・六五	七・六五	
三 三 腦 出 血、腦 栓 塞 及 腦 血 栓	八六八	九〇九	八六一	九七四	五・四七	五・三五	五・〇一	五・二七	五・二七	
五 八 其 の 他 の 消 化 器 の 疾 患	六九一	六〇一	六三一	六三一	四・三五	三・五四	三・六七	三・四一	三・四一	
八 五 不 明 の 診 斷 及 不 詳 の 原 因	六八三	七一九	六九一	七〇五	四・三五	四・二三	四・〇二	三・八一	三・八一	
五 九 腎 臟 炎	六六四	六五九	七二三	七七九	四・一八	三・八八	四・一五	四・三二	四・三二	
一 八 癩、其の他の悪性腫瘍	五六二	五六八	五八〇	五八八	三・五四	三・三四	三・三七	三・一八	三・一八	
七 九 自 殺	五四〇	五九三	五六四	五八八	三・四〇	三・四九	三・二八	二・六五	二・六五	
五 一 胃 及 十 二 指 腸 の 潰 瘍	四〇三	四四七	四五一	四五一	二・五四	二・六三	二・六二	二・四四	二・四四	
四 〇 慢 性 心 臟 内 膜 炎 及 心 臟 瓣 膜 の 障 碍	三六四	三五八	四三八	三九七	二・四二	二・一一	二・五五	二・一五	二・一五	
其 の 他	四、六〇八	五、一〇四	五、〇四四	五、五一六	二九・〇三	三〇・〇四	二九・三三	二九・八五	二九・八五	

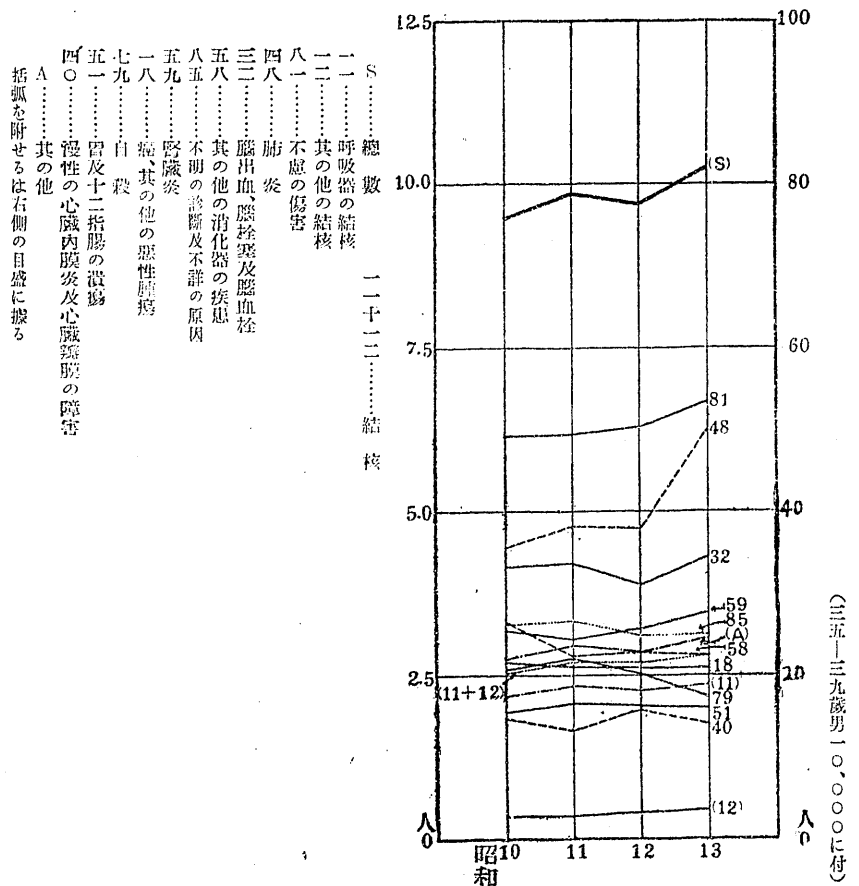
- (ハ) 「肺炎」は此の年齢階級に於ても著しき上昇。
- (ニ) 「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は殆んど「不變」。
- (ホ) 「其の他の消化器の疾患」も亦殆んど「不變」。
- (ヘ) 「不明の診断及不詳の原因」は微弱なる低下。
- (ト) 「腎臓炎」は明瞭なる上昇。
- (チ) 「癌、其の他の悪性腫瘍」は微弱なる低下。
- (リ) 「自殺」は前年齢階級同様著しき低下。
- (ヌ) 「胃及十二指腸の潰瘍」は殆んど「不變」。
- (ル) 「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍」も亦「不變」。

第二九表 男三五—三九歳主要死因別死亡率

死	因	昭和一〇年	昭和二年	昭和三年
總	數	七五・八一	七八・七三	七五・五一
主	要			
一	一 結核	五三・八〇	五五・〇八	五四・七八
二	二 呼吸器の結核(氣管及氣管支、 淋巴腺を含む)	二〇・三〇	二二・六二	二二・五三
三	三 其の他の結核	一七・五二	一八・七三	一八・九〇
四	四 不慮の傷害	二・七八	二・八九	三・二六
五	五 肺	六・一五	六・一八	六・二九
六	六 腦出血、脳栓塞及脳血栓	四・四五	四・七八	四・七五
七	七 其の他の消化器の疾患	四・一五	四・二二	三・八八
八	八 不明の診断及不詳の原因	三・三〇	二・七九	二・八四
九	九 腎臓炎	三・二六	三・三三	三・一一
一〇	一〇 癌、其の他の悪性腫瘍	三・一七	三・〇五	三・二一
一一	一一 自殺	二・六八	二・六三	二・六一
一二	一二 胃及十二指腸の潰瘍	二・五八	二・七五	二・五四
一三	一三 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍	一・九三	二・〇七	二・〇三
一四	一四 其の他の	一・八三	一・六六	一・九七

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (一)

第一五圖 男三五—三九歳主要死因別死亡率の變動



一四 四〇—四九歳死亡率

(1) 前期に於ては明瞭なる低下の傾向を認めることが出来る。後期に於ては特に昭和一二年から同一三年に著しき上昇を示してゐることが特色である。此の特色は三五—三九歳から年齢階級が高次に進むにつれて益益顯著になつてゐる。それは一般に昭和一二年から同一三年への死亡数の増加乃至は死亡率總數の増加に與つて力あるものが此等の比較的高次

の年齢階級に於ける死亡率の上昇であるといふことを示してゐる。

(2) 後期に就て之を各歳別に見れば(第二表参照)、四一歳四三歳等の二、三の例外を除けば、何れも前項と同様の傾向を示してゐる。但し昭和一二年から同一三年への上昇の程度は年齢を加へるに従つて著しくなつてゐる。

(3) 主要死因の第一位は依然として「結核」であるが、その地位は更に低下して一六・二%である。「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は第二位に昇り一

三%を占めるに至つてゐる。「癌、其の他の悪性腫瘍」も地位を高めて第三位に至り七・八%を示してゐる。以下「不慮の傷害」六%、「肺炎」及「腎臓炎」各々五%、「不明の診断及不詳の原因」及「其の他の消化器の疾患」各、四%等である(第三〇表参照)。

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第三二表及第一六圖参照)、
(イ) 「結核」は此の階級に於ては軽度の低下。
(ロ) 「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は特に昭和一二三年に上昇。

第三〇表 男 四〇—四九歳主要死因別死亡

死 因	實 數				割 合			
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年
總 數	三八,三九八	三九,六一八	三九,三二四	四二,五〇八	100.00	100.00	100.00	100.00
主 要 死 因	二七,一六八	二八,〇一四	二七,六三一	二九,六一九	70.75	70.91	70.28	69.68
一 一 及 一 二 結 核	六,二三〇	六,六八四	六,四九〇	六,六六六	一六.二〇	一六.八七	一六.五二	一五.六八
一 一 呼 吸 器 的 結 核 (氣 管 及 氣 管 支 的 淋 巴 腺 を 含 む)	五,四〇八	五,七八六	五,五六七	五,六九一	一四.〇八	一四.六〇	一四.一六	一三.三九
一 二 其 の 他 の 結 核	八二二	八九八	九二二	九七五	二.一四	二.二七	二.二二	二.二九
三 二 腦 出 血, 腦 栓 塞 及 腦 血 栓	四,九三九	四,九九四	五,〇三四	五,三七三	一二.八六	一二.六一	一二.八〇	一二.六四
一 八 癌, 其 の 他 の 悪 性 腫 瘍	二,九九七	二,九〇七	三,〇二八	二,八七〇	七.八一	七.三四	七.七〇	六.七五
八 一 不 慮 の 傷 害	二,一〇〇	二,二二五	二,二五七	二,五九一	五.五三	五.五九	五.七四	六.一〇
四 八 肺 炎	二,〇七二	二,三七八	二,二七九	二,九〇三	五.三九	六.〇〇	五.五四	六.八三
五 九 腎 臟 炎	二,〇三九	二,〇九七	二,一〇七	二,三四八	五.三一	五.二九	五.三六	五.五二
八 五 不 明 の 診 斷 及 不 詳 の 原 因	一,七〇七	一,八二二	一,六八五	一,七七八	四.四五	四.六〇	四.二九	四.一八
五 八 其 の 他 の 消 化 器 の 疾 患	一,四五六	一,三七八	一,三七七	一,四三五	三.八〇	三.四八	三.五〇	三.三八
五 一 胃 及 十 二 指 腸 の 潰 瘍	一,三二九	一,三二七	一,三五二	一,五四五	三.四六	三.三五	三.四四	三.六三
四 〇 慢 性 心 臟 内 膜 炎 及 心 臟 瓣 膜 の 障 碍	一,一六三	一,一四五	一,二一七	一,一六八	三.〇三	二.八九	二.八四	二.七五
七 九 自 殺	一,〇四五	一,〇六八	一,〇〇六	九四一	二.七二	二.七〇	二.五六	二.二二
其 の 他	一一,三三〇	一一,六〇四	一一,六八三	一一,八八九	二九.二五	二九.二九	二九.七二	三〇.三三

(ハ) 「癩、其の他の悪性腫瘍」は明かな低下傾向を示してゐる。
 (ニ) 「不慮の傷害」は上昇。
 (ホ) 「肺炎」は此の年齢階級に於ても明かに上昇。特に昭和一三年の上昇は顯著。

(ヘ) 「腎臓炎」は軽度の上昇。
 (ト) 「不明の診断及不詳の原因」は「不變」。
 (チ) 「其の他の消化器の疾患」は極めて微弱なる低下。

第三二表 男四〇—四九歳主要死因別死亡率

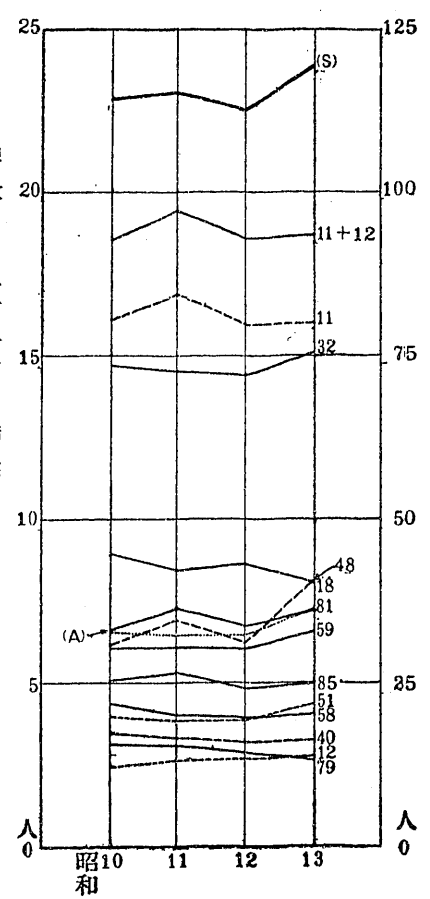
(四〇—四九歳男一〇,〇〇〇に付)

死	因	昭和一〇年	昭和二年	昭和三年	昭和四年
總	數	一一四・三三	一一五・三〇	一二二・六一	一二九・五三
主	要				
一	二及二二 結核	一八・五二	一九・四五	一八・五九	一八・六九
一	一 呼吸器の結核(氣管及氣管支の淋巴腺を含む)	一六・二〇	一六・八四	一五・九五	一六・〇〇
一	二 其の他の結核	二・四二	二・六一	二・六四	二・七四
三	三 腦出血、腦栓塞及腦血栓	一四・七〇	一四・五三	一四・四二	一五・一一
一	八 癩、其の他の悪性腫瘍	八・九二	八・四六	八・六七	八・〇七
八	一 不慮の傷害	六・五五	六・四五	六・四七	七・二九
四	八 肺	六・二七	六・九二	六・二四	八・一六
五	九 腎臓	六・〇七	六・一〇	六・〇四	六・六〇
八	五 不明の診断及不詳の原因	五・〇八	五・三〇	四・八三	五・〇〇
五	八 其の他の消化器の疾患	四・三四	四・〇一	三・九四	四・〇四
五	一 胃及十二指腸の潰瘍	三・九六	三・八六	三・八七	四・三四
四	〇 慢性心臟内膜炎及心臟瓣膜の障害	三・四六	三・三三	三・二〇	三・二八
七	九 自殺	三・一一	三・一一	二・八八	二・六五
其	の				
他	殺	三・四三	三・七七	三・四七	三・六二

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (一)

第一六圖 男四〇—四九歳主要死因別死亡率の變動

(四〇—四九歳男一〇,〇〇〇に付)



(リ) 「胃及十二指腸の潰瘍」は上昇。
 (ヌ) 「慢性心臟内膜炎及心臟瓣膜の障害」は「不變」。
 (ル) 「自殺」は低下。

一五 五〇—五九歳死亡率

(1) 前期に於ては傾向は「不變」であるが、後期に入つて明かなる上昇を認めることが出来る。

第三二表 男五〇—五九歳主要死因別死亡

死 因	實 數					割 合
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	合	
總 數	六二,六四九	六四,七三三	六二,八四九	六七,六七七	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇
主 要 死 因	四四,三六九	四五,四六〇	四四,五四六	四七,九〇四	七〇.九三	七〇.二三
一八 癩、其の他の悪性腫瘍	一三,七七一	一四,〇七一	一四,〇一八	一五,二七三	二二.九八	二二.七四
一一及一二 結核	七,五八〇	七,四一四	七,六九七	七,四三五	一二.一〇	一一.四五
一一 呼吸器の結核(氣管及氣管支の結核)	四,八七六	五,一六二	四,九四八	五,〇七〇	七.七八	七.九七
一一 其の他の結核	四,二三八	四,四九二	四,二七一	四,三三二	六.七五	六.九四
五九 腎 臟 炎	四,一六七	四,〇六四	四,〇五五	四,四二三	六.六五	六.二八
四八 肺 炎	三,二七〇	三,八八九	三,二四六	四,一三九	五.二二	六.〇一
八五 不明の診断及不詳の原因	二,三二二	二,五三三	二,二五四	二,五四六	三.六九	三.九〇
五一 胃及十二指腸の潰瘍	二,二二八	二,二二五	二,二五〇	二,四四八	三.五六	三.四四
四〇 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障害	二,一三三	二,〇七〇	二,〇四七	二,三三二	三.四〇	三.二〇
五八 其の他の消化器の疾患	二,〇二七	一,九九二	一,九〇九	二,〇六五	三.二四	三.〇八
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	二,〇〇四	二,〇五一	二,〇五二	二,二九三	三.二〇	三.一七
其の他の	一八,二八〇	一九,二七二	一八,三〇三	一九,七〇三	二九.二八	二九.七七

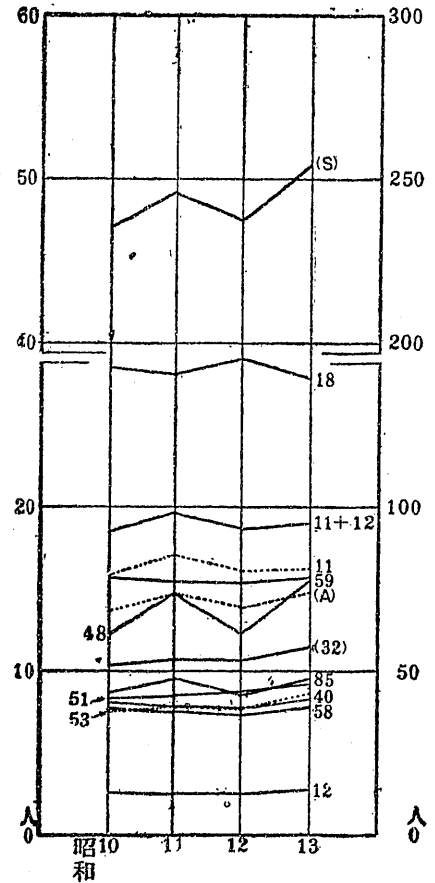
第三三表 男五〇—五九歳主要死因別死亡率

(五〇—五九歳男一〇,〇〇〇に付)

死 因	實 數					割 合
	昭和一〇年	昭和一一年	昭和一二年	昭和一三年	合	
總 數	二三五.五七	二四五.八六	二三七.七〇	二五四.〇二	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇
主 要 死 因	一六六.八三	一七二.六六	一六八.四八	一八〇.〇〇	七〇.二三	七〇.八八
一八 癩、其の他の悪性腫瘍	五二.七八	五三.四四	五三.〇二	五七.三九	二二.九八	二二.七四
一一及一二 結核	二八.五〇	二八.二六	二九.一一	二七.九〇	一一.一〇	一一.四五
一一 呼吸器の結核(氣管及氣管支の結核)	一八.四七	一九.六〇	一八.七一	一九.〇五	七.七八	七.九七
一一 其の他の結核	一〇.〇三	一〇.六六	一〇.四四	一〇.八五	三.二四	三.〇八
五九 腎 臟 炎	二二.五七	二二.五七	二二.五七	二二.五七	三.二四	三.〇八
四八 肺 炎	一五.六七	一五.六七	一五.六七	一五.六七	五.二二	六.〇一
八五 不明の診断及不詳の原因	八.六九	八.六九	八.六九	八.六九	三.六九	三.九〇
五一 胃及十二指腸の潰瘍	八.三八	八.三八	八.三八	八.三八	三.五六	三.四四
四〇 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障害	八.〇二	八.〇二	八.〇二	八.〇二	三.四〇	三.二〇
五八 其の他の消化器の疾患	七.六二	七.六二	七.六二	七.六二	三.二四	三.〇八
五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	七.五四	七.五四	七.五四	七.五四	三.二〇	三.一七
其の他の	六八.七四	六八.七四	六八.七四	六八.七四	二九.二八	二九.七七

第一七圖 男五〇—五九歳主要死因別死亡率の變動

(五〇—五九歳男一〇,〇〇〇に付)



- S 総數
 - 三三 脳出血、脳栓塞及腦血栓
 - 一八 癌、其の他の悪性腫瘍
 - 一一二 結核
 - 一一一 呼吸器の結核(氣管及氣管支の淋巴腺を含む)
 - 一一 其の他の結核
 - 五九 腎臓炎
 - 四八 肺炎
 - 八五 不明の診断及不詳の原因
 - 五一 胃及十二指腸の潰瘍
 - 四〇 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障害
 - 五八 其の他の消化器の疾患
 - 五三 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)
 - A 其の他
- 括弧を附せるは右側の目盛に據る

(2) 後期に就て之を各歳別に見れば(第二表参照)、五歳のみを除いて何れも前項と同様の傾向を示してゐる。昭和一二年より同一三年への上昇は年齢が高次になる程著しい傾きがある。

(3) 死因中、一〇歳以上第一位を占めて来た「結核」が第三位に下り八%に満たぬ状態である。「脳出血、脳栓塞及腦血栓」が第一位に昇り二二%、「痛、其の他の悪性腫瘍」が第二位に上り一二%、以下、「腎臓炎」七%、「肺炎」五%、「不明の診断及不詳の原因」及「胃及十二指腸の潰瘍」各四%

最近に於ける我が國死亡率の若干の傾向 (豫報) (一)

等である(第三二表参照)。

(4) 主要死因別死亡率を見るに(第三三表及第一七圖参照)、

- (イ) 「脳出血、脳栓塞及腦血栓」は明かなる上昇。
- (ロ) 「痛、其の他の悪性腫瘍」は殆んど「不變」。
- (ハ) 「結核」も亦殆んど「不變」。
- (ニ) 「腎臓炎」も亦殆んど「不變」。
- (ホ) 「肺炎」は明かなる上昇。
- (ヘ) 「不明の診断及不詳の原因」は「不變」。
- (ト) 「胃及十二指腸の潰瘍」は上昇。
- (チ) 「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障害」は上昇。
- (リ) 「其の他の消化器の疾患」は殆んど「不變」。
- (ヌ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)は上昇。

一六 六〇歳以上死亡率

(1) 前期の傾向は低下を示してゐるが、後期に於ては上昇を見せてゐる。特に昭和一二年から同一三年に至つて急激に増加を示してゐる。

(2) 後期に就て之を各歳別に見れば(第二表参照)、七〇歳のみを除き他はすべて前項總數と同様の傾向を示してゐる。此處でも年齢が高次に進むに従つて昭和一三年の上昇が顯著である。

(3) 此の年齢階級に至つて死因は再び集中的となつてゐる。第一位の「脳出血、脳栓塞及腦血栓」は二五%、第二位の「老衰」一九%、以下「腎臓炎」及「痛其の他の悪性腫瘍」各、八%、「肺炎」五%、「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)四%、「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障害」三%である(第三四表参照)。

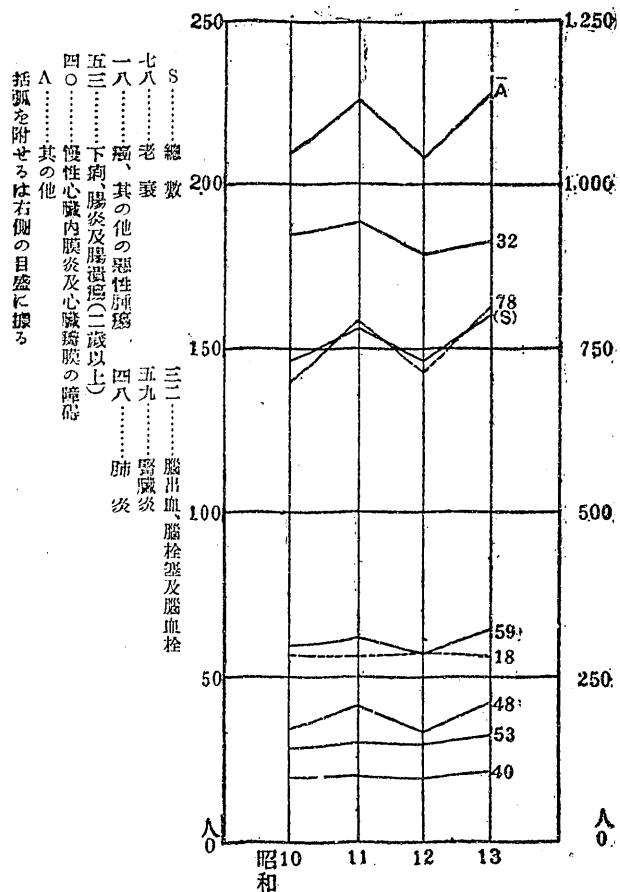
第三四表 男六〇歳以上主要死因別死亡

死因	昭和一〇年			昭和一一年			昭和一二年			昭和一三年		
	数	割合	人	数	割合	人	数	割合	人	数	割合	人
總	一六七,六五六		一〇〇,〇〇	一八三,五〇八		一〇〇,〇〇	一七五,四九八		一〇〇,〇〇	一九六,六一七		一〇〇,〇〇
主 要												
一 腦出血、腦栓塞及腦血栓	一一九,七八四		七二,〇六	一三〇,四〇八		七二,〇六	一二五,五三三		七二,〇六	一四〇,六三〇		七二,〇六
二 老	四二,三〇八		二四,二四	四四,三〇八		二四,二四	四四,一一五		二四,二四	四七,三三三		二四,〇七
三 腎	三二,〇四六		二〇,二七	三七,一九一		二〇,二七	三四,二八五		二〇,二七	四〇,一三五		二〇,四一
四 癩、其の他の悪性腫瘍	一三,五九九		八,一一	一四,三七三		八,一一	一三,六四三		八,一一	一五,八一		八,〇四
五 肺	一二,八九八		七,一八	一三,一八三		七,一八	一三,七四八		七,一八	一三,八三九		七,〇四
六 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	七,九八四		四,五五	九,六八四		四,五五	七,九七七		四,五五	一〇,三五七		五,二七
七 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍	六,四八〇		四,〇七	七,〇〇七		四,〇七	七,一四五		四,〇七	七,九七五		四,〇六
八 其の他の	四,四六九		二,六三	四,六六二		二,六三	四,六〇九		二,六三	五,一九〇		二,六四
九 其他	四七,八七二		二八,四八	五三,一〇〇		二八,四八	四九,九七六		二八,四八	五五,九八七		二八,四八

第三五表 男六〇歳以上主要死因別死亡率

死因	昭和一〇年			昭和一一年			昭和一二年			昭和一三年		
	数	割合	人	数	割合	人	数	割合	人	数	割合	人
總	七三二,七六		一〇〇,〇〇	七八〇,三三		一〇〇,〇〇	七三〇,六九		一〇〇,〇〇	八一〇,三六		一〇〇,〇〇
主 要												
一 腦出血、腦栓塞及腦血栓	五三二,八一		七二,〇六	五五四,五三		七二,〇六	五三二,六二		七二,〇六	五七三,一七		七二,〇六
二 老	一八四,六六		一八,八四	一八八,四一		一八,八四	一八三,六七		一八,八四	一九二,八八		一八,八四
三 腎	一三九,八七		一五,八一	一五八,一五		一五,八一	一四二,七五		一五,八一	一六三,五八		一五,八一
四 癩、其の他の悪性腫瘍	五九,三五		六,一一	六二,一一		六,一一	五六,八〇		六,一一	六四,四四		六,一一
五 肺	五三,三〇		五,六〇	五六,〇六		五,六〇	五七,二四		五,六〇	五六,四〇		五,六〇
六 下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	三九,八五		四,一一	四一,一八		四,一一	三三,一一		四,一一	四二,一一		四,一一
七 慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍	二八,二八		二,九八	二九,八〇		二,九八	二九,七五		二,九八	三二,五〇		二,九八
八 其の他の	一九,五一		二,一一	一九,八二		二,一一	一九,一九		二,一一	二二,一五		二,一一
九 其他	二〇八,九四		二二,五八	二二〇,八〇		二二,五八	二〇八,〇八		二二,五八	二二八,一九		二二,五八

第一八圖 男六〇歳以上主要死因別死亡率の變動



(4) 主要死因別死亡率を見るに(第三五表及第一八圖)、

(イ) 「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は傾向としては低下。

(ロ) 「老衰」は明かなる上昇。六〇歳以上死亡率總數の上昇は老衰の上昇によること頗る大なるものと認められる。

(ハ) 「腎臓炎」は軽度の上昇。

(ニ) 「癌、其の他の悪性腫瘍」は殆んど「不變」。

(ホ) 「肺炎」は上昇。

(ヘ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍」(二歳以上)は軽度の上昇。

(ト) 「慢性心臓内膜炎及心臓瓣膜の障碍」は殆んど「不變」。

備考

本稿校正中に醫學博士渡邊定氏の好意により同博士及理學士川井三郎氏共著「日本人の壽命に關する研究」の假製本を閲讀する機會を得た。本書は主として大正一〇年より昭和一〇年に至る期間の事實に據り、我が國死亡率の精密詳細なる社會衛生學的研究所を遂げられたるものである。殆んど利用し得る資料の一切を動員したる力篇であつて推賞するに躊躇せざるものである。昭和一〇年以後の傾向に重點を置く本稿と併せて一讀を乞ふ次第である。

水島博士發表「本邦の眞の人口自然増加率」

過般東京市丸ノ内工業俱樂部に於て開催の日本學術振興會第一特別(民族科學)委員會研究報告會に於て、同委員會委員、九州帝國大學教授醫學博士水島治夫氏は、最近の資料に基き、Dublin-Lotkaの方法に據り算定せられたる内地及朝鮮の「眞の人口動態率」を發表せられた。人口問題研究上極めて貴重な業績であると考へられるから報告中若干の結果を抜萃して掲ぐれば左の如くである。(本誌第一卷第一號六三—四頁をも参照)

一、昭和一二年の出生統計に據る

出生率	粗	内地人口一〇萬以上の都市	内地人口一〇萬未滿の市町村
	眞	二九・九五	二四・九六
増加率	粗	三一・六九	二二・七九
	眞	三一・六九	二二・七九

二、昭和一三年の出生統計に據る

死亡率	粗	一六・三八	一三・九〇	一七・二三
	眞	一六・八五	一九・二三	一七・四八
増加率	粗	一三・五七	一一・〇六	一四・四二
	眞	一四・八四	三・五六	一七・七六

出生率	粗	東京市	大阪市	京都市	名古屋市	横濱市	神戸市
	眞	三三・八〇	三三・四七	一九・四四	三五・六六	二四・八四	一九・九九
死亡率	粗	一四・〇七	一四・四九	一〇・六〇	二九・四五	一四・四四	九・七一
	眞	一三・〇一	一三・三六	一四・三三	一五・三三	一五・七〇	一四・五三
増加率	粗	一〇・九	九・二	五・三	一〇・四五	九・七	五・四
	眞	(一)八・四	(一)二・三	(一)八・六	(九)九・四	(一)〇・〇	(一)〇・三

(館記)

スタインワルネル著「北米合衆

國の人種政策」

横田 年抄譯

本編はB. Steinwallnerが「Fortschritt der Erbpäthologie Rassenhygiene und ihrer Grenzgebiete」第三卷第三號に掲載したものを抄譯したものである。

北米合衆國には次に擧げる三群の異民族が存在し、合衆國の人種政策は之等の異民族を問題の對象としなければならぬ。

- 1 アメリカインディアン等の原住民族
- 2 十七世紀初頭から奴隸として輸入されたニグロ
- 3 前世紀半頃から移住した少數民族(日本人、支那人、メキシコ人、ゲルマン族ならざる南歐及東歐よりの移民)

北米の人種政策に於てニグロは主役を勤めたが之は今日に於ても最も重要な問題である。彼等は一六一九年から經濟的事情の爲大量に北米に輸入され就中南部に於て奴隸として使役された。次で一七七七年から奴隸解放が始つた。併し憲法が發布された一七八九年に尙約七五〇、〇〇〇人の黑人奴隸が存在してゐた。憲法には黑人の法律上の身分に關し何等有效な規定が無かつたのである。之に關聯した憲法の條文は二重の意味に解釋された爲にニグロの多い南部諸州では奴隸制度が尙許可されてゐるかの如く解し、北部諸州では之と反對の見解を持つてゐた。此の法律上の解釋の不明瞭なる結果南部諸州が離反し次でリンカーンは戦争を起して再び南部を統一した。内亂の結果として奴隸制度は全く廢止され、更に一八六五年の第

十三回憲法改正により「奴隸制度及び自由意志に反する隸屬はアメリカ合衆國內に於て許可せず。犯罪に對する刑罰としての奴隸も許可せず。犯罪は合理的處理により判決す」と規定された。此の當時北米には既に五百萬人の黒人が存在し、解放されたのである。次で解放されたニグロの法律上の身分の規定により黑人問題の發展が特徴づけられた。茲に重要なは一八六五年四月九日附の第一民法であつて、次の如き規定がある。「合衆國に生れ、外國の權力に從屬せざる者は課税せられざるアメリカインディアンを除き合衆國市民と解す。市民たる者は如何なる種族も、有色人種も、又既往に於ける奴隸たる身分に關せず、合衆國の各州及領域に於て次の同等の權利を保有す……」

次で一八六八年七月二十八日附第十四回憲法改正により憲法力を以て平等權が記録されたが、就中人種法として次の條文は注目に價する。「合衆國に生れ又は歸化し合衆國政府に從屬する者は總て合衆國市民たると同時に其の住所を有する州の市民とす。州は合衆國市民の權利を左右するが如き法律を制定する事を得ず。合理的なる法律上の根據あり、合法的の處理を認めらるゝ場合に於ても州は個人の生命、自由權、財産權を左右する事を得ず。如何なる州も其の行政力の下にある個人に對し法律上の平等なる保護を拒否する事を得ず。」次に一八七〇年三月三十日の第十五回憲法改正は總ての異民族に對し合衆國市民たる限り選舉權、投票權を許可した。

上述の諸規定により合衆國の異民族殊にニグロは白人市民と共に完全なる法律上の平等權を有するのである。併しながら人種政策上非常に興味のある事は、今や現實の状態は平等思想に支持された根本方針の規定する處とは全く別の様に發展したのである。次に合衆國に於ける特徴のある人種政策に就て述べやう。

一 白人と異民族間の混血結婚禁止規定及び結婚外性交
禁止規定(人種交混法)

合衆國の三十州に於て特殊の混血結婚禁止規定がある。尙、二、三の州に於ては白人と異民族との間の結婚外性交禁止が規定されてゐる。何れも州により非常に種々様々である。之を一覽表にして掲げると次の如くである。

州名	混血結婚禁止規定	制定年度	罰則
アラバマ	白人對ニグロ又はニグロ混血兒結婚禁止(以下同様)	一九二三	禁錮 一年以上七年以下の罰金又は兩者
アリゾナ	コーカサス人種又は其の子孫對ニグロ・蒙古人・インディア人及び其等の子孫	一九二八	六箇月以下の禁錮又は罰金又は兩者
アーカンサス	白人對ニグロ又はムラット(白人と黒人の混血)	一九二二	一年以下の禁錮
カリフォルニア	白人對ニグロ・ムラット・蒙古人・マレー人	一九二九	無し
コロラド	白人對ニグロ・ムラット	一九二二	二年以下の懲役又は罰金又は兩者
デラウェア	白人對ニグロ・ムラット	一九二七	百弗以下の罰金、拂はぬ時は三十日以下の拘留
フロリダ	白人對ニグロ・八分の一以上のニグロの血液を有する混血兒	一九二七	十年以下の禁錮又は千弗以下の罰金
ジョージ	白人又はコーカサス人種對ニグロ・アフリカ人・インディアン・印度人・蒙古人・日本人・支那人等の血を僅かたりとも有する者	一九三〇	六箇月以下の禁錮又は一年以下の懲役又は以上二、三を同時に科す
アイダホ	白人對蒙古人・ニグロ・ムラット	一九一九	六箇月以下の禁錮又は三百弗以下の罰金
インディ	白人對八分の一以上のニグロの血を有する者	一九二六	一年以上二年以下の禁錮及び百弗乃至千弗の罰金
ケンタツ	白人對ニグロ・ムラット	一九二二	罰金、罰を受けたる後性交を續続した場合は三箇月以上一年以下の禁錮

スタインワルネル著「北米合衆國の人種政策」

ルイジア	コーカサス人種即ち白人對インディアン・有色人種・ニグロ	一九二〇	一箇月乃至一箇年の禁錮
マリ	白人對ニグロ又は八分の一以上のニグロの血を有する混血兒	一九二四	一年半以上十年以下の禁錮
ミシシ	白人對ニグロ・蒙古人・ニグロ或は蒙古人の血を八分の一以上有する混血兒	一九三八	五年以下の罰金又は兩年以下の禁錮又は兩者
ミズー	白人對蒙古人・ニグロ・八分の一以上のニグロの血を有する混血兒	一九二九	二年以下三箇月以上の罰金又は兩者
モンタ	白人對蒙古人・僅かたりともニグロの血を有すると認め得る者	一九二二	五百弗以下の罰金、又は六箇月以上の禁錮又は兩者
ネブラ	白人對八分の一以上のニグロ・日本人・支那人の血を有する者	一九二二	百弗以下の罰金又は六箇月以下の禁錮
ネバダ	白人對ニグロ・蒙古人・マレー人	一九二二	六箇月以上一年以下の禁錮又は五百弗乃至千弗の罰金又は此の兩者
ノリス	白人對ニグロ又はインディアンの血を八分の一以上有する者	一九三一	四箇月以上十年以下の禁錮又は罰金
ノリス	白人對八分の一以上のニグロの血を有する者	一九二三	十年以下の禁錮又は二千弗以下の罰金又は兩者
オクラ	白人對ニグロ	一九三一	五百弗以下の罰金一年以上五年以下の禁錮
オレゴ	白人對四分の一以上のニグロ又は支那人の血を有する者、二分の一以上のインディアン又はカナカ人の血を有する者	一九三〇	三箇月以上一年以下の禁錮
ソリス	白人對ニグロ・インディアン・ムラット・メステイット(混血の一種)	一九二二	五百弗以上の罰金、又は一年以下の禁錮又は兩者
ソリス	コーカサス人種對ニグロ・蒙古人・朝鮮人	一九二九	千弗以下の罰金又は十年以下の禁錮又は兩者
テネッ	白人對八分の一以上のニグロの血を有する者	一九一七	一年以上五年以下の禁錮
テキサ	白人對八分の一以上のニグロの血を有する者	一九二五	一年以上五年以下の禁錮

州名	結婚外性交禁止規定	年 度	罰 則
ウター	白人對ニグロ又は蒙古人	一九一七	六箇月以下の禁錮又は三百弗以上の罰金
ヴァージニア	コーカサス人種對僅かたりともニグロの血を有する者、十六分の一以上のインディアンの血を有する者	一九三〇	二年以上五年以下の禁錮
ウェストヴァージニア	白人對ニグロ	一九二三	一年以下の禁錮及び百弗以下の罰金
ワイオミング	白人對ニグロ・ムラット・蒙古人・マレー人	一九二〇	百弗乃至千弗の罰金又は一年以上五年以下の禁錮又は兩者
アラバマ	白人對ニグロ・ニグロ混血兒	一九二三	混血結婚禁止規定に準ず
フロリダ	白人對ニグロ又は八分の一以上のニグロの血を有する混血兒	一九二七	一年以下の懲役又は罰金
ルイジアナ	コーカサス人種對インディアナ・有色人種・ニグロ	一九二〇 一九二五	一年以下の禁錮
ネバダ	インディアナ對有色人種 又はニグロ 白人對ニグロ・蒙古人・マレー人	一九二二	百弗乃至五百弗の罰金又は六箇月以上一箇年以下の禁錮又は兩者
ソースダコタ	コーカサス人種對ニグロ・蒙古人・朝鮮人	一九二九	千弗以下の罰金又は十年以下の禁錮又は兩者

此の他の州は混血結婚禁止規定を有しないが、其の内數州は非常に多くの黒人人口を有してゐる。

之等の混血結婚禁止規定は白人と異民族の間に結ばれた婚姻は無効なりと規定してゐる。場合により之から生れた子供は私生兒として取扱はれ、相続權を認められぬ事がある。多くの法律に於て、意識して宗教的の結婚式を舉行したり、違法の混婚を行はんとする男女に對し結婚證明書を發行したりする事に對し多かれ少かれ罰則が設けられてゐる。更に自己の州に於ける禁止法を避ける爲他州に於て混婚を結んだ者に對し混婚禁止に對する罰則を適用すると規定してある法律が一〇ある。混婚未遂も屢々罰せられ

る。

勿論既に人々は斯かる混血結婚禁止法の憲法適合性に對し疑問を抱き論議した。即ち之が合衆國市民の權利に影響し第十四回憲法改正に違反しはせぬかと云ふのである。併しながら最高法廷の判決に於て混血結婚禁止法は全く憲法に適合してゐると常に決定されてゐる。例へば一八七七年アラバマ州の最高法廷に於て次の如き判決が下つた。「婚姻は家族法の制度であり社會と秩序は之に基いてゐる。婚姻は一般の安寧の爲に州の最高の權力を以て規定される。最近制定された改正憲法に對し我が州は合衆國の一州として之に従ひ、市民に對し參政權を保證せんとする。併し我が州は今日迄家族法の事務を掌る爲有してゐた確實なる權力を放棄する事を望まぬ。」と。一八八一年同法廷は又次の如き判決を下した。「結果は兩民族の混合を來し混血人口と退化文化の發生を來す。之は健全なる政治により阻止さるべきものであつて、此の健全なる政治は社會と國家が最も注意してゐる處である。」と。ヴァージニアの最高法廷は一八七八年次の如く宣言した。「風俗の純潔の保持と、二つの民族の道德的肉體的の幸福と我が南部地方の文化の進歩の爲に、二つの非常に差異のある民族は各自の範圍の内に於て神の與へ給うた運命を分ち之を果さねばならぬ。神と自然が禁止してゐると看做される處の甚だ不自然な關係は積極的な法律を以て例外なく拒否されねばならぬ。」最後に合衆國最高法廷は此の混血結婚禁止法の憲法適合性を記録した。(一八八八年 *Maynard v. Hill* の判決)

今日此の法律の憲法適合性に對する疑問は存在しない。併しながら此の法律は州により非常に種々様々であり殊に二、三の法律は非常に不明瞭な又、民族生物學的に一樣に解釋出來ない表現の爲、實地に色々の困難を伴ふ事は更に不思議はない。之に加ふるに十八箇州に於て

斯かる法律は存在しない爲に、此の規定を有する州に於ても法律は非常に實效性に乏しいものとなつてゐる。即ち二人の種類の異なる結婚希望者は混婚を禁じてゐない州に逃避して結婚する事が出来るのである。最も重大な缺陷は、四十三箇州に於て異人種間の結婚外性交を禁止してゐない爲、結婚外混血に對する扉が開かれてゐる事である。實際私生兒のムラット（白人と黒人との混血兒）の數は莫大なものである。

二 移民制限法

近來北米合衆國は異民族移民の防止を目的とする法律を制定した。

先づ一八八二年五月六日支那人排斥法を制定し學生、觀光客を除く總ての支那人の移民を禁止した。

次で一九〇七年合衆國政府は日本と紳士協約を結び日本人移民を防遏した。

一九一七年二月五日重要な移民制限法を制定した。之によりアジア州の一定區域の土着民族は學生、外交官、宗教家等を除き合衆國に入國する事が出来なくなつた。制限地帯はオーマン・東アフガニスタン・英領印度（ベルチスタンの一部を除く）・ネパール・プータン・露領トルキスタンの一部・西支那・シヤム・佛領印度支那・マレイ半島・セイロン島・スマトラ・ボルネオ・セレベス・チモール・ニューギニヤ・印度洋及太平洋の小島である。

移民に關する最後の法令は一九二四年五月二十六日付で發布された移民法（ジョンソン法）である。此の法律は特に次の如く規定してゐる。

第十三條

歸化權を有せざる外國人は合衆國に入國する事を得ず。（此の爲アフリカ人を除く總ての有色人は入國出来ない）學生等は此の限りに非ず。許可

されたる移民は之を非歩合移民と歩合移民に分つ。カナダ・ニューファウンドランド・キューバ・パナマ運河地帯・中米・南米よりの移民は前者に屬し、世界の他の部分よりの移民は後者に屬す。

第十一條

一九二七年七月一日より各國に對する一年間の歩合移民制當數を一九二〇年に於ける各國の北米移民數の同年に於ける總移民數に對する割合を以て歩合移民總數十五萬を配分して決定す。各國は最低百人以上の移民を許可せらる。移民には曾て奴隸として輸入されたる人々の子孫を含まず。（之によりアフリカよりの黒人移民を拒否す）英・佛等よりの移民に對しては南及東歐羅巴の諸國に比し三倍の歩合を許可す。

メキシコ人はその十分の一は白人、十分の三はインディアン、十分の六はインディアンと白人とニグロの混血であるが移民に關しては此の間に歩合の制限はない。

尙、一九三三年合衆國市民に非ざる比律賓人の移民は毎年五十人づゝに制限された。

一九〇六年六月二十九日の合衆國法により歸化に關する制度が定つた。北米の市民となり得る者は自由なる白人の外國人及びアフリカ生れの者又は其の子供たる外國人である。如何なる外國人が白人に屬するかに就ては細目の規定がない。又アフリカ生れの者及び其の子供に就ての解釋にも論及してゐない。併し合衆國最高歸化委員會は慣例により詳細に之を規定してゐる。即ち、合衆國外領域のインディアン、前述の移民法の制限區域の住民たるアジア人・日本人・支那人及び比律賓人は歸化權が無い。之に反し總てのメキシコ人及びハワイ市民は歸化權がある。

三 選 舉 權

第十五回憲法修正はニグロに對し明確に選舉權を許可してゐるが、實際には彼等は尙之を有してゐない。二、三の州は選舉權の實施を非常に嚴重な種々の條件（例へば居住期間、納税、資産、品行、教養、理解力、性格等）に適つた者のみに許可する爲、比較的僅かの有色人しか之に合格する事が出来ない。之に加ふるに合衆國に於ては選舉權に對する條件として民主黨か共和黨の黨員たるを要するのであるが兩黨ともニグロを黨員から除外してゐる。

四 人種差別的學校法

二十箇州（大部分南部）の憲法及び二、三の州の簡単な法令は學校に於ける完全なる人種分離を規定してゐる。之等の州に於ては白人、黒人或は有色人を別個に收容する學校のみ許可される。一、三の異人種人口の移薄な州に於ては人種分離の學校組織は地方の學校官廳の裁定に委任されてゐる。他の十州に於ては憲法又は簡單なる法令により人種又は皮膚の色に就き考慮する事を嚴禁してゐる。最後に二、三の州に於ては學校制度に於ける人種差別の法律又は差別禁止の法律は存在しない。勿論人々は總ての米國市民に入學許可其他學校制度に關する平等權を規定してゐる第十四回改正憲法に論及し、學校制度に於ける人種的差別を規定せる各州の法律の憲法適合性につき屢々論議した。然しながらかかる憲法適合性は一九二七年合衆國最高法院に於て承認された。唯、判決に於て、種々の人種に對し分離された學校制度は總て同價値なるべき旨要求された。

併しながら現實に於ては白人と有色人とに分離された學校は平等でな

い。例へば異人種に對する學校建築物は白人のそれに比し多く價値の低いものである。

五六

五 其他の人種差別法

合衆國の總ての市民は契約を結び之を履行する事或は相續、賣買等に就き平等なる權利を有する事は明かである。第十四回憲法改正は、州は合衆國市民の權利殊に自由又は財産を正當の理由なくして制限する如き法律を制定する事を得ずと宣言してゐる。之により北米に於ける異民族市民は少くとも財産法に關しては白人と全く同等の權利を有する筈であるが、事實は決して其の通りではない。

就中茲に必要なのはジム・クロー法（一八八〇年乃至一九〇〇年に於て制定さる。一部は尙其後發布さる。）である。此の法律は交通制度に關聯し、有色人と白人とに對し分離された室と車に就き規定してゐる。例へばマリーランド州の法律を引用して見やう。（一九二四年マリーランド州 Annoted Code Art. 27）

「四三二條

旅客運送の車體を有する總ての鐵道會社は白人と有色人に對し夫々分離されたる客車を備ふべし。一つの客車に於て堅牢なる壁を以て分たれたる夫々戸口を有する各部分分離されたる車と看做す。分離されたる客車には白人又は有色人に對し指定されたる車なる事を明示すべし。

四三三條

鐵道會社は之等の客車の價値・快適・設備に於て差別又は不平等をなすべからず。

四三四條

四三二條及び四三三條の命令に従はざる鐵道會社は違法行爲を爲したるものと看做す。各違反に對し三百弗以上千弗以下の罰金を課す。

四三五條

鐵道會社の管理人及び監督者は白人又は有色人の旅行者を夫々指定されたる客車に入らしむべく命ずべし。旅客若し之を拒みたる時は管理人及び監督者は其の旅行を拒否し、列車より退去せしむる權利を有す。指定されたる客車に乗車する事を拒みたる旅客は犯罪をなせるものと看做す。各犯行に對し五弗乃至五十弗の罰金、又は三十日以上禁錮又は此の兩者を課す。

四三六條

四三五條に於て命ぜられたる義務を怠り又は拒否したる管理人又は監督者は犯罪をなせるものと看做す。各犯行に對し二十五弗以上五十弗以下の罰金を課す。

同様の規定が船舶、市街鐵道其他種々の施設に就ても存在する。例へばヴァージニア法を見ると(一九三〇年ヴァージニア法典一七九六章)「總ての人、組織、團體にして公衆用の劇場・オペラ・映畫其他の娯樂、集會等の設備を有し、白人も黒人も之に出入する場合、之等の人、組織、團體は白人と黒人を區別し、各々に對し特定の席を設くべし。本規定に違反せる場合は百弗以上五百弗以下の罰金に處す。」と規定してゐる。

ジム・クロウ法の憲法適合性に就ても人々は屢、論議した。併しながら此の憲法適合性は法廷に於て度々承認され、就中合衆國最高法廷に於て一八九六年 *Plessy v. Ferguson* の判決により確定された。此の判決の内、次の簡條は興味がある。

「第十四回憲法改正の目的は勿論兩民族の絶對的平等を法律に導入する

スタインワルネル著「北米合衆國の人種政策」

事であつた。併し皮膚の色に基く區別を取除く事を企てる事が出来ないのは當然である。兩民族にとり不満足なるべき兩民族の社會的平等と混合を強制する事は立法者の意志に反する事とならう。兩民族が互に接觸する場所に於て兩民族の分離を許可し或は規定する事は一民族の劣等性を必然的に假定することとはならぬ。かかる法律の制定は例外はあるが一般に警察力を使用する爲の立法府の権限内にある一手段なる事を認められてゐる。」

其他合衆國の有色人種は實際社會に於て非常な不利益と不平等を経験してゐる。二、三の南部の州に於て企てられた試み、即ち法律により白人と有色人との住所を分離する事を規定せんとする事は合衆國最高法廷の態度により不成功に終つた。(一九一七年 *Buckman v. Warley* の判決)之に反し前述の目的を達せんとする家屋持主の協定は許可された。

北部及び中部諸州に於て法律による平等宣言があり、之により一定の地域に於ては旅館・理髮所・靜養所等に於てニグロは白人と全く平等なる事が規定してあるが、實際には旅館の經營者は己れの心に適つた人とのみ契約を結ぶ法律上の權利を有する爲、黒人なる故に拒否したと云ふ口實を用ひずして有色人との契約を拒否する事が出来る。

曾て黒人は裁判上の證言權及び證言義務に於て制限を受ける傾向があつたが、今日は總て之等の制限は撤廢された。併し今日尙實際に於ては有色人の證言に對し餘り重きを置かれぬ。陪審員から有色人を除外する事は一八七九年の合衆國裁判により憲法違反なりと宣告された。併しながら陪審員となる事の出来る者は選舉權を有する者のみである爲有色人は此の條件を滿す事が出来ず従つて實際に於ては有色人は陪審員となる事が出来ない。判事其他の官職に對しても亦人種法的制限はない事となつてゐるが

實際に於ては有色人種の判事、官吏は殆ど存在しない。犯罪者・被告の人種は形式上裁判の過程に於て何等影響しない事となつてゐるが、事實は有色人は屢、白人よりも重く罰せられる。

リンチ(私刑)の問題は更に興味がある。曾て非常に屢行はれ、今日尙時に之を見るのであるが、黒人が白人の女子を襲撃した爲に激昂した群衆により黒人は屢、私刑を受けた。一九二二年合衆國議會は反私刑法の立案に對し同意したが上院の民主黨の反對に會つて否決された。併し一九二〇年から數州に於て反私刑法が立法され今日斯かる法律は北部の十州以上に於て制定されてゐる。私刑行爲に参加した者及び之を擁護した警察官、刑務

所官吏は罰せられる事になつてゐる。併しながら裁判所及び州の辯護士の拒絶的態度の爲今日迄實地に於て此の法律は極く僅かしか適用されてゐな

最後に人種法に見るべき事として、僞つて故意に白人をニグロの子孫なりと言つた場合、裁判に於て之を重大なる侮辱と認め、刑罰を課すと云ふ規定がある。

以上の如く北米合衆國の人種政策は自由思想と人種意識の相剋により甚だ不統一な支離滅裂な状態を示し、各州により非常に様々な状態である事が特徴である。

ナチス人口政策の主要法令公布年表 (一九三九年九月二日まで)

(埋め草)

一九三三年	一月三〇日 アドルフ・ヒットラーライヒスカンツラーとなる	三月一日	ザール地方の歸屬	五月二〇日	國民血統保護法の塊太利への適用令
	二月一日 第一次四年計畫	六月二六日	勞働奉仕法	七月六日	婚姻法(塊太利及び其の他の地方に於ける婚姻及び離婚法を統一する爲の法律)
	二月二〇日 従來の郊外移住助成策に關し新規則を公布	九月一五日	多子家族扶助令(一時的扶助金給付制度)	七月七日	農村地方人口助成法(結婚資金貸付制度に關する特殊の恩典を設定)
	六月一日 結婚助成法(失業救済法の第五章)結婚資金貸付制度として知らる	九月一八日	國民血統保護法(ユダヤ人との結婚を禁止)	七月二七日	婚姻法の施行竝に補足令
	六月二〇日 結婚資金貸付許可に關する施行令	十月一八日	結婚保護法(結核等の重症傳染病患者、禁治産者、精神病患者の結婚を禁止)	九月二八日	婚姻法第二次施行令
	七月一四日 遺傳病的子孫防止法	一九三六年		九月二九日	ミュンヘン會議
	七月二六日 結婚資金貸付許可に關する第二次施行令	三月七日	ライン進駐	十一月二一日	ズデーテン獨逸地方の再歸屬に關する法律
	八月二二日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	三月二四日	結婚資金貸付許可に關する第五次施行令、多子家族扶助令中改正令	十一月二五日	結婚助成法及び多子家族扶助令等のズデーテン獨逸地方への適用令
	九月二九日 世襲農地法	九月九日	第二次四年計畫	十二月二二日	婚姻法のズデーテン獨逸地方への一部適用令
	十月二四日 國際聯盟撤退	一九三七年		十二月二七日	國民血統保護法のズデーテン獨逸地方への適用令
	十一月二四日 常習惡徳犯罪者取締法	三月一〇日	結婚資金貸付許可に關する第七次施行令	一九三九年	
	十二月二日 結婚資金貸付許可に關する第四次施行令	八月三一日	多子家族扶助第六次施行令(繼續的扶助金給付制度を加ふ)	二月一七日	所得稅法中改正法律
一九三四年		十一月三日	結婚助成法中第三次改正法律	三月一五日	ボヘミア及モラビア保護領となる
	三月二八日 結婚助成法中改正法律	一九三八年		三月二三日	スロバキアとの防衛協定なる
	十月一六日 相續稅法中改正法律	三月二日	獨逸合邦	三月二三日	メーメル地方の再歸屬に關する法律
一九三五年		三月三〇日	結婚助成法及び多子家族扶助令等の舊塊太利への適用令	五月七日	獨逸軍軍同盟成立
	一月二四日 結婚助成法中第二次改正法律			七月二〇日	婚姻法のボヘミア及モラビア兩保護領に於ける獨逸國民への適用令
				九月一日	ダンチヒ自由市再歸屬の法律、對波進軍開始

實際に於ては有色人種の判事、官吏は殆ど存在しない。犯罪者・被告の人種は形式上裁判の過程に於て何等影響しない事となつてゐるが、事實は有色人は屢、白人よりも重く罰せられる。

リンチ(私刑)の問題は更に興味がある。曾て非常に屢行はれ、今日尙時に之を見るのであるが、黒人が白人の女子を襲撃した爲に激昂した群衆により黒人は屢、私刑を受けた。一九二二年合衆國議會は反私刑法の立案に對し同意したが上院の民主黨の反對に會つて否決された。併し一九二〇年から數州に於て反私刑法が立法され今日斯かる法律は北部の十州以上に於て制定されてゐる。私刑行爲に参加した者及び之を擁護した警察官、刑務

所官吏は罰せられる事になつてゐる。併しながら裁判所及び州の辯護士の拒絶的態度の爲今日迄實地に於て此の法律は極く僅かしか適用されてゐな

最後に人種法に見るべき事として、僞つて故意に白人をニグロの子孫なりと言つた場合、裁判に於て之を重大なる侮辱と認め、刑罰を課すと云ふ規定がある。

以上の如く北米合衆國の人種政策は自由思想と人種意識の相剋により甚だ不統一な支離滅裂な状態を示し、各州により非常に様々な状態である事が特徴である。

ナチス人口政策の主要法令公布年表 (一九三九年九月二日まで)

(埋め草)

- 一九三三年**
 - 一月三〇日 アドルフ・ヒットラーライヒスカンツラーとなる
 - 二月一日 第一次四年計畫
 - 二月二〇日 従來の郊外移住助成策に關し新規則を公布
 - 六月一日 結婚助成法(失業救済法の第五章)結婚資金貸付制度として知らる
 - 六月二〇日 結婚資金貸付許可に關する施行令
 - 七月一四日 遺傳病的子孫防止法
 - 七月二六日 獨逸農民層の再生に關する法律
 - 八月二二日 結婚資金貸付許可に關する第二次施行令
 - 九月二九日 世襲農地法
 - 十月二四日 國際聯盟脱退
 - 十一月二四日 常習惡徳犯罪者取締法
 - 十二月二日 結婚資金貸付許可に關する第四次施行令
- 一九三四年**
 - 三月二八日 結婚助成法中改正法律
 - 十月一六日 所得税法中改正法律
 - 〃 相續税法中改正法律
- 一九三五年**
 - 一月二四日 結婚助成法中第二次改正法律
- 三月一日 ザール地方の歸屬
- 六月二六日 勞働奉仕法
- 九月一五日 多子家族扶助令(一時的扶助金給付制度)
- 九月一五日 國民血統保護法(ユダヤ人との結婚を禁止)
- 十月一八日 結婚保護法(結核等の重症傳染病患者、禁治産者、精神病患者の結婚を禁止)
- 一九三六年**
 - 三月七日 ライン進駐
 - 三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第五次施行令、多子家族扶助令中改正令
 - 九月九日 第二次四年計畫
- 一九三七年**
 - 三月一〇日 結婚資金貸付許可に關する第七次施行令
 - 八月三十一日 多子家族扶助第六次施行令(繼續的扶助金給付制度を加ふ)
 - 十一月三日 結婚助成法中第三次改正法律
- 一九三八年**
 - 三月二日 獨逸合邦
 - 三月一三日 多子家族扶助第七次施行令(更に累加繼續的扶助金給付制度を加ふ)
 - 三月三〇日 結婚助成法及び多子家族扶助令等の舊埃太利への適用令
- 五月二〇日 國民血統保護法の埃太利への適用令
- 七月六日 婚姻法(埃太利及び其の他の地方に於ける婚姻及び離婚法を統一する爲の法律)
- 七月七日 農村地方人口助成法(結婚資金貸付制度に關する特殊の恩典を設定)
- 七月二七日 婚姻法の施行竝に補足令
- 九月二八日 婚姻法第二次施行令
- 九月二九日 ミュンヘン會談
- 十一月二日 ズデーテン獨逸地方の再歸屬に關する法律
- 十一月二五日 結婚助成法及び多子家族扶助令等のズデーテン獨逸地方への適用令
- 十二月二日 婚姻法のズデーテン獨逸地方への一部適用令
- 十二月二七日 國民血統保護法のズデーテン獨逸地方への適用令
- 一九三九年**
 - 二月一七日 所得税法中改正法律
 - 三月一五日 ポヘミア及モラヴィア保護領となる
 - 三月二三日 スロバキアとの防衛協定なる
 - 三月七日 梅メル地方の再歸屬に關する法律
 - 五月七日 獨逸軍事同盟成立
 - 七月二〇日 婚姻法のボヘミア及モラヴィア兩保護領に於ける獨逸國民への適用令
 - 九月一日、ダンチヒ自由市再歸屬の法律、對波進軍開始

紹介

Huber, Bunle, Boverat. 共著

「フランスの人口」

La Population de la France, son évolution et ses perspectives, Michel Huber (佛國一般統計局名譽局長) Henri Bunle (佛國一般統計局統計官) Fernand Boverat (出生率高等會議副議長) Librairie Hachette XIII x 249. 1937.

近時歐米諸國の人口問題は人口減少問題であり、出生率減退問題である。そしてその尖端を切つて居る國はフランスであるから、フランスの人口問題こそは現代人口問題の標本的のものである。従つてフランス人口に關する著書論文はその數頗る多い。本誌(第一卷第二號)に於ても曩にスペングラーの著書を紹介したが、ここに紹介せんとする本書は、その著書がフランス統計局の人々と出生率高等會議副議長といふ謂はゞ當該官憲筋の人々の共著であると云ふ點に於て先づ特色を持つ。

本書は全編を三部に分ち、第一編、人口の靜態、第二編、人口の動態、第三編、人口減退の處れ及其の矯正策となつて居る。そして第一編及第二編は Huber 及 Bunle 兩氏の擔當する處で、要するに統計局の資料を自由

Huber, Bunle, Boverat. 共著「フランスの人口」

に使つて人口現象を詳細に解剖したものである。單に佛國の現象のみならず、重要問題に就ては各國との比較を怠らない。佛國の人口現象を知る書としては最良の書たるを信ずるけれども、全編悉く材料があり、統計であつて、その一部をとつて茲に紹介するのに困難を感じる。

本書の第三編は Boverat 氏の擔當する所で事實と云ふよりは將來の見透しであり、意見である。本書の價値はこの第三編にあらずして、寧ろ前二編にあると思ふけれども、直接人口問題の重要性を説くは第三編にあるが故に、以下第三編の紹介に停めるであらう。

フランス人口の將來の推測

先づ第一に問題となるのは佛國將來の人口の數如何と云ふ事である。この點に關しては一九三六年佛國統計局の統計官 M. Sauvy 氏の推定をそのまゝ採用して居る。同氏の推定は二種ある。第一は一九三五年に於ける女子の年齢別出生率(精出生率)及男女年齢別死亡率(精死亡率)がその儘何等の變化なく繼續すると云ふ前提である。即ち現時の家族の風習と衛生状態が變らない場合である。之に依る十年毎の出生數、死亡數、死亡超過數、及年末人口數を計算すると左の如くである。

第一表 精出生率及死亡率不變の場合の人口現象

	出生	死亡	死亡超過	人口數
一九三五	六三八	六五八	二〇	四一、四二六
一九四五	五七二	六八四	一一二	四〇、五八三
一九五五	五九四	七〇〇	一〇六	三九、五二一
一九六五	五二三	七〇一	一七八	三八、一六六
一九七五	四九八	七〇一	二〇三	三六、二三七
一九八五	四六八	六七五	二〇七	三四、二三一

斯くの如く出生が年々減少し、死亡が年々増加すべき理由は第一編及第二編に於て詳細に述ぶる所であるが、要するに佛國は漸次老人國となり、人口の年齢別構成に於て老年者の多くなるに依る。老年者は死亡率高く、出生率低きは何れの國も變りはない。故に年齢別死亡率が今後變りなければ、全體としての死亡率は増加し、年齢別女子の出生率が今後變化なければ全體としての出生数の減少することは當然である。殊に一九一四年乃至一九一八年の大戦中に生れたものが今後子を生む年齢に達する譯であるが、周知の如く大戦中の出生数は激減したるが故に、今後子を生む盛り若き母の数が激減する譯である。之一九四五年の出生数が特に少く、一九五五年にはやゝ回復する所以である。併し少く生れた時代の女子が母となれば又出生数の減少するは當然で斯くてフランスの出生数は年々減少して行く、一九三五年に四千四百二十二萬を算した人口は五十年間に七百二十萬を減じて一九八五年には三千四百二十三萬となる、其の後は更に加速度的に人口は減少するが故に、その後の五十年を推定すれば更に恐ろしき人口減少を推定しなければならない譯であるが、朝に夕を計ること出来ない社會現象を五十年間も不變と考へて推定するさへ既に或意味に於て滑稽である。百年後の事は眞面目な學問の範圍を逸脱する。

第二の推定は一九三〇年乃至一九三五年の期間に示した精出生率の減退の傾向が今後も持續し、一九二五年一九三五年の間に示した精死亡率の向上の傾向が今後も持續するものとの前提の下になしたるものである。

第二表 精出生率及精死亡率が最近の傾向を持續する場合の人口状態 (單位千人)

一九三五	出生	死亡	死亡超過	人口數
六三八	六五八	二〇	四一、四二六	

右の數字は單なる計算に留つて實際上の將來の推定としては意味が乏しい。出生率が今後五十年間同一歩調で減少して行くと云ふ事もありそうにもなし、又死亡率が今後五十年間同一歩調で減少して行くと見る事も實現の可能性は頗る乏しい。

次に斯くの如く人口の減少した場合の經濟的社會的軍事的影響如何を見る爲には先づ年齢構成の變化を見なければならぬ。上記第一及第二の推定人口を年齢別にすれば左の如くである。

第三表 第一表の人口年齢別推定 (單位千人)

歳	實數		百分率	
	實數	百分率	實數	百分率
〇—四	一九三五	一四九五	一九三五	一九六五
五—九	三二八〇	二五三六	二二二	六五
一〇—一四	六九六九	五八八三	四四九	一三八
小計	一〇三三九	八四八四	七六四	二四七
一五—一九	一八九三	三三三九	二五五	四八
小計	三三三三	一一八三	一〇三三	二九
二〇—二四	六五八八	五三六一	四九七	一五九
二五—二九	六五〇〇	五三六一	四九七	一五九
三〇—三四	六五〇〇	五三六一	四九七	一五九
三五—三九	六五〇〇	五三六一	四九七	一五九
四〇—四四	六五〇〇	五三六一	四九七	一五九
四五—四九	六五〇〇	五三六一	四九七	一五九
五〇—五九	六五〇〇	五三六一	四九七	一五九
小計	三三三三	一一八三	一〇三三	二九
六〇—六九	三六〇五	三三三三	三三三	九二
七〇—七九	一九七七	二二九七	二二九	五二

八〇一	五〇〇	五七〇	六三三	七八	一一	一四	一七	三三
小計	六〇三	六四三	七〇三	六四三	一四六	一五八	一八四	一八八
合計	四一四三六	四〇、五八三	三八、一六六	三三、三三三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

備考 小計及百分率は筆者の追補したるものである。

第四表 第二表の人口年齢別推定 (單位千人)

	實數		百分率				
	實數	百分率	實數	百分率	實數	百分率	實數
識	一九三五	一四四五	一九六五	一五五	一九四五	一九六五	一九六五
〇一四	三二八〇	二、三四〇	一、五四四	七三	七九	五七	四二
五一一四	六、九六九	五、八七七	三、八五四	一、八七四	一、六八	一、四四	一、〇四
小計	一〇、二四九	八、二七	五、三九八	二、七六	二、四七	二、〇一	一、四二
一五一九	一、九八三	三、三四〇	二、二五	一、三〇	四八	八三	五八
小計	二、三三三	一、五五七	七、五五一	三、八〇六	二、九五	二、八三	二、〇四
二〇一二九	六、五六八	五、三六六	四、八四〇	三、二七九	一、五九	二、三三	二、三一
三〇一三九	六、五〇三	六、二九六	六、一六九	四、〇三三	一、五七	一、五五	一、六七
四〇一四九	五、二七五	六、二一六	四、九七七	四、五三	二、七	一、五〇	一、三四
五〇一五九	四、七六六	四、七三三	五、四六二	五、五三	二、五	二、六	一、八六
小計	三、三三三	三、三三三	二、二四八	一、七、四〇〇	五、五八	五、五三	五、八七
六〇一六九	三、六〇三	三、八三三	四、六〇三	三、九四	八、七	九四	二、三四
七〇一七九	二、九五七	二、二六三	二、四九五	三、二二五	四、七	五、三	六、七
八〇一	五〇〇	六、二八	一、九〇九	一、三六〇	一、二	一、五	二、五
小計	六、〇六三	六、六三三	八、〇〇七	八、四九	一、四六	一、六三	二、六
合計	四一、四三六	四〇、七三三	三七、〇〇六	二九、六四五	一〇〇	一〇〇	一〇〇

之に依つて人口の減少と云ふ事が年齢構成の形體に於て、單なる縮少されたる相似形を畫くに非ずして、年少者の割合に於て減少し、老年者の割合の増加する所謂頭でつかちの逆立ちのピラミット形を形作る事がわかる。殊に出生率が現在の傾向を追うて減少し、死亡率が現在の傾向通り減少する場合に於て甚しい。即ち出生率及死亡率共に現狀維持の場合に於て五十

Huber, Bunle, Boverat. 共著「フランスの人口」

年間に十五歳以下の年少者は三百五十萬を減じ、六十年以上の老年者は三十年間に約百萬人増加する。
若し死亡率及出生率が共に最近の率で減少して行くなれば、十五歳未満の者は五十年間に七百萬人を減じ、六十歳以上の老人は三十年間に二百萬を増加する。

人口現象の影響

斯くの如き人口減少及人口構成が如何なる影響を持つか。先づ之を經濟的影響に就て見るに

一、土地の価格は低下する、建物の價格も亦下る。それは既にガロンス河の流域に於て現れて居る所であつて、其處では農業労働者が缺乏して、耕地が耕されず、それを賣る事も出来ず、建物の借手を見出すことも困難を加へつゝある。

二、國內市場は次第に狭くなる、蓋し人口の減少に加ふるに、老人の消費量は若者に比し少ない。この事は出生減少と若者の移出のために老人村となつた山間部を見れば明かで、佛國全土がその方向を辿る。

三、人口減少にも拘らず生産は減じないであらう。斯くて不斷の生産過剰となり、繼續的好景氣は遂に來るべくもない。

四、人口減少にも拘らず、失業は更に増加する傾向がある。殊に女子は子女を育てる義務より解放せられて、工場又は事務所に勞働を求めて男子と競争するであらう。出生減少は純粹の消費者たる子供を減ずることによつて生産者の割合を増加する。

更に財政上の影響を見るに、人口の減少は財政上の困難を來すことは明かである。蓋し

一、生産者及消費者即ち納稅者の數の急激に減少するに拘らず、一般の國

費(行政費、補助費、年金、公債の利子、國防費等)の減少は極めて遅々たるべく、収入と支出との不均衡は到底避くべくもない。

二、人口の漸減する國は將來に對して信用薄く、公債の發行は多大の困難に遭遇する。収入は支出に足らず公債も亦發行するを得ずとせば、來るべきものは貨幣の連續的なる切下げであつて、遂に全國民を破産に導くであらう。

三、殊に將來の大藏大臣の當面する難問題は老年者の扶助である。今後三十年間は老年者は年々増加すべく、而も之を扶養すべき子のない老人が増へる。老人一人の扶養費年約六千法であるが數百萬人の老年者を如何にして扶養するかは實に財政上の難問題である。

四、老人の相對的增加は社會保險の財政難を來し、結局國庫の負擔を加へる。何となれば何れの社會保險と雖も老人の疾病は比較的少く見積つてあるにすぎない。然るに人口全體中老人の占むる割合の増加することはその財政的基礎を根本的に破壊する。退職賜金、年金、等も亦同様の負擔を國庫に課する。

更に人口減少の道德的影響を見るに

一、人が勤勉なのは子孫の將來を思ふからであり子孫がなくなれば、社會の將來を思ふの情は減ずる。

二、兄弟のない獨り子は兄弟の多い子に比して道德的にも身體的にも劣る。然るにフランスは漸次一人しか子を持たない家族が増へるとすれば人口の數の外その質をも低下する。

三、老人は若者に比し時勢に適應する力が弱い。國民が科學の不斷の進歩に依つて必要となる經濟的社會的の新しい情勢に對して適應することの困難なことは外國に比して非常な弱みである。

最後に擧ぐと雖も人口減少の最大の惡影響は軍事上の影響である。國家は如何に平和的なりと雖も隣國の侵略に備へなければならぬ。殊にフランスの富及その植民地は帝國主義であり人口増加し行く國の羨望の對象である。フランスは既に獨逸に比し人口が少い。この差が一定限度を超へると一大悲劇を齎すであらう。一國の武力は三個の點にかゝる。一は軍隊の人員であり、二は裝備であり、三は潛勢力殊に産業力である。人口の減少が第一の軍隊の人員を減少する事は云ふ迄もない。裝備の基礎は財政にあり、人口減少が一國の財政を弱くするとせば裝備も亦不充分となり、第三の産業の生産力も亦他の條件が同一ならば人口の數に比例することは見易きの理である。斯くして軍隊の數が減じ、裝備も産業力も衰へ行く國が、如何にしてその國境を守ることを得るか、如何にして平和を維持することを得るか？

要之、人口の減少は經濟的に、財政的に、社會的に、軍事的に、如何なる方面より見ても、誠に憂ふべき現象であつて、之實に佛國にとつて、興廢の問題である。

以上本書の著者は言辭を極めて人口減少の恐るべき事を述べたのであるが、著者の憂が餘りにも早く實現してしまつた事は、フランス人にとつても誠に氣の毒な次第である。

人口減少對策

著者は進んで人口減少の原因を探究し、人口減少防止の方策を提案して居る。この點著者の最も力を入れて居る點ではあるが、人口減少の原因は、曩に筆者が紹介したスペンダラー(本誌第二號參照)が述ぶる所を出でず。人口減少防止對策は、昨年七月發布せられた、家族法典に殆んど凡て包含せられて居るが故に(本誌第一卷第一號參照)茲に紹介するのを省く、

唯一點本書の著者の主張にして、家族法典に法制化されて居ないのは、復數選舉權即ち、子供三人以上を有するものに二票以上の選舉權を與へよとの主張である。本案が未だ採用されざる理由の經過は知らないが、その他の點に於て殆んど凡て本書の著者の提案が採用せられて居る事は本書の著者が人口問題に關して有力なる發言權を有するものなることを示すと共に、フランスがこの問題について眞劍なることを示すものである。(北岡壽逸)

日滿農政研究會發行

「日滿農政研究會報告」

日滿農政研究會の日本部會に於て「日滿を連する日本内地人農業人口保持に關する研究」の専門委員會の中間報告として昭和十五年七月發表された假印刷の資料であるが、重要問題の示唆、研究に富むものとして人口問題關係の部分のみを紹介する。

第一輯 最近に於ける人口移動の性格と農業

—工業と農業との聯繫—

本書の目的とする所は最近に於ける産業構造の再編成の問題と關聯させて工業と農業との間に行はれてゐる人口移動の性格を説明して日本農業の動向を判斷する資料たらしめようとするにあり、從來諸家による既發表の研究を一應まとめたものである。

云ふまでもなく滿洲事變前後を通じて我が國の産業構造の變化が輕工業中心から重工業中心へ移動してきたのであるが、その間農業構造への必然的な影響を見逃す譯には行かない。

それについては工業勞働力の質的變化をみなければならぬが、第一に

日滿農政研究會發行「日滿農政研究報告」

從來の女子勞力中心から男子勞力中心への移行、第二に一時的な工業勞働者より永久的な勞働力への移行即ち男子も女子も一時的出稼勞働者性質の脱離、第三に高次年齢層の増大、第四に有配偶者の増加に伴うて農村より獨立、勞働力の自立性への發展、第五に教育程度の向上等が擧げられてゐる。

かかる變化が勞働力再生産の性格を規定してゐる。即ち男子、女子の工業勞働力と農家經濟との關聯については第一に農業から專業的賃勞働者世帯への轉化は重工業部門に於て、農家經濟との何等かの關聯は輕工業部門に於て行はれてゐると考へられる。

この點に關しては野尻重雄氏「最近の農村勞働力の分析と移動勞働との再生産過程の檢討」(社會政策時報二三五號所載)京都帝國大學農學部「大阪市近郊農村人口の構成と勞働移動に關する調査」等を例示してゐる。

以上の如き事情の下で重工業部門の勞働力を農家經濟の負擔に於て再生産することが漸次困難化するのには當然であり、更に工業部門の全負擔に於て適格勞働力を再生産することが有利となるであらうといふ。

然らば農業から鑛工業への勞力移動數は幾何であるかといふに今は事變以來の數字を詳にし得る根據がないが農林省、厚生省職業部等の昭和十三年中期までの數を三四萬乃至四〇萬としてゐる。

その一例として東京府學務部職業課編「立川を中心とする勞働事情調査第一部」による調査總數三、一一四人について前職調の結果三七%の移動がみられ、この割合にて昭和十三年度の鑛工業勞働者の増加數より算出すれば、大凡農業よりの移動數三〇萬となり前述の數と大體一致する。

これらの移動が生ずる農家層については、一般的調査がなく前掲野尻氏論文を引用し、又移動の年齢層については野尻氏「農村勞働の都市流出年

唯一點本書の著者の主張にして、家族法典に法制化されて居ないのは、復數選舉權即ち、子供三人以上を有するものに二票以上の選舉權を與へよとの主張である。本案が未だ採用されざる理由の經過は知らないが、その他の點に於て殆んど凡て本書の著者の提案が採用せられて居る事は本書の著者が人口問題に關して有力なる發言權を有するものなることを示すと共に、フランスがこの問題について眞劍なることを示すものである。(北岡壽逸)

日滿農政研究會發行

「日滿農政研究會報告」

日滿農政研究會の日本部會に於て「日滿を連する日本内地人農業人口保持に關する研究」の専門委員會の中間報告として昭和十五年七月發表された假印刷の資料であるが、重要問題の示唆、研究に富むものとして人口問題關係の部分のみを紹介する。

第一輯 最近に於ける人口移動の性格と農業

—工業と農業との聯繫—

本書の目的とする所は最近に於ける産業構造の再編成の問題と關聯させて工業と農業との間に行はれてゐる人口移動の性格を説明して日本農業の動向を判斷する資料たらしめようとするにあり、從來諸家による既發表の研究を一應まとめたものである。

云ふまでもなく滿洲事變前後を通じて我が國の産業構造の變化が輕工業中心から重工業中心へ移動してきたのであるが、その間農業構造への必然的な影響を見逃す譯には行かない。

それについては工業勞働力の質的變化をみなければならぬが、第一に

日滿農政研究會發行「日滿農政研究報告」

從來の女子勞力中心から男子勞力中心への移行、第二に一時的な工業勞働者より永久的な勞働力への移行即ち男子も女子も一時的出稼勞働者性質の脫離、第三に高次年齢層の増大、第四に有配偶者の増加に伴うて農村より獨立、勞働力の自立性への發展、第五に教育程度の向上等が擧げられてゐる。

かかる變化が勞働力再生産の性格を規定してゐる。即ち男子、女子の工業勞働力と農家經濟との關聯については第一に農業から專業的賃勞働者世帯への轉化は重工業部門に於て、農家經濟との何等かの關聯は輕工業部門に於て行はれてゐると考へられる。

この點に關しては野尻重雄氏「最近の農村勞働力の分析と移動勞働との再生産過程の檢討」(社會政策時報二三五號所載)京都帝國大學農學部「大阪市近郊農村人口の構成と勞働移動に關する調査」等を例示してゐる。

以上の如き事情の下で重工業部門の勞働力を農家經濟の負擔に於て再生産することが漸次困難化するのには當然であり、更に工業部門の全負擔に於て適格勞働力を再生産することが有利となるであらうといふ。

然らば農業から鑛工業への勞力移動數は幾何であるかといふに今は事變以來の數字を詳にし得る根據がないが農林省、厚生省職業部等の昭和十三年中期までの數を三四萬乃至四〇萬としてゐる。

その一例として東京府學務部職業課編「立川を中心とする勞働事情調査第一部」による調査總數三、一一四人について前職調の結果三七%の移動がみられ、この割合にて昭和十三年度の鑛工業勞働者の増加數より算出すれば、大凡農業よりの移動數三〇萬となり前述の數と大體一致する。

これらの移動が生ずる農家層については、一般的調査がなく前掲野尻氏論文を引用し、又移動の年齢層については野尻氏「農村勞働の都市流出年

齡層と男女流出年齢構成の特徴(農業經濟研究第一五一號)を引用して、一般には下層農家に於てより多くの勞働力を送出してゐること、山村では中上層農家に於てより多量であること、又重工業部門の急激なる擴張のため未成年工が大量に動員されることをのべてゐる。

農業勞働力をかく多量に吸収する重工業の發展が鈍化する時が來れば農業への影響も亦鈍るであらうと考へられるが、現在生産力擴充計畫の進行中にも不拘農村からの勞力移動が最近顯著に鈍化してゐる原因をここに反省しなければならぬといふのである。一は現在要求されてゐる工業部門の編成が農村からの勞働者を定着せしむるだけの條件を備へないこと、又非常に多くの勞働力が農村の貧農層から吸収されたために雇傭勞働の源泉が枯渇してきたので、農業の經營が自家勞働を中心とする傾向に變りつゝあること等が理由とされる。

更に工業勞働力の質的變化はその反作用として農業勞働力の質的變化を招き、老人及婦人の比重が増してゐることに注意しなければならぬ。

補遺に重工業地帯一農村に於ける職工農家の農業經營、所得階級等の分析を例示してゐるが前述の如き影響の過程を見る資料とはならない。

第一輯は調査研究への試論として執筆されたものと解していいであらう。

第三輯 農業人口の再生産過程

「日滿を通ずる相當數内地農業人口保持の必要性に關する研究」といふ問題が與へられたときに、「相當數の農業人口の保持が何故に必要とされるか」を一應考慮しなければならぬ。それは如何なる條件の下に於て、即ち現在の日本の農業生産を全面的に支持する立場に於てか、或は又農業に

於てどの程度の生産手段に對する改革が考へられての上か、營農上の諸條件に對する反省を行つた上でなければ簡単に解答を與へ得るものでないことは云ふまでもない。

併し本稿に於ては前述の與へられた命題に直ちに結論を與へようとしてゐるのではなく、そのためには寧ろ農業人口の現實の様相を把握するをもつて先決要件として、東北地方の農村、青森縣上北郡甲地村の實地調査を施行して「人口の再生産過程」について論述しようとしたものである。併し全村の調査整理が完成しないので一部落一〇七戸の分が中間報告としてここに輯録されてゐる。勿論我々は執筆者自ら云ふ如く大量的な觀察を必要とするこの種類の調査としては不完全であると云ふことは認めても、又これをもつて直ちに農業人口全體の問題にまで直ちに發展せしめることはできないにしてもその一半を窺知できるものとして東北型農村のこの方面の研究にとつて貴重なる資料とするに吝かではない。

最初に「人口問題の日本の特質」を我が國産業の全構成の裡に見出さるべきものであるとなし、それは明治以降の産業發展の歴史と即應して考察し得るものであつて、特に農村に於ては舊社會秩序と舊生産條件の桎梏とが「急速な人口自然増加とその滞留、從つて過剩人口を結果し、これ強靱な家族制度を通じて反覆再生産せられたが、他方において農民の貧困を通じて死亡率特に乳兒死亡率の低減を鈍らせると共に勞働力の質的水準の向上を阻害した」と考へ、「過剩人口の一契機たる高率な自然増加率は農村に残された舊い社會秩序に、他の契機たる過剩勞働力は工業發展の性格、規模に由來するものであり、ともに産業構成の日本の特質に歸せらるべきものと云ふことは認めても、事變によつて發生した勞力不足の現象を「鑛工業及農業の生産機構そのものの性格及勞働力の低劣な水準に由來するも

のであり、ともに轉回せざる産業構成の日本の特質に歸せらるべきものとするのは直ちに首肯しがたい所がある。

併し本報告が日本の人口問題の核心を人口の再生産過程にあり、及その特徴付けを農業人口にありとする意圖については誰しも異存はなし。

次に「農村の社會秩序と人口現象」を前述の調査村甲地村の調査結果によつて説明し社會秩序及低い農業生産力と高い人口自然増加との相關々係を求めようとするのである。

農業生産力の高さと人口の自然増加率との關係を府縣別に觀察すると

- (1) 玄米反當收量と人口自然増加率とは逆相關をもつ、
- (2) 勞働力一日當玄米收量と人口自然増加率との間には逆相關がある、
- (3) 右の關係は生産手段の高さを示す一指標としての原動機普及數と人

口自然増加率との相關々係に於ても同様の結果を示す、といふことが云へる。即ち生産力を低下せしめる社會經濟的要因が人口の自然増加を高からしめるといふ關係を比較的標準的な型として調査村に於て把握しようとする試みである。

昭和十四年末の現住人口八、九八七人、一、二〇六世帯に對して大正九年十月一日現在人口五、八四〇人、七八二世帯であり三、一四七人、四二四世帯の激増を示してゐるのは、村内分家の大部分と僅の農業外人口の流入のためである。婚姻率、離婚率、死産率は國勢調査年次に於て何れも全國平均より高く、出生率は昭和五年五五・六八、昭和十年五一・八七死亡率は昭和五年二四・九八、昭和十年一七・七七のため、自然増加率は兩年度夫々三〇・六〇及三三・九〇となり、昭和十四年に於ては三四・二七となり自然増

加率の減退はみられない。かかる人口現象上の諸特徴は生産性の高い近畿型農村とそれの低い東北型農村との差に見られる所である。

農業世帯が絶對多數を占め、商業其の他總戸數の約二割はそれに吸著してゐるのであるが、一戸當り二町五反歩の耕地も土地の生産性の低位と週期的の凶作のため空間的の擴がりが大きいといふに過ぎない。尙土地所有の關係、小作料(徭役勞働)の夫役小作料、刈分小作料等の風も殘行してゐる(等)の一聯の土地關係が勞働の生産力を停滯的ならしめ、農業生産をして自然の支配力に對して無防備のものとなしてゐるといふ。

農家の家計補助のため季節的出稼が顯著に行はれ、而もそれは男子の工場勞働者としての出稼及女子の出稼が皆無であつて、漁業、林業等の季節的なものが多く、年により著しい變動のあること等を指摘してゐる。

かくの如き甲地部落について農業生産の諸條件と人口動態が次に扱はれてゐる。總戸數一〇七戸七五五人耕地面積一七五町步餘山林二三八町步餘を有する部落の經營規模別農家の種類を分析して特に中層農層の多いことを示してゐる。農業生産上の諸條件の中耕作面積一町九反九畝餘、定額小作の外刈分小作、名子制の賦役等の地代型態もみられ、舊い傳統的な身分的從屬關係が他の部面にまで支配力を及してゐることが考へられる。この事情が農業生産力の低位を招き、農具農耕技術の如き生産手段に對しても影響してゐるといふのである。

人口動態については經營規模別農家を夫々分類し、昭和五年以降昭和十四年までの狀況を示してゐるが、その中家族員數は一戸當り七・一人、有配偶者數も一戸當り二・二人で經營耕地の大なるにつれて家族構成の複雑性を想像せしめる。

又出生、死亡も昭和十四年は過去十年間に比して比較的減少した年であ

るにも拘らず出生三六・八、死亡一一・九、自然増二五の可成り高率であるが、これが共に下層の階級に於て顯著であるのは世帯構成が單純で夫婦を中心とする小家族を主とする爲である。一戸當りの出生、自然増加は中農層以上に於て壓倒的であり、これは世帯構成の複雑性を反映して、この階級が人口増殖の中心をなすものと結んでゐる。

以上の如き生産の基本的條件の上の社會關係としての家族制度が存在して人口現象と結付いてゐるのである。

その第一を早婚の事實にありとし、婚姻年齢の若いこと、同一母胎より出生する産兒數の多いこと等が出生率を高からしむる原因として擧げられるも、こゝでは婚姻年齢と産兒數との關係を調べてその結果妻の婚姻年齢の上昇につれて平均出生兒數減少の傾向にありとしてゐるが、何分にもその統計數の僅少のため結論を急ぐことは不可能である。併し高い出生率の直接の原因を早婚に基く多産に歸することは無理ではない。

その第二を強靱なる家父長的家族制にありとし、かかる制度の存続は農家自身の生産諸條件に求められ、その解體を促進する條件が發達せず、家族の内部に於ても幼稚な農耕技術、生産手段に對する家長と家族員との從層關係を強め、一家族内に比較的多數の勞働力を保有する必要を生ずる。これが東北的な定雇（借り子）の型態をとり次三男は相當の年齢まで長期間同居の上勞働力を供給して分家（カマドワケ）の形をとつてゐる。

その第三は勞働力補充手段としての婚姻であり、早婚は家族勞力補充の意味に於て活用され、早婚の傾向が多くの勞働力を必要とする農家に於て即ち中農層以上に於てより顯著であることに注意しなければならぬ。更に勞働力として要求されてゐる結果婚姻に於ける夫婦の年齢差は接近し、

婚養子の場合には逆にその差が高い。

要之かかる家父長的家族制の下に早婚が必要とされ人口の自然増加をなさしめる直接の原因となつてゐるのである。

家族制度は、この地方に於ける生産關係從つて勞働生産力を低位ならしめる諸條件を地盤とする社會關係であり、その結果農業經營の停滯性となり多くの家族勞働力を維持する必要を生じ、一般的な形としての早婚は多産を結果して消費生活面の家父長の負擔を増大するので前述の現象が變形すべきにもかゝらず尙殘存してゐるについては、この制度の存立を可能ならしめる條件が考へられねばならぬ。

かくて實地調査の一應の結論を要約すれば次の如くである。

農業人口の自然的増加は歴史的段階としての社會秩序を體現するものであること、それは家族制度を通じて現はれ、而も人口の再生産がかかる秩序の下に行はれる限り勞働力の質的水準が低劣となると。

即ち本村に於けるピラミッド型の人口構成の底邊が長い人口は「健全なる人口」を誇示するに足るとしても、問題は「健全なる人口」の基底たる健全ならざる社會秩序と質的内容をなす低劣なる勞働力とにあつて、人口の危機は人口増加の減退をいみするものとは異つた形に於て提出されてゐる。

以上第三輯の主要の結論として強調する調査村の人口の質的水準の低劣性はこれだけで論斷するのは困難ではなからうかと疑問を挟むに止めて置く。

第四輯 人口の再編成と再生産

本輯は人口論に關する理論的解明に當つて實證的研究過程を経なければ

ならぬとする意圖の下に、實證的研究の方向を指示し今後の研究に對する覺書きを記してゐる程度のものであるが、個々の提示された問題に就ては我々の興味をそゝるものが少くない。

第五輯 開拓政策に關する研究

— 滿洲開拓民の送出狀況に關する調査及
開拓政策に關する若干の考察 —

滿洲開拓民の送出が現實の事態の下に於ては容易ならざる困難に逢著してゐるのは事實である。にも拘はず國家的要求として絶對に忽せに出來ない政策の一として強行されてゐる。多くの障害を覺悟し不屈の努力を續けつゝ内地にあるものも滿洲に住むものも共に彼自らの生活の再建と民族的使命の達成とに精進してゐる。自己にとつても將來國家にとつても新たな生活の出發であるといふ所にこの事業の複雑性があり困難が伴ふのである。従つて實施以來四年、素より所期の成績ありとは云ひ得ないにしても、從來の開拓民送出の實績とその效果については多くの關心を拂はざるを得ない。

報告第五輯に於て、分村計畫村の移住農家送出の必然性とその影響を特に土地所有の關係から考察しようとしたもので、これに關聯して開拓民の性質にも言及してゐる。

調査對象となつた村は長野縣下富士見、川路、泰阜、讀書の四箇村であるが、こゝで發表してゐるのは前二箇村である。

開拓民送出前の生活の地盤たる母村の狀況は兩村とも、村内の部落によつて相違はあるが、出稼、日傭、山稼、兼業農家等の浮動的な層が多いといふことに注意してゐる。富士見に於て計畫戸數三〇〇中七九戸、川路に

於ては二〇〇戸中六四戸の送出である。これらの開拓民の村内に於ける生活程度を推察するものとして耕地所有の狀況をみるに、無所有乃至零細農が大部分を占め、浮動性に富む農村下層者に主流があるといへる。併し富士見の自作、自小作小作が大體均等に送出されたのに對して、川越は小作自小作、自作の順序によつてゐるのは前者に於ては職業の分化が促進されて商工業の比率が高く、土地所有分化の形が異つてゐるためであらうといふ。

分村移住計畫當事者の語る所を聞けば、異口同音に中堅人物の必要を強調する。行くものも、止まるものも優秀なる中心人物の存在如何は計畫進捗の度合に決定的な影響を與へるのであつて兩村の場合も中堅層を中心に連帶的送出型態をとつてゐる。その上日本の農村の社會構成が示す一族、一黨、まきの如き同族團、又は永い生活の傳統の中に育まれた地縁的な共同體の存在やその中核を度外視することは出來ない。この點については同じく長野縣下伊那郡の分村調査の報告早川孝太郎氏「分村運動と弱小農家」(農業と經濟第七卷第六號)にも指摘してある。と同時に、移住者の家族的地位とそれによる家族構成の變化も當然考慮されねばならぬが、こゝでは問題とされてゐないのは遺憾である。

更に送出後の土地處分は殘留農家の適正規模を創設するものとして農業再編成の問題と關聯して多大の意義を有する。兩村共豫定計畫數と可成りの開きがあるため現在處理すべき耕地面積富士見村の田三町四反餘、畑七町六反餘、川路村の田三町餘、畑六町二反餘ではその影響を確定するまでに至らないが、部落毎に特殊事情によつて夫々異つてゐる。將來送出する農家の耕地處分の方法は半農半日傭を專業農家たらしめること、耕地の交換分合、共同收益地の設置、勞力調整の意味をもつて山間の桑園は山林に

還元すること等が考へられてゐる。これらはすべて村内各部落の特殊性を通じて行はれるべきものであるといふ意見は傾聴に値する。

次に開拓政策に關する若干の考察をしてゐる。適正規模農家算定の結果過剩農家として全國約三分の一が算出されてゐるが、開拓民送定の状況は土地と人口の關係をそのまま機械的に反映してをらず、過剩農家の多い府縣が必ずしも送定順位が上位となつてゐないといふ。

又開拓民は前記二箇村と同様に比較的流動性に富む階層に於て多いといふものの大工業地帯を有する府縣にては浮動層の極く少數のものが分散的に開拓民となり、多くは勞働力として都市に吸収されて居り、工業地帯を遠ざかる東北及山間村が主流となつてゐる。この差異を地域的のみでなく年齢及教育程度より發見しようとして兩者を比較すると、工場勞働者は年齢若きものを要求してゐるに反し、開拓民は老若男女一家一村を擧げて移住に適するといふこと、及開拓民の教育程度は特殊な種類のものを除き工場勞働者より高度であり、高等小學卒業生についてみれば前者が五五六%に對して後者は三四・四%であるといふこと、併し乍ら開拓民は當初に於てはかかる質的高度のものであつても多く年齢の進むにつれて下向線を通り、工場勞働力の質的上昇が要求されれば、される程開拓民の質的低下が促進されるのではないかといふこと等が考へられてゐる。

第九輯 朝鮮農村の人口排出機構

朝鮮農村の人口現象が現在内地の人口問題と關聯して有する意味は可成り重要であり、特に内地移動の急激に昂揚されつゝある今は、移民の給源地たる朝鮮農村の人口排出の事情に關する資料が殆ど見られないのは残念である。

曩に「朝鮮の農村衛生」が朝鮮農村衛生調査會より刊行されて、本輯の調査村となつてゐる慶尙南道蔚山郡蔚山邑達里に就て報告されてゐることは「人口問題研究第一號」に紹介した。本輯も昭和十年十月の調査を中心に人口排出に關する資料をまとめたものである。

昭和十年國勢調査當時の人口六三七人、戸數一三一戸あり排出世帯五一戸で内地行が過半数を占めてゐる。併し内地渡航初期には歸鮮するものも多かつたが、最近内地の勞務動員計畫に伴つて渡航が急増してゐる。

これら移住者の世帯上の地位は夫又は長男が極めて多く、早晚その家族を招致すべき身分にあるため、内地移住の定着性の傾向が可成り強くなりつゝあるのは蓋し當然であらう。勿論歸鮮者もあり又、郷里へ送金するものも少くないが内地渡航初期の如き出稼的性質が減少してゐることは、この報告にもみられる。従つて排出口の出身農家の村内階級が下層の世帯主に於て絶對多數を占め、上層に従つて少く二、三男にしても内地分家の形をとるものが殆ど大部分を占めてゐるのはこの間の事情を裏書きするものであらう。

鮮内移住者も内地渡航者も出身農家の階級によつてその出先の職業に相異のあるのは注目すべきであり、下層程土木勞働的な日傭業が多く、技術的な職業は中層以上に於て多くなつてゐる。そのうち内地移住者の七〇%は生産年齢層に屬し、教育程度も殘留民より稍、高次のものであつて、質的に優秀と思はれるものの内地移住の増加はこの報告の云ふ通り現在の如き農村の社會關係の下に於ては止むを得ざることである。

人口排出の影響として考慮しなければならぬのは家族構成の變化及家族制度の崩壞への傾向である。家族構成員の變化及相續者たる長男の移出による祖先祭祀の繼承といふ家族制度の維持には必ずしも望ましいことでは

ないがこゝでは別問題である。

これらの移住者による殘留家族の經濟的援助も内地雇傭の條件如何によつて最近増加してゐるといふ。

確かに内地産業の魅惑的な吸引力は極めて強く、鮮内農家の經濟は彼等の郷土に執著を持たしめぬ事情に立至つてゐるとすれば、今後尙かかる傾向の促進されるのは必然である。

事變遂行中に於ける半島人の内地渡航は益々激増の途をたどると豫想される今日かかる調査研究が尙組織的に實施される要あるは論を俟たぬ所であるが、同時に又、人口排出によつて蒙る朝鮮農村の將來性についても當然考慮される問題が残されてゐる。この方面の研究も亦果されねばならぬと思ふ。(北山正邦)

フォン・ウングアルン＝シュテルンベル

ト著「出生減退の原因に就ての研究」

Der Stand der Forschung über die Ursachen des

Geburtenrückganges, von Roderich von Ungarn

= Sternberg, Schmollers Jahrbuch, 64 Jahrgang

3 Heft 1940

1

最近の「シュモラー年鑑」に、フォン・ウングアルン＝シュテルンベルヒ・v. Ung

arn = Sternberg は出生減退の原因に就いての研究を發表してゐる。彼はナ

フォン・ウングアルン＝シュテルンベルヒ著「出生減退の原因に就ての研究」

チス・ドイツの有する有能な人口理論家の一人であり、一九三七年巴里國際人口會議に於ても、出生減退の原因に就ての報告を試みてゐる。だいたい、今世紀に入つて以來、出生減退の顯著な傾向に直而して、これが原因に就ての研究は、人口理論の中心をなすに到つたのであるが、獨逸に於ては、主として、これが原因を心理的に追求しやうとする傾向が著しいやうである。ブレンタノ、モムベルトの名前で呼ばれる福利說 Wohlfahrtslehre も、ヴォルフによつて主張された理性說 Rationalisierungstheorie も、相互に對立した見解を包含するものの、究極に於て、出生減退の原因を、生活をより合理化せんとする合理的思惟から生ずる出生制限の中にも求めやうとする點に於ては一致してゐる。ナチス・ドイツの時代に入つてから、この如き合理化への欲望は、腐敗したワイマール體制下の民主主義獨逸に必然的に結びつく自由主義的、個人主義的世界觀に聯繫せしめて理解され、國家社會主義的、全體主義的世界觀による置換によつて、出生減退を撲滅することが、國家的規模に於て企てられてゐる。出生減退の原因となれる合理的思惟を、個人主義的、民主主義的世界觀の一契機として、より社會的に——いはゞ政治的に理解しやうと試みるのである。シュテルンベルヒは夙に、この如き所謂人口問題に關する世界觀說 Weltanschauungstheorie の代表者として知られてゐるのであるが、彼は本論文に於てはこの如き世界觀の歴史的把握を試みてゐる。即ち、經濟史的、文化的の流れの中に於て、この如き世界觀の形成過程を理解しやうとするのである。彼にしたがふならば「出生減退の原因の理解は、文化史的なる分析をまつてはじめて獲得される」のであつて、世界觀說の代表者と看做されるブルグドゥェルファアの所説も、此の如き歴史的認識を缺くが故に、出生減退の原因の理解の爲には充分でないとされるのである。

ないがこゝでは別問題である。

これらの移住者による殘留家族の經濟的援助も内地雇傭の條件如何によつて最近増加してゐるといふ。

確かに内地産業の魅惑的な吸引力は極めて強く、鮮内農家の經濟は彼等の郷土に執著を持たしめぬ事情に立至つてゐるとすれば、今後尙かかる傾向の促進されるのは必然である。

事變遂行中に於ける半島人の内地渡航は益々激増の途をたどると豫想される今日かかる調査研究が尙組織的に實施される要あるは論を俟たぬ所であるが、同時に又、人口排出によつて蒙る朝鮮農村の將來性についても當然考慮される問題が残されてゐる。この方面の研究も亦果されねばならぬと思ふ。(北山正邦)

フォン・ウングアルン—シュテルンベル

ト著「出生減退の原因に就ての研究」

Der Stand der Forschung über die Ursachen des

Geburtenrückganges, von Roderich von Ungarn

= Sternberg, Schmollers Jahrbuch, 64 Jahrgang

3 Heft 1940

1

最近の「シュモラー年鑑」に、フォン・ウングアルン—シュテルンベルヒ v. Ung

arn = Sternberg は出生減退の原因に就いての研究を發表してゐる。彼はナ

フォン・ウングアルン—シュテルンベルヒ著「出生減退の原因に就ての研究」

チス・ドイツの有する有能な人口理論家の一人であり、一九三七年巴里國際人口會議に於ても、出生減退の原因に就ての報告を試みてゐる。だいたい、今世紀に入つて以來、出生減退の顯著な傾向に直而して、これが原因に就ての研究は、人口理論の中心をなすに到つたのであるが、獨逸に於ては、主として、これが原因を心理的に追求しやうとする傾向が著しいやうである。ブレンタノ、モムベルトの名前で呼ばれる福利說 Wohlfandstheorie も、ヴォルフによつて主張された理性說 Rationalisierungstheorie も、相互に對立した見解を包含するものの、究極に於て、出生減退の原因を、生活をより合理化せんとする合理的思惟から生ずる出生制限の中に求めやうとする點に於ては一致してゐる。ナチス・ドイツの時代に入つてから、この如き合理化への欲望は、腐敗したワイマール體制下の民主主義獨逸に必然的に結びつく自由主義的、個人主義的世界觀に聯繫せしめて理解され、國家社會主義的、全體主義的世界觀による置換によつて、出生減退を撲滅することが、國家的規模に於て企てられてゐる。出生減退の原因となれる合理的思惟を、個人主義的、民主主義的世界觀の一契機として、より社會的に——いはゞ政治的に理解しやうと試みるのである。シュテルンベルヒは夙に、この如き所謂人口問題に關する世界觀說 Weltanschauungstheorie の代表者として知られてゐるのであるが、彼は本論文に於てはこの如き世界觀の歴史的把握を試みてゐる。即ち、經濟史的、文化的の流れの中に於て、この如き世界觀の形成過程を理解しやうとするのである。彼にしたがふならば「出生減退の原因の理解は、文化史的なる分析をまつてはじめて獲得される」のであつて、世界觀說の代表者と看做されるブルグドゥェルファアの所説も、此の如き歴史的認識を缺くが故に、出生減退の原因の理解の爲には充分でないとされるのである。

シュテルンベルヒは、出生減退の原因に就ての諸家の提説を何れも満足
を與へうる解答を與へるものでないとし、唯一つの例外として、デュモン
とヴォルフとをあげたが、夫等に對しても、歴史的認識の缺如といふ點か
らの批判が保留されてあるのである。

デュモンは周知の如くに、社會的毛細管現象論を唱へ、「民主主義的社
會秩序の中に於ける、一般的な社會的に向上しようとする欲望」を以て出
生減退の根本原因であるとした。併し、シュテルンベルヒに従ふなら、彼
は民主主義的社會秩序に餘りに大きい重要性を與へ、近代的世界觀を成立
せしめた、より廣汎な經濟史的、文化史的諸條件に就ては彼にあつて殆ん
ど語られてゐない。民主主義的社會制度自體も、このやうな文化史的、經
濟史的諸條件の中に定位せしめて理解されねばならないのである。

ヴォルフに對しても、同じ立場から批判される。即ち、ヴォルフによる
ならば、出生減退の現象は、「根本的に新たなものであり、たゞ時代の
全體的精神から、文化發展の一構成部分として、文化變動 *Kulturwandel* と
してのみ理解される」産兒制限を導いた文化變動とは、批判的悟性による
傳統的なるものの驅逐、人間生活の知性化、合理化である。併し、その
謂ふところの文化變動、生活の知性化、合理化は、その限りに於ては正し
いのであるが、それはより合理的に理解するためには、いま一度、その歴
史的形成過程のうちに於て採り上げられ、文化史的、經濟史的流れのうち
に於て理解されねばならないのである。

このやうに、歴史的認識の重要性を強調するところに於て、シュテルン
ベルヒの所説は、最もよく、獨逸的、歴史學派の本質を露呈するものとも
考へられるであらう。そして又彼は自家の所説を展開するに際して、屢々
ゾムバルト、ウェーバーを援用してゐるのである。以下、彼の所説を簡單

に紹介する。

二

シュテルンベルヒは、出生減退現象の原因を次のやうに説明する。「出
生減退は、西歐文化圏の人民が、社會的向上と、その經濟狀態の無制限の
改善への努力 *Das Streben nach sozialem Aufstieg und nach schrankenloser
Besserung ihrer wirtschaftlichen Lage* を中心とする一〇の志向 *Gesinnung* に
支配されたことに原因する。このやうな奮闘努力の精神 *Streberische Ges-
innung* は、精神的情緒的價値を過少評價し、その行動を悟性的計算的考
慮によつて決定せしめるに至つた。従つて、子供の數は、合理的原則に従
つて決定される。」それでは、このやうな精神は如何なる條件のうちに形
成され來つたのであるか。彼は、このやうな精神の史的形成の過程を全面
的に、合理的に理解するためには、以下の諸點が考慮されねばならないと
いふ。即ち

- 一、宗教的竝びに傳統的拘束の崩壞
- 二、一般化された物質主義への傾向
- 三、社會的に向上せんとする欲望の普及
- 四、前資本主義時代の靜態的關係に對して、資本主義的發展に伴ふ一般
的動態的關係的發展
- 五、合理的精神の普及

要するに、封建制の解體と、資本主義制の成立發展、この經濟的發展過
程の意識過程への反映としての、政治、宗教、道徳、科學、等觀念形態に
於ける諸の變革が、近代的世界觀を形成せしめたといひ得るのであるが、
シュテルンベルヒは、その史觀に依つて、此等の諸要因の中に、一義的な

規定要因を認めないのである。最後に、

六、西歐の經濟的發展の世界的擴大の停止或は部分的後退

があげられてゐる。これは、第一次世界戦争後、世界經濟が入り込んだ一般的危機の段階の意識過程への反映として理解されるべきものであらう。シュテルンベルヒは、これを次のやうに説明してゐる。「更に、大戦後、家族數を少くしやうとする意志は、世界の非ヨーロッパ化と、西歐の世界政治支配の後退が、西歐人民の間に、自己の生活領域が縮小されたといふ感情を起させ、両親をして、その子供に彼等の適當と考へる生活程度を保證する可能性を見失はしめたことによつて、より強化された。この困難は、その逃路を、出生制限に、即ち子供の數を現存する生活領域に適應せしめることによつて、この生活領域の縮小を克服しようとする試みに導いた」。

以下、シュテルンベルヒに従つて、經濟史的、文化史的流れのうちに、近代的世界觀の形成過程をあとづけるならば、次の如くなるであらう。

中世。カトリック教會とスコラ哲學の普遍的權威。神祕主義。ヒエラルキー的社會組織。同業組合的拘束。自給經濟。凡ての領域に靜態的關係が支配する。このやうな社會關係を反映するものとして、性愛に關する歪められた、懷疑的な觀念の支配。舊約の「子供は神の祝福である」、「生めよ殖えよ地に充てよ」に従つたナイーフな生殖。このことは、併しながら、農民のヴァルガーな感性への耽溺を排除するものではない。人口は徐々に、高い死亡率にも不拘増加した。

十六世紀。多數の國のプロテスタント化に伴ふ合理的人生觀の萌芽的形成。このことは既にスコラ哲學内部(Thomismus)に認められる。

近代的科學的思惟的發展(コペルニカス、ブルノ、ガリライ)。普遍的カ

フォン・ウンガレン・シュテルンベルヒ著「出生減退の原因に就ての研究」

トリック世界像の褪色。近代民族國家の形成。併し尙この時期は、社會生活一般は強い宗教的影響の下に立つてゐたので、性生活の領域には強い影響が認められなかつた。凡ての人爲的避妊と墮胎は有罪であつた。人口増加は、流行病と、高い死亡率、殊に小兒死亡率、戦争によつて阻止された。

十七世紀。Arbeitsethosが形成されはじめる。カルビニズム、ピューリタニズム及び急速に普及した市民精神の影響下にある「祈れ而して働け」*orare et laborare*の思想。計算と交換價值にもとづく經濟的發展。經濟的利潤獲得の解放。經濟によつて富と名聲に到達しようとする努力の解放。合理主義とKücheltismalとが、十七世紀の終りには性關係の中に入り込んだ。避妊の手段は宮廷に普及した。併しカルビニズムとピエティシズムは、このロココ的生活態度に強く對立し、同時にそれは又、オランダ、フランドル派繪畫(ブリューゲル)に見るやうな農民のナイーフな快樂主義とも對立する。一般に、性的節制と戦争と惡疫とが、人口増加を阻止し、三十年戦争は特にドイツ人口を激減せしめた。

十八世紀。前世紀の精神的動向が更に發展する。ロココ趣味はベルサイユを中心としてヨーロッパ宮廷に性的放恣の風習を撒き散らした。その快樂主義 *ans amandi* の觀念は避妊と墮胎の奨励となつた。大陸の此の傾向に、スコットランド、イングランド、北アメリカのピューリタニズム的嚴肅主義が強く對立する。新興ブルジョアの道徳を規律したのは此のピューリタニズムである。シュテルンベルヒは、こゝで、ブルジョア的人間タイプとして、ベンジヤミン・フランクリンをあげてゐる、彼は、その自傳の中で、自ら身につけやうと努力した十三の徳目を數へてゐる。曰く。攝生、沈黙、規律、決斷、節約、勤勉、誠實、正義、中庸、清潔、平靜、謙讓。

純潔に就ては次の如くに語られる。「性交を少くすること。それは、たゞ健康と子供を拵へることの爲にのみなされるべきである。云々」。このやうな觀念は、その生殖への肯定的態度にも不拘、出生數によき影響を與へなかつた。一般に十八世紀は、併しながら、殊にその後半に於ける避妊方法の普及にも不拘、人口増加の傾向を示した。

十九世紀。一時的なロマンティックの反動にも不拘、啓蒙、理性崇拜、無限進歩と自由への信仰の影響下にたつ。人生觀の世俗化と合理化が進行した。技術化と機械化に従つて、感情生活と直觀が拒否された。宗教的なるものは拒けられ、ニヒリズム、物質主義、出世主義にとつて代られた。Preventivverkehr が世紀の末葉には一般的習慣として都市プロレタリアの廣泛な層に浸透した。出産へのストライキ (Geburstreik, greve du ventre) が、マルクシスト、サンジカリストによつて階級闘争の一手段として叫ばれた。所謂産兒制限は、自明なるもの、責任を自覺した兩親への命令と考へられるに至つた。一般的生活様式は、物質的となり平板なるものとなり、それが、性關係につよく影響して、出生減退に大きい影響をもつ近代的精神的ミリューが形成されるに至つたのである。

極めて大雑把に纏めれば、シュテルンベルヒの説くところは以上の如くである。(雪山慶正)

クローゼ稿「和蘭に於ける出生減退」

„Der Geburtenrückgang in den Niederlanden“

von Hermann A. Krose. (Valkenburg, Holland),

Allgemeines Statistisches Archiv 1940 H. 3.

今世紀以來の出生減退傾向が既に現人口維持の最後の一线を割つてゐる北・西・中歐諸國の中にあつて和蘭が唯一の例外國であることは白人文明諸國の出生減退を語る諸家の等しく特記するところであるが、併しこの國にも出生減退の大勢は蔽ひ難く、其の諸要因の究明は所謂再生産率の計算と共に同國統計局の近年特に研鑽を怠らざる所である。本論文は之ら資料の紹介を中心に稍既往に遡り和蘭に於ける出生減退の真相を指摘しようとしたもので、特に新舊兩教派別出生力の興味ある比較に及んでゐる。

いま出生率について和蘭人口趨勢の概觀を試みるに、前世紀末までの間は多少の起伏こそあれ出生減退をいふ餘地はなく、之を獨逸の其れと比較してみると次の如くで不思議なほど其の歩調を合せてゐる。

	和 蘭	獨 逸
一八四一—一五〇年平均	三三・一	三六・一
一八七六—一八〇年平均	三六・四 (同國の最高率)	三九・三 (同國の最高率)
一八九一—一九〇〇年平均	三三・五	三六・一

然るに今世紀以來兩國とも漸減傾向を見せて、

	和 蘭	獨 逸
一九〇一—一〇年平均	三〇・五	三三・三

となつて居り、和蘭は一九〇八年には遂に三〇%の數値を割るに到つた。たゞ獨逸は之以後その出生率に激落歩調を開始したのに對して和蘭は三〇%を割つたまゝで再び落ちつきを見せてゐた。

一九一〇年	二八・六
一九二〇年	二八・六

従つて今世紀以降北・西・中歐諸國で年々その出生總數の減少せる中にあつて和蘭のみは出生總數に寧ろ増加の跡を示してをり、一九〇五—一九〇九年

純潔に就ては次の如くに語られる。「性交を少くすること。それは、たゞ健康と子供を拵へることの爲にのみなされるべきである。云々」。このやうな觀念は、その生殖への肯定的態度にも不拘、出生數によき影響を與へなかつた。一般に十八世紀は、併しながら、殊にその後半に於ける避妊方法の普及にも不拘、人口増加の傾向を示した。

十九世紀。一時的なロマンティックの反動にも不拘、啓蒙、理性崇拜、無限進歩と自由への信仰の影響下にたつ。人生觀の世俗化と合理化が進行した。技術化と機械化に従つて、感情生活と直觀が拒否された。宗教的なるものは拒けられ、ニヒリズム、物質主義、出世主義にとつて代られた。Preventivverkehr が世紀の末葉には一般的習慣として都市プロレタリアの廣泛な層に浸透した。出産へのストライキ (Geburstreik, greve du ventre) が、マルクシスト、サンジカリストによつて階級闘争の一手段として叫ばれた。所謂産兒制限は、自明なるもの、責任を自覺した両親への命令と考へられるに至つた。一般的生活様式は、物質的となり平板なるものとなり、それが、性關係につよく影響して、出生減退に大きい影響をもつ近代的精神的ミリューが形成されるに至つたのである。

極めて大雑把に纏めれば、シュテルンベルヒの説くところは以上の如くである。(雪山慶正)

クローゼ稿「和蘭に於ける出生減退」

„Der Geburtenrückgang in den Niederlanden“

von Hermann A. Krose. (Valkenburg, Holland),

Allgemeines Statistisches Archiv 1940 H. 3.

今世紀以來の出生減退傾向が既に現人口維持の最後の線を一線を割つてゐる北・西・中歐諸國の中にあつて和蘭が唯一の例外國であることは白人文明諸國の出生減退を語る諸家の等しく特記するところであるが、併しこの國にも出生減退の大勢は蔽ひ難く、其の諸要因の究明は所謂再生産率の計算と共に國統計局の近年特に研鑽を怠らざる所である。本論文は之ら資料の紹介を中心に稍既往に遡り和蘭に於ける出生減退の真相を指摘しようとしたもので、特に新舊兩教派別出生力の興味ある比較に及んでゐる。

いま出生率について和蘭人口趨勢の概觀を試みるに、前世紀末までの間は多少の起伏こそあれ出生減退をいふ餘地はなく、之を獨逸の其れと比較してみると次の如くで不思議なほど其の歩調を合せてゐる。

	和 蘭	獨 逸
一八四一—一五〇年平均	三三・一	三六・一
一八七六—一八〇年平均	三六・四 (同國の最高率)	三九・三 (同國の最高率)
一八九一—一九〇〇年平均	三三・五	三六・一

然るに今世紀以來兩國とも漸減傾向を見せて、

	和 蘭	獨 逸
一九〇一—一〇年平均	三〇・五	三三・三

となつて居り、和蘭は一九〇八年には遂に三〇%の數値を割るに到つた。たゞ獨逸は之以後その出生率に激落歩調を開始したのに對して和蘭は三〇%を割つたまゝで再び落ちつきを見せてゐた。

一九一〇年	二八・六
一九二〇年	二八・六

従つて今世紀以降北・西・中歐諸國で年々その出生總數の減少せる中にあつて和蘭のみは出生總數に寧ろ増加の跡を示してをり、一九〇五—一九〇九年

平均出生數を一〇〇として再び獨和兩國を比較してみると次の如くで

和 獨 逸

一九〇五—一九〇九年平均

一〇〇

一〇〇

一九二〇—一九二四

一〇九

一〇〇

一九三二年

一〇五

六〇

北・西・中歐諸國中に於ける和蘭の例外的地位を招來した事情も納得される。

が人口の著増を見たこの期間の和蘭にとつてこの出生總數の増加よりも更に注目すべき事實は寧ろ其の異常な死亡率の低下であり、一八四六—一八五〇年平均の死亡率二八・五(獨逸は二七・五)は一九三七年には僅かに八・八(獨逸は一一・八)と三分の一以下に低下され世界最低の記録を示してゐることである。乳兒死亡率も(一歳未満、出生百に付)三・八を以て歐洲諸國中の最低位にあり、自然増加は(人口千に付)一一・九の數値を示してゐる。それ故に平均壽命の延長も著しく、一八七〇—一九〇九年平均(男)三八・四歳から一九二一—三〇年平均の(男)六一・九歳へと驚くべき變化の跡が見られる。この和蘭特有の事情が同國の年齢構成の激變を齎したのは當然で、妊孕力を喪へる女子人口の著増は前世紀末に較べて特に顯著である。本論和蘭に於ける出産減退の検討も實はこゝから初まるわけで、論者が所謂出生粗率の累年比較を以て満足せず、時代の推移に伴ふ妊孕年齢有配偶女子の特殊出生率の變遷に其の真相を究めようとする所以である。

二

そこで論者は五十歳以下の有配偶女子千人に付その出生數を求めて次の如き表を掲げてゐるが、

クローゼ稿「和蘭に於ける出産減退」

年次 一八五〇—一八六〇—一八七〇—一八八〇—一八九〇—一九〇〇—一九一〇—一九二〇—一九三〇—一九三二年

二九七 二九八 三〇六 二九八 二八三 二六六 二六六 一八五 一五五

(備考) 滿四十九歳は和蘭官廳統計が妊孕力の限度として採用するものである。尚、右表中に私生兒は含まれてゐないが、和蘭に於ける私生兒出生數は極めて少なく且つ年々減少の傾向を辿つてゐて、全出生兒に對し一九三五年に一・五四%を算ふるに過ぎない。

論者によれば一八七〇—一九〇九年の一時的上昇は經濟的興隆による婚姻増加の爲めで、従つて之に續く八〇—八九年の對前期低下も實際の出産減退と解すべきではない。併し九〇—一九〇九年の數字は既に事實上の出産減退を意味することになり、以後今世紀に入つてよりいよゝゝ其の落勢を強くしてゐることになる。

併し右の出産力減退の事實を其の數字面の示す以上に更に深刻視せざるを得ない所以は妊孕年齢女子の年齢構成で出産力の比較的の高い三十五歳以下の比率が既往に較べて増加してゐることであり(一八四九年に四三%、一九三〇年に四八%)、又これを平均結婚年齢に見ても現在は既往に較べ多子出産に便であることである(平均結婚年齢一八八〇—一八九九年に男三〇・二〇、女二七・四六。一九三五年には男二九・〇七、女二六・三四歳)。之らの有利なる諸事情にも拘らず猶ほ妊孕年齢有配偶女子の出生率の低下を見る理由を本論々者は現代人に通な産兒制限思想に歸し、近隣諸國に施行されてゐる所謂「純再生産率」の算出が和蘭統計局によつても異常な關心を以て採用するに到つた所以に言及してゐる。

繼いで論者はこの計算結果の紹介に及んでゐるが、勿論和蘭の純再生産率はなほ一を割るには到つてゐない。とはいへ危険な極限的狀態を彷徨してゐることは否定し難い。最近和蘭の出生率、出生數及び純再生産率は次の如くで

出生率	出生數	純再生産率
一九三一—三三二年 (一九三〇年)	二二・一	一・二五
一九三五年	二〇・二一	一・一〇二
一九三六年	二〇・一六	一・〇九七
一九三七年	一九・八	一七〇、三三三
一九三八年(速報)	二〇・六	一七八、四一三

純再生産率は一九三七年に殆んど一に近づいたが、併し三八年には出生率は三四年度の水準に回復する喜ぶべき反撥を見せるに到つた。この回復が果してナチス獨逸に見る様な恒常的傾向を辿り得るものであるか如何かが問題で、同國統計局が出産力に對する父母年齢別、宗派別の影響等種々の検討を施行しつゝある所以も亦こゝにあるが、本論々者も尙この點については確定的斷定を差し控へてゐる。

三

最後に新舊兩教派別の出産力の比較として論者の紹介する興味ある數字を擧げてみると、和蘭は新教の壓倒的に優勢な國(舊教徒は三分の一強に過ぎぬ)と考へられてゐるにも拘らず一九三五年新教徒の母より生まれたる者は同年總出生數の半分に足らず、總數に於て舊教徒の母よりの出生兒數より尠い。更に妊孕年齢有配偶女子の出生率(該當女子千人に付出生兒數)を宗派別に見ると次の如くで(括弧内は指數)

年次	新教徒	舊教徒	イスラエル教徒	無宗派
一九〇九—一〇	二二・九三(100)	二六・九(113)	一五・七(70)	三三・四(148)
一九三五	二三・三(100)	二〇・八(89)	一五・二(65)	一四・五(62)

一様に低下傾向にあるとはいへ舊教徒の比較的優位は年と共に著しい。(無宗派の指數増は新教徒よりの轉入者に因るもので本質的なものではな

い。)又特に一九三五年に試みられた父母の宗派的異同による集計によると父母共に同宗派なる場合の婚姻一に對する出生兒數は次の如くになつてゐるが、

新教	舊教	イスラエル教	無宗派	宗派上の雜婚
二・五	三・九五	一・四八	二・六〇	一・三六

併し財政状態、知識程度、社會的地位等種々の事情の相異があるので右の數字を單に宗教道德のみによつて説明するのは無理であり、妊孕年齢有配偶女子の年齢構成や定住地の都鄙別影響等確かに舊教徒の方に僅かだが有利な事情が認められる。

そこで特に職業、社會的地位、教育程度等に本質的な相異を見せない農業人口に就いて之を見ると次の如くで舊教の優勢はやはり壓倒的といつてよい。(一九三五年、妊孕年齢有配偶女子千人に付)

新教	舊教
一四三・一三	二六四・七六

敘上の如き集計結果は本論々者をして宗教を『夫婦の妊孕率の上に尠なからざる影響を有つ一要因』なりとする同國中央統計局の意見を肯定せしめてゐる。(本多龍雄)

正 誤

第一卷 第五號	正	誤
二九頁 下段	第二三行	二倍以上
三三頁 下段	第一行	二十歳乃至五十歳
		二十歳乃至三十歳

彙報

本研究所施行出産力調査の結果速報

婚姻年齢、職業、教育程度及び収入等が出産力と如何なる關係を有つものであるかを明らかにし、現下喫緊の人口政策に一基本資料を提供することを目的として、本研究所が今昭和十五年一月二十日現在を以て施行せる出産力調査並にその方法、調査項目等に互る具體的内容に就ては本誌第一卷第一號本欄所載(七一頁参照)の如くであるが、蒐集されたる調査票は之を内閣統計局に依頼して整理中のところ最近その結果表の完成を見るに到つた。いま其の概要の一斑を發表すれば以下の如くである。因に集計に使用せる記入完全なりし調査票は七一、六〇六であつた。

この研究の對象となる夫婦数は、有効調査票の數と同じく、七一、六〇六である。これ等の夫婦が調査期日までに出生せる子女數は全體で二四二、三九九であつて、一夫婦當り平均出生數は三・四人である。また

一、收入階級より見たる妊孕期間經過後の一夫婦當り出生兒數

收入階級	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數
一般俸給生活者	六	二七	四・五〇
農村在住俸給生活者	一六	四六五	四・〇一
一般賃銀労働者	二五	一〇一	四・〇四
農村在住賃銀労働者	四一	一八四〇	四・四七
合計	五〇	二一七	四・三五

死産兒數は全體で五、三四三であるから、之を加へると、一夫婦當り平均出生兒數は三・五である。しかしこれ等の數値は夫婦の實際の繁殖力を示してゐるものとは云ひ得ない。何故ならば凡ての夫婦の懐妊力が、調査期日に終結してゐるのではなくして、今後も尙出産する機會ある夫婦が少くないからである。従つて一夫婦が果してどれだけの出産力を有つてゐるかを明かにするには、妊孕期間經過後の夫婦について平均出生兒數又は平均出生兒數を調べて見る必要がある。この妊孕期間經過後の夫婦としては、妻の年齢が四十五歳以上の、しかも初婚者のみを數へ上げることにした。この條件に合致せる夫婦數は一八、三三〇であつて、出生兒數の合計は八五、〇七九であるから、一夫婦當り出生兒數は四・六四である。即ち結婚後妊孕期間が經過する迄の間に一夫婦が生んだ平均子女數は四・六四人である。更に之を夫の職業別に示せば次の表の如くである。

一、妊孕期間經過後の一夫婦當り出生兒數

職業	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數
一般俸給生活者	九五	三九三	四・一〇
官 吏	二七五	一、〇一〇	三・六七
小學校教員	三九五	一、五五四	四・五〇
銀行會社員	三九	一、三六六	四・三三
農村在住俸給生活者	一六	四六五	四・〇一
一般賃銀労働者	二五	一〇一	四・〇四
農村在住賃銀労働者	四一	一八四〇	四・四七
合計	一、〇三〇	四、〇三三	四・三三

右の表について、職業別に一夫婦當り出生兒數を見るに、カード階級の五・一八が最も多く、之に次いで農業者の四・九八、富有階級(第三種所得税千圓以上を納める者)の四・五三が多い。農村の出生率は一般に高い點から見て、農業者が比較的に多くの子女を有つてゐることは極めて當然のことと思はれるが、カード階級と富有階級が最も多くの子女を有つてゐることは興味ある現象である。之に反して、子女數の最も少いのは官吏の三・六七である。之に次いで農村在住中小商業主の四・〇〇、銀行會社員の四・〇三、漁業者の四・〇四等が少い。次に收入階級より見たる妊孕期間經過後の一夫婦當り出生兒數を示せば左表の如くである。

職業	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數
農村在住俸給生活者	一六	四六五	四・〇一
一般賃銀労働者	二五	一〇一	四・〇四
農村在住賃銀労働者	四一	一八四〇	四・四七
合計	五〇	二一七	四・三五

段 別	農 業 者				一般中小商工業主				農村在住中小商工業主			
	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	營業收益種別	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數
五〇圓以上一〇〇圓未満	一一八	五三七	四・二〇	一七一	七〇七	四・一三	九〇五	三・五七四	三・九五	二〇四	八五八	四・二一
一〇〇圓以上一五〇圓未満	二二二	九〇〇	四・〇五	九三	三六三	三・九〇	五六六	二・四八九	四・四〇	一五	九五	六・三三
一五〇圓以上二〇〇圓未満	一四九	五八四	三・九二	三〇	一三三	四・四三	五七	二・四〇	四・二一	一	八	八・〇〇
二〇〇圓以上三〇〇圓未満	一八三	七二九	三・九八	二九	一二三	四・四四	三	一・六	五・三三	一	八	八・〇〇
三〇〇圓以上	二六二	一、二五	四・二九	九一	三五五	三・九〇	一	五	五・〇〇	一	八	八・〇〇
收 入 不 明	九	—	—	二九	—	—	四六	—	—	—	—	—
五 段 未 滿	二、二八九	九八七七	四・三一	免	—	一〇三	四一四	四・〇二	三八五	一、四八三	—	三・八五
五段以上一町未満	四、三二五	二一、二六〇	四・九二	二 五 圓 未 滿	—	一五六	六〇五	三・八八	一七〇	七〇五	—	四・二五
一町以上二町未満	三、〇三六	一六、五七四	五・四六	二五圓以上五〇圓未満	—	一五三	六七〇	四・三八	七二	二八一	—	三・九〇
二町以上三町未満	三、七三	二、三三三	五・九六	五〇圓以上	—	六三一	二、六四七	四・一九	七二	三三六	—	四・六七
三 町 以 上	一一八	七三九	六・一八	營業收益税不明	—	一四〇	—	—	六〇六	—	—	—
段 別 不 明	三九九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

右の表について、先づ一般俸給生活者の収入階級別による一夫婦當り出生兒數を見るに、最も収入の少なき階級即ち収入五〇圓未満の階級に於て、出生兒數が最も多く四・五〇である。そして収入が増加するに伴つて出生兒數は逆に次第に減少し、最も収入の多き階級即ち収入三〇〇圓以上の階級に於ては出生兒數は再び増加してゐる。故に一般俸給生活者に於ては、収入の少なき階級と、収入の多き階級とに於て出生兒數が多く、その中間の収入階級に於ては出生兒數は少ない。農村在住俸給生活者に於ては、一般俸給生活者の場合に於けるが如く、収入階級の兩極端に於て出生兒數は特に多くはなつてゐないが、中等の階級即ち収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の階級に於ては出生兒數は

三・九〇であつて、最も少なくなつてゐる。次に一般賃銀労働者、農村在住賃銀労働者に於ては、大體の傾向として、収入の多き階級ほど出生兒數が多い。農業者に在つては、耕作段別との關係に於て、出生兒數を見たのであるが、耕作段別が増加するにつれて、並行的に出生兒數が増加してゐることを明白に認めることが出来る。最後に中小商工業主に在つては、營業收益税との關係に於て、出生兒數を見たのであるが、一般中小商工業主に於ても、また農村在住中小商工業主に於ても、營業收益税の大小と出生兒數との關係について、何等一定の傾向を見ることが出来ない。

次に夫婦の教育程度別に一夫婦當り出生兒數を示したいと思ふのであるが、妊娠期間經過後の夫婦について、この種類の調査を行はなかつたので、ここには婚姻持續期間、一六年乃至二〇年及び二二年乃至三〇年の夫婦について、夫婦の教育程度別に一夫婦當り出生兒數を示せば次の如くである。

夫の教育程度別による婚姻持續期間一六乃至二〇年及び二一乃至三〇年の一夫婦當り出生兒數

無 學	一六—二〇年	二一—三〇年
小 學 校 修	三・二一	三・八
小 學 校 卒	四・六	五・一
中 等 學 校 修	四・七	五・三
中 等 學 校 卒	四・三	四・七
專 門 學 校 以 上 修	四・〇	四・七
	四・一	三・九

専門學校以上卒 三・七 四・〇 三・六 三・八

妻の教育程度別による婚姻持續期間一六乃至二〇年及び二一乃至三〇年の一夫婦當り出生兒數

無學	一六・二〇年	二一・三〇年	出生兒數を見るに、婚姻持續期間一六乃至二〇年に於ても、また二一乃至三〇年に於ても、小學校卒業者に於ける出生兒數が最も多く、これよりも教育程度が低い場合にも、また教育程度が高い場合にも出生兒數は減少してゐる。次に妻の教育程度別に一夫婦當り出生兒數を見るに、夫の教育程度別に於ける場合と略ぼ同一の傾向を示してゐることが認められる。夫婦の教育程度そのものが出生兒數と密接不離の關係にありや否
小學校修	二・六	三・八	最後は婚姻期日より第一子出生に至る迄の平均期間、第一子出生期日より第二子出生に至る期間、これを出生速度と名付けて、第一子より第十七子の出生に至るまで、それらの平均期間を算定せるものが次の出生速度表である。
小學校卒	三・六	四・七	
中等學校修	三・七	四・七	
中等學校卒	四・〇	四・二	
專門學校以上修	三・八	四・三	
	三・四	四・二	

出生速度

	全體	一般俸給生活者	農業者	一般賃銀労働者	一般中小商工業主	富有階級	カド階級
婚姻より第一子出生までの平均期間	二九・二一月	二五・五九月	二九・四三月	三一・四四月	二九・六六月	二六・六四月	二七・四〇月
第一子出生より第二子出生までの平均期間	三六・九三月	三四・一〇月	三七・五〇月	三八・三三月	三五・二四月	三四・二二月	三六・二〇月
第二子	第三子	第三七・二五月	三六・八六月	三七・六〇月	三七・三三月	三七・四六月	三二・六三月
第三子	第四子	三六・九八月	三七・三五月	三七・四九月	三五・九五月	三四・三三月	三五・三一月
第四子	第五子	三六・五一月	三八・五八月	三六・五九月	三五・八九月	三四・七五月	三二・五一月
第五子	第六子	三六・一八月	三五・一六月	三六・七六月	三四・三二月	三四・六九月	三四・九〇月
第六子	第七子	三五・二〇月	三四・七一月	三五・四五月	三五・五七月	三三・六五月	三二・四九月
第七子	第八子	三四・三六月	三六・〇〇月	三四・六四月	三二・六四月	三二・八一月	三七・二一月
第八子	第九子	三四・三一月	三三・二二月	三四・四七月	三二・四〇月	三五・二一月	三二・一六月
第九子	第十子	三三・一六月	三五・三三月	三三・〇三月	三〇・九五月	三七・〇四月	三二・六三月
第十子	第十一子	三二・八六月	三八・〇〇月	二六・七四月	二七・六八月	三二・三五月	二七・三三月
第十一子	第十二子	三〇・八九月	三〇・四七月	三一・五〇月	三〇・〇〇月	三〇・〇〇月	三〇・〇〇月
第十二子	第十三子	三〇・八六月	三一・二四月	三六・〇〇月	三〇・〇〇月	二四・〇〇月	二四・〇〇月
第十三子	第十四子	二六・四〇月	三〇・〇〇月				
第十四子	第十五子	二四・〇〇月					
第十五子	第十六子	三〇・〇〇月					

第十六子出生より第十七子出生までの平均期間 三〇・〇〇月

備考

全體に於て第十七子まで示されてあるに拘らず、多種の職業別には第十三子以上の表示なきは、一見、不思議に思はれるであらうが、第十三子以上第十七子を有する夫婦は、これに示した職業外の夫婦例へば、農村在住僱給生活者又は、農村在住賃銀労働者の中にあるがためである。

右の表について、先づ全體の出生速度を見るに、婚姻期日より第一子出生までの平均期間は二九・二一月である。即ち夫婦は婚姻後平均二年半を経過して第一子を出生することになつてゐる。第一子出生期日より第二子出生までの平均期間は三六・九三月であつて、大體、三年見當である。以下、第六子までは、常に三年の間隔で出生してゐることが判る。然るに第六子以上の出生ある夫婦に在つては、その平均出生間隔は幾分短縮せられ、三十月乃至三十四月になつてゐる。

次に各個の職業別夫婦について、婚姻期日より第一子出生までの平均期間を見るに、一般僱給生活者の二五・五九月が最も短かく、之に置いて富有階級の二六・六四月、カド階級の二七・四〇月が短かい。之に反して、一般賃銀労働者の三一・四四月が最も長く、之に置いて一般中小商工業主の二九・六六月が長い。

判任官以下官廳職員に對する臨時家族手當給與の決定

判任官、同待遇者、囑託員、雇員、傭人又は職工に對する臨時家族手當給與は昭和十五年八月十三日勅令第五百二十五號を以て公布された。之を掲ぐれば次の如くである。

臨時家族手當給與の勅令
勅令第五百二十五號
判任官、同待遇者、囑託員、雇員、傭人又ハ職工ニ

對シ當分ノ内月額拾圓以内ノ臨時家族手當ヲ給スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル手當ノ給與ニ關シテハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム但シ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ滿洲國駐劄特命全權大使、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官所管大臣ヲ經由シ大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

近衛内閣基本國策要綱の發表

昭和十五年七月二十二日成立した第二次近衛内閣は八月一日定例閣議に於て基本國策要綱を決定、總理談を以て新聞紙を通じて發表したが、人口政策的見地も亦その重要な一綱目として採り上げられてゐる。その全文を掲ぐれば次の如くである。

基本國策要綱

一、根本方針

皇國の國是は八紘を一字とする肇國の大精神に基き世界平和の確立を招來することを以て根本とし先づ皇國を核心とし日滿支の強固なる結合を根幹とする大東亞の新秩序を建設するに在りこれがため皇國自ら速に新事態に即應する不拔の國家態勢を確立し國家の總力を擧げて右國是の具現に邁進す

二、國防及外交

内外の新情勢に鑑み國家總力發揮の國防國家體制を基底とし國是遂行に遺憾なき軍備を充實す、現下の外交は大東亞の新秩序建設を根幹とし先づその重心を支那事變の完遂に置き國際的大變局を遠觀し建設的にして且つ弾力性に富む施策を講じ以て國運の進展を期す

三、國內態勢の刷新

内政の急務は國體の本義に基き庶政を一新し國防國家體制の基礎を確立するに在り、これが爲左記諸件の實現を期す

1 國體の本義に透徹する教學の刷新と相俟ち自我功利の思想を排し國家奉仕を第一義とする國民道德を確立す

2 強力なる新政治體制を確立し國政の綜合統一を圖る

(イ) 官民協力一致各其の職域に應じ國家に奉公することを基調とする新國民組織の確立

(ロ) 新政治體制に即應し得べき議會翼贊體制の確立

(ハ) 行政の運用に根本的刷新を加へその統一と敏活とを目標とする官界新態勢の確立

3 皇國を中心とする日滿支三國經濟の自主的建設を基調とし國防經濟の根基を確立す

(イ) 日滿支を一環とし大東亞を包容する協同經

濟園の確立

(ロ) 官民協力による計畫經濟の遂行特に主要物資の生産、配給、消費を貫く一元的統制機構の整備

(ハ) 綜合經濟力の發展を目標とする財政計畫並に金融統制の確立強化

(ニ) 世界新情勢に對應する貿易政策の刷新

(ホ) 國民生活必需品資材に主要食糧の自給方策の確立

(ヘ) 重要産業特に重、化學工業及び機械工業の劃期的發展

(ト) 科學の劃期的振興並に生産の合理化

(チ) 内外の新情勢に對應する交通運輸施設の整備擴充

(リ) 綜合國力の發展を目標とする國土開發計畫の確立

4 國是遂行の原動力たる國民の資質、體力の向上並に人口増加に關する恒久的方策特に農業及び農家の安定發展に關する根本方策を樹立す

5 國策の遂行に伴ふ國民犧牲の不均衡の是正を斷行し厚生の諸施策の徹底を期すると共に國民生活を刷新し眞に忍苦十年時艱克服に適應する質實剛健なる國民生活の水準を確保す

尙、基本國策要綱中に言及されてゐる國土開發計畫の確立については今春來企畫院を中心に政府各機關の間で研究立案されてゐる日滿支を一環とする國土計畫として具體化せられる筈で、人口の無制限なる都市集

中の防止、都市農村間の人口配分の適正化、國內及び東亞圈諸國への移民計畫等を包含することになつてゐる。

厚生省豫防局の精神健康調査の中間報告

厚生省豫防局に於ては千葉及び埼玉縣下の某村に對し部落の精神健康調査を實施したが、その中間報告を掲ぐれば次の如くである。

精神病の全人口に對する百分率は次の如くであるが

全人口	千葉縣	埼玉縣
一、八九七	二、二二八	
精神薄弱	一、四二	二、六六
精神分裂病	〇、四二	〇、五一
躁鬱病	一	〇、〇五
癲癩	〇、〇一	〇、四七
進行性麻痺	〇、〇五	〇、〇五
病的な人格	〇、九〇	一、一〇
其の他	〇、五一	〇、五六
全精神病患者	三、四六	五、三〇

しかし精神病は各病氣に依つて發病の危険年齢を異にするので之を顧慮して右の率を修正すれば埼玉縣の某村に於ては次の如くとなる。

精神分裂病	〇、九九
躁鬱病	〇、一四
癲癩	〇、六五
進行性麻痺	〇、〇五

因みに此の數字は此處に居住する人が一生の間にそれぞれ前記の疾患に幾何の率に於て罹患するかを示すものである。

未經驗勞働者(男子)初給賃金の公定

厚生省勞働局に於ては賃金統制令第五條第一項の規定による滿十二歳以上滿二十歳未満の未經驗勞働者(男子)の初給賃金公定に就きかねて立案中であつたが、昭和十五年八月一日よりいよ／＼公定實施のはこびを見るに到つた。その公定額一覽表は別掲の如くである。

尙、女子に就ても同じく本年十月一日公定の豫定で、その基準額も亦別掲の如くである。

記

- 一日ノ總就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)十時間以内ノ場合ニ於ケル最高額及最低額ハ別表ノ最高額及最低額ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ムルコト
 - 特別ノ事情ニ依リ必要アルトキハ地域又ハ事業ヲ限リ前號ニ拘ラズ最高額又ハ最低額ヲ定ムルコトヲ得ルコト
 - 事業主ノ都合ニ依ラズシテ一日ノ總就業時間ガ所定就業時間ニ滿タザル場合ニ於テハ第一號又ハ前號ノ最低額ヲ下ルコトヲ得ルモノト定ムルコト
 - 一日ノ總就業時間十時間ヲ超ユル場合ハ十時間ヲ超ユル一時間毎ニ第一號又ハ第二號ノ最高額ニ其ノ十分ノ一ニ相當スル額(一時間未滿ノ就業ニ付テハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ最高額ト定ムルコト
 - 請負給制ノ場合ニ於ケル最高額及最低額ハ月額ニ依ルモノトスルコト
- 右最高額、最低額ハ毎月(賃金締切日ノ定アル場合ハ其ノ最終賃金締切日前一月、雇入後一月ニ滿タザル場合ハ其ノ期間)ノ稼働日毎ニ前各號ニ依リ算出シタル最高額、最低額ノ合計ヲ以テ最高額、最低額トスルコト

未經驗勞働者(男子)初給賃金公定額一覽表

昭和十五年八月 厚生省勞働局

工場

府縣	年階級	東京、神奈川、大阪		福岡		愛知		兵庫		北海道		栃木		富山		廣島		滋賀		埼玉		千葉		長崎		青森		秋田		福島		香取		鹿本		
		市	町	市	町	市	町	市	町	市	町	市	町	市	町	市	町	市	町	市	町	市	町	市	町	市	町	市	町	市	町	市	町			
府	十二歳以上	78	72	78	72	78	72	78	72	78	72	78	72	78	72	78	72	78	72	78	72	78	72	78	72	78	72	78	72	78	72	78	72	78	72	
府	十三歳未	85	79	85	79	85	79	85	79	85	79	85	79	85	79	85	79	85	79	85	79	85	79	85	79	85	79	85	79	85	79	85	79	85	79	
府	十四歳未	91	85	91	85	91	85	91	85	91	85	91	85	91	85	91	85	91	85	91	85	91	85	91	85	91	85	91	85	91	85	91	85	91	85	91
府	十五歳未	104	92	104	92	104	92	104	92	104	92	104	92	104	92	104	92	104	92	104	92	104	92	104	92	104	92	104	92	104	92	104	92	104	92	104
府	十六歳未	117	104	117	104	117	104	117	104	117	104	117	104	117	104	117	104	117	104	117	104	117	104	117	104	117	104	117	104	117	104	117	104	117	104	117
府	十七歳未	130	117	130	117	130	117	130	117	130	117	130	117	130	117	130	117	130	117	130	117	130	117	130	117	130	117	130	117	130	117	130	117	130	117	130
府	十八歳未	143	130	143	130	143	130	143	130	143	130	143	130	143	130	143	130	143	130	143	130	143	130	143	130	143	130	143	130	143	130	143	130	143	130	143
府	十九歳未	156	143	156	143	156	143	156	143	156	143	156	143	156	143	156	143	156	143	156	143	156	143	156	143	156	143	156	143	156	143	156	143	156	143	156

三、鑛山坑外夫

山油石	山屬金非の他の其山屬金、山炭石			北海道	別業事
	府縣	山屬金	非の他の		
全	府縣	山屬金	非の他の	北海道	別業事
標準	標準	標準	標準	標準	標準
最低	最低	最低	最低	最低	最低
最高	最高	最高	最高	最高	最高
55	55	55	55	55	55
88	88	88	88	88	88
95	95	95	95	95	95
109	109	109	109	109	109
125	125	125	125	125	125

別表

工場未經驗勞働者(女子)初給賃金基準額

府縣名	年階別	最高	最低	標準
東京、神奈川、愛知、大阪	十二歳以上	82	55	61
福岡	十四歳未	88	55	61
愛知	十六歳未	95	55	61
大阪	十八歳未	109	55	61
兵庫	二十歳未	125	55	61

備考 日本数字は標準額を算用数字は最高額又は最低額を示すものとす

二、鑛山坑内夫

山屬金非の他の其山屬金	山			炭			石			別業事	
	北海道	長崎、山口、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒島、沖繩各縣	東京、神奈川、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、愛知、静岡、山梨、岐阜、長野、富山、石川、福井、滋賀、京都、大阪、兵衛、奈良、三重、滋賀、福井、石川、富山、鳥取、島根、岡山、廣島、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知各府縣	北海道	長崎、山口、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒島、沖繩各縣	東京、神奈川、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、愛知、静岡、山梨、岐阜、長野、富山、石川、福井、滋賀、京都、大阪、兵衛、奈良、三重、滋賀、福井、石川、富山、鳥取、島根、岡山、廣島、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知各府縣	北海道	長崎、山口、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒島、沖繩各縣	東京、神奈川、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、愛知、静岡、山梨、岐阜、長野、富山、石川、福井、滋賀、京都、大阪、兵衛、奈良、三重、滋賀、福井、石川、富山、鳥取、島根、岡山、廣島、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知各府縣	道府縣別	年齢階級
標準 最低 最高	標準 最低 最高	標準 最低 最高	標準 最低 最高	標準 最低 最高	標準 最低 最高	標準 最低 最高	標準 最低 最高	標準 最低 最高	標準 最低 最高	定額請負	未滿 以滿
110 83 136	100 75 125	110 83 136	110 83 136	110 83 136	110 83 136	110 83 136	110 83 136	110 83 136	110 83 136	110 83 136	110 83 136
115 86 141	105 80 120	115 86 141	115 86 141	115 86 141	115 86 141	115 86 141	115 86 141	115 86 141	115 86 141	115 86 141	115 86 141
120 90 146	110 85 125	120 90 146	120 90 146	120 90 146	120 90 146	120 90 146	120 90 146	120 90 146	120 90 146	120 90 146	120 90 146
125 93 151	115 88 128	125 93 151	125 93 151	125 93 151	125 93 151	125 93 151	125 93 151	125 93 151	125 93 151	125 93 151	125 93 151
130 96 156	120 91 131	130 96 156	130 96 156	130 96 156	130 96 156	130 96 156	130 96 156	130 96 156	130 96 156	130 96 156	130 96 156
135 99 161	125 94 134	135 99 161	135 99 161	135 99 161	135 99 161	135 99 161	135 99 161	135 99 161	135 99 161	135 99 161	135 99 161
140 102 166	130 97 138	140 102 166	140 102 166	140 102 166	140 102 166	140 102 166	140 102 166	140 102 166	140 102 166	140 102 166	140 102 166
145 105 171	135 100 141	145 105 171	145 105 171	145 105 171	145 105 171	145 105 171	145 105 171	145 105 171	145 105 171	145 105 171	145 105 171
150 108 176	140 103 145	150 108 176	150 108 176	150 108 176	150 108 176	150 108 176	150 108 176	150 108 176	150 108 176	150 108 176	150 108 176

北海道、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新三、重、滋賀、京都、奈良、和歌山、岡山、廣島、山口、愛媛、長崎	長野、鳥取、島根、徳島、香川、高知、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒島、沖繩	山形、石川、福井、秋田、岩手、宮城、山梨、梨、岐阜、長野、富山、石川、福井、滋賀、京都、大阪、兵衛、奈良、三重、滋賀、福井、石川、富山、鳥取、島根、岡山、廣島、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知各府縣	東京、神奈川、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、愛知、静岡、山梨、岐阜、長野、富山、石川、福井、滋賀、京都、大阪、兵衛、奈良、三重、滋賀、福井、石川、富山、鳥取、島根、岡山、廣島、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知各府縣
76	67	76	67
44	40	44	40
82	76	82	76
48	44	48	44
89	83	89	83
51	47	51	47
96	90	96	90
54	50	54	50

備考 日本数字は標準額、算用数字は最高額及最低額を示すものとす

別表

鑛山未經験勞働者(女子)初給賃金基準額

坑外夫

鑛種別	鑛山監督同別				年齢別
	全國	大東 阪京	仙福 臺岡	札 幌	
十二歳以上	72	78	84	84	十四歳未滿
十四歳未滿	43	47	51	51	十六歳未滿
十六歳以上	83	89	95	95	十八歳未滿
十八歳以上	47	51	55	55	二十歳未滿
二十歳以上	89	95	101	108	
	51	55	59	62	
	95	101	114	120	
	55	59	66	70	

備考 日本数字は標準額、算用数字は最高額及最低額を示すものとす

厚生省労働局の二十歳未満未経験労働者の就業年齢別集計

厚生省労働局に於ては二十歳未満の未経験労働者初

給賃金公定の爲め全国各府縣に互り昭和十四年三月一日より四月末日に至る二箇月間の該當労働者の初給賃金調を使用人五十人以上の工業關係工場に就て施行したが、その内特に就業年齢別の集計數字を擧ぐれば次

の如くである。因に三、四兩月は少年少女未経験労働者の大量就業時期で、之を以て大體の趨勢を窺ふに足るものと考へられる。

少年少女未経験労働者年齢別就業員數調

(昭和十四年三月—四月)

府縣	性別	年齢別										計	
		十二歳以上 十三歳未満	十三歳以上 十四歳未満	十四歳以上 十五歳未満	十五歳以上 十六歳未満	十六歳以上 十七歳未満	十七歳以上 十八歳未満	十八歳以上 十九歳未満	十九歳以上 二十歳未満	計			
全國計	女	一、七一二	一、八四三	二、三〇四	二、七六一	二、九三三	三、〇二二	三、四六二	三、六九五	一、〇三二	九、三八六	一、四二一	一、〇三二
全國計	男	一、九四二	一、四三三	三、七五九	二、六一八	二、二五九	一、九一一	七、三五六	六、一四九	一、〇三二	九、三八六	一、四二一	一、〇三二
北海道	女	一七三	二九	三四九	一〇八	一〇八	一四二	八七	七五	一〇三	一、四二一	一、〇三二	一、〇三二
北海道	男	一七三	二九	三四九	一〇八	一〇八	一四二	八七	七五	一〇三	一、四二一	一、〇三二	一、〇三二
青森縣	女												
青森縣	男												
岩手縣	女												
岩手縣	男												
宮城縣	女	四六一	五五一	一、〇三七	七四二	三二五	二五二	二四四	二二二	二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
宮城縣	男	四六一	五五一	一、〇三七	七四二	三二五	二五二	二四四	二二二	二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
秋田縣	女												
秋田縣	男												
山形縣	女	一三六二	一六五七	四、一六九	一、六二七	六九八	二二二	一七二	九二	九〇	九、九五六	九、九五六	九、九五六
山形縣	男	一三六二	一六五七	四、一六九	一、六二七	六九八	二二二	一七二	九二	九〇	九、九五六	九、九五六	九、九五六
福島縣	女	一三三四	五一一	五、九〇二	四、〇八〇	二、一七八	一、三三五	七六八	四二八	四二八	一、三三五	一、三三五	一、三三五
福島縣	男	一三三四	五一一	五、九〇二	四、〇八〇	二、一七八	一、三三五	七六八	四二八	四二八	一、三三五	一、三三五	一、三三五
茨城縣	女	八五九	一九七〇	三、三〇一	二、〇九三	一、七四八	一、五九三	七六八	四二八	四二八	一、五九三	一、五九三	一、五九三
茨城縣	男	八五九	一九七〇	三、三〇一	二、〇九三	一、七四八	一、五九三	七六八	四二八	四二八	一、五九三	一、五九三	一、五九三
栃木縣	女	三六一	一一七九	一、六六一	一、四〇〇	八六七	五九一	四〇八	三〇九	三〇九	一、六六一	一、六六一	一、六六一
栃木縣	男	三六一	一一七九	一、六六一	一、四〇〇	八六七	五九一	四〇八	三〇九	三〇九	一、六六一	一、六六一	一、六六一
群馬縣	女	四〇七	七六〇	二、八七五	一、二八五	一、三三二	一、〇八九	八四二	六六一	六六一	二、八七五	二、八七五	二、八七五
群馬縣	男	四〇七	七六〇	二、八七五	一、二八五	一、三三二	一、〇八九	八四二	六六一	六六一	二、八七五	二、八七五	二、八七五
埼玉縣	女	三三二	七六五	五、四七九	三、七三六	二、三三一	一、四〇九	一、一四〇	七〇〇	七〇〇	五、四七九	五、四七九	五、四七九
埼玉縣	男	三三二	七六五	五、四七九	三、七三六	二、三三一	一、四〇九	一、一四〇	七〇〇	七〇〇	五、四七九	五、四七九	五、四七九
千葉縣	女	七六	五二四	一、五七五	七五五	四三二	二四八	一四八	八二	八二	一、五七五	一、五七五	一、五七五
千葉縣	男	七六	五二四	一、五七五	七五五	四三二	二四八	一四八	八二	八二	一、五七五	一、五七五	一、五七五
東京府	女	七四八	一、〇三二	二、六三三	一、九一八	二、二四三	一、七三四	一、四二一	一、〇三二	一、〇三二	二、六三三	二、六三三	二、六三三
東京府	男	七四八	一、〇三二	二、六三三	一、九一八	二、二四三	一、七三四	一、四二一	一、〇三二	一、〇三二	二、六三三	二、六三三	二、六三三

縣	女	男	總	女	男	總	女	男	總	女	男	總	女	男	總
神奈川縣	九七九	二四七	一二二六	一、〇一六	二、〇七二	三、〇八八	一、〇一六	二、〇七二	三、〇八八	三、〇六二	四、〇九二	二、〇七二	三、〇八八	四、〇九二	九、九三〇
新潟縣	三六一	一三〇	四九一	一、五八〇	三、一六〇	四、七四〇	一、五八〇	三、一六〇	四、七四〇	一、五八〇	三、一六〇	四、七四〇	一、五八〇	三、一六〇	四、七四〇
富山縣	三六一	一三〇	四九一	一、五八〇	三、一六〇	四、七四〇	一、五八〇	三、一六〇	四、七四〇	一、五八〇	三、一六〇	四、七四〇	一、五八〇	三、一六〇	四、七四〇
石川縣	九〇四	一五六	一、〇六〇	二、六四六	三、七〇六	四、七七二	二、六四六	三、七〇六	四、七七二	二、六四六	三、七〇六	四、七七二	二、六四六	三、七〇六	四、七七二
福井縣	二二〇	一四七	三六七	四、四三九	五、八七八	一〇、三一七	四、四三九	五、八七八	一〇、三一七	四、四三九	五、八七八	一〇、三一七	四、四三九	五、八七八	一〇、三一七
山梨縣	七五一	一四七	九〇二	一、四一〇	二、八二〇	四、二三〇	一、四一〇	二、八二〇	四、二三〇	一、四一〇	二、八二〇	四、二三〇	一、四一〇	二、八二〇	四、二三〇
長野縣	九四四	一四七	一、〇九一	一、四一〇	二、八二〇	四、二三〇	一、四一〇	二、八二〇	四、二三〇	一、四一〇	二、八二〇	四、二三〇	一、四一〇	二、八二〇	四、二三〇
岐阜縣	四一九	一四七	六四六	一、四一〇	二、八二〇	四、二三〇	一、四一〇	二、八二〇	四、二三〇	一、四一〇	二、八二〇	四、二三〇	一、四一〇	二、八二〇	四、二三〇
靜岡縣	四八三	一四七	六三〇	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三
愛知縣	二〇六	一四七	三五三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三
三重縣	八六一	一四七	九九八	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三
滋賀縣	二九八	一四七	四四五	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三
京都府	一七八	一四七	三二五	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三
大阪府	八四八	一四七	九九五	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三
兵庫縣	六八四	一四七	八三一	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三
奈良縣	八	一四七	一五五	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三
和歌山縣	六九	一四七	二一六	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三
鳥取縣	一四二	一四七	二八九	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三
島根縣	一一〇	一四七	二五七	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三	一、一〇一	二、二〇二	三、三〇三

県名	昭和十三年	昭和十四年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十三年	昭和十四年
岡山縣	三五三九	五一二二	五六六八	四三六四	二八二六	一六四七	一一〇四	八七九	二、四三七	一、四三三	二、六三三	二、六三三
廣島縣	八八四	一二四六	九二七	四二二九	二二四四	一五〇六	一一三三	九〇九	二、〇九二	一、〇九九	二、〇九二	二、〇九二
山口縣	二四一	四一二	三〇六	一七二二	二二四四	一五〇六	一一三三	九九九	二、〇九二	一、〇九九	二、〇九二	二、〇九二
徳島縣	一八八二	二二六五	一、〇六五	四二二九	九三	三〇二	八二七	二二七	二、〇九二	一、〇九九	二、〇九二	二、〇九二
香川縣	二二〇	八六一	一六〇	七四七	六三二	四二九	四三〇	六九〇	二、〇九二	一、〇九九	二、〇九二	二、〇九二
愛媛縣	二二三五	四一〇三	四六〇	三三七一	二八七	一三三	八九五	一六七	二、〇九二	一、〇九九	二、〇九二	二、〇九二
高知縣	六四三	一六一一	一三七	三三七一	二六四	一七〇	一六七	一五	二、〇九二	一、〇九九	二、〇九二	二、〇九二
福岡縣	九六四	一四六一	一、六二七	四九六	三七四	一八〇	一三五	一八一	二、〇九二	一、〇九九	二、〇九二	二、〇九二
佐賀縣	二五	五八三	二二六	一〇七五	四七〇	二四五	一七九	一四六	二、〇九二	一、〇九九	二、〇九二	二、〇九二
長崎縣	一二	二九一	七九〇	二四九	四〇八	二四九	一七九	一四六	二、〇九二	一、〇九九	二、〇九二	二、〇九二
熊本縣	二二八	一四八一	二五〇	一七九〇	二六八	二四九	一八一	一三〇	二、〇九二	一、〇九九	二、〇九二	二、〇九二
大分縣	一一三	二〇五三	一四六	一七九〇	四〇八	二四九	一七九	一四六	二、〇九二	一、〇九九	二、〇九二	二、〇九二
宮崎縣	一四五	二四六六	一四六	一三〇四	八九	四三	一八四	一五六	二、〇九二	一、〇九九	二、〇九二	二、〇九二
鹿兒島縣	五一	九三三	一四六	一三〇四	八九	四三	一八四	一五六	二、〇九二	一、〇九九	二、〇九二	二、〇九二
沖繩縣												

厚生省労働局の産業別労働者調

厚生省労働局の調査になる昭和元年以降昭和十四年
末までの「産業別労働者調」は次の如くであるが、本集
計は昭和十三年までは「工場鑛山労働者調」とよばれて
ゐたもので、昭和十四年より集計分類法に多少の變更

を見、その名稱も右の如く改められた。随つて累年比
較に當つては昭和十三、四年の間に集計範圍上の多少
の不一致あるを注意されたい。即ち昭和十三年までは
「工業労働者」として一括されてゐたものは十四年以降
「工場」及び「其の他」に細別さるゝに到れる爲、本表中の
「工場労働者」の範圍は十四年以降その範圍を多少狭く

してゐる。が反之、十三年までは「日傭労働者其の他」
の中に一部分加へられてゐた瓦斯、電氣、水道業關係
の労働者は十四年以降は工場労働者中へ加へられてゐ
る。また「日傭労働者其の他」の欄中には昭和十三年ま
での分には若干の府縣に於ては農林、水産、公務、商
業の若干の日傭労働者が誤り加へられてゐる。

厚生省労働局勞政課調査

年度別 工場労働者 鑛山労働者 運輸交通通信労働者 日傭労働者其の他 總計

Table with columns for years (昭和三十二年 to 昭和十四年), gender (男, 女), and category (工場労働者, 鑛山労働者, 運輸交通通信労働者, 日傭労働者其の他). Rows show counts for each year and gender across categories.

厚生、農林兩省の工鑛業勞務者農繁期 歸農獎勵方案

厚生省職業部並に農林省臨時農村對策部に於ては事變下の農業生産確保に萬全を期する爲、農繁期に於ける工鑛業勞務者の農業生産に對する協力方策を決定、農家出身者の歸農と其の他の工鑛業勞務者の集團的勤勞奉仕を奨勵斡旋することとなつたが、勞務動員計畫の一部としてその成果を期待さるゝ所尠くない。昭和十五年八月二十日付を以て各縣知事宛に發せられた通牒は左の如くである。

工鑛業勞務者ノ農業生産確保ニ對スル 協力ニ關スル件

農繁期ニ於ケル工鑛業勞務者ノ農業生産ニ對スル協力方策トシテ工鑛業勞務者ノ一時歸農及集團勤勞奉仕等ノ方策ニ付テハ豫而御配意相成居候處時局ノ進展ニ伴ヒ食糧農産物ノ生産確保ハ益々緊切ト相成候ニ付特ニ本秋農繁期ニ於テハ本施設ヲ左記ニ依リ組織的ニ實施シ以テ勞務動員計畫ノ圓滑ナル遂行ヲ圖リ農業生産ノ確保ニ遺憾ナキヲ期セシムル様御配意相成度此段及通牒候也

記

一 工鑛業勞務者ヲ農繁期ニ農業生産確保ヘ協力セシムル方策ハ農村ノ勞力事情ニ應ジ且工鑛業ノ事業經營ニ格別支障ナキ限リ左記ニ依リ實施スルコト

(1) 農家出身工鑛業勞務者ヲ必要ニ依リ自家ノ農業ヲ手傳ハシムル爲農繁期ニ夫々自家ニ一時歸農セシムルコト

(2) 非農家出身工鑛業勞務者ヲ必要ニ依リ農繁期ニ於テ班ヲ編成セシメテ集團的勤勞奉仕作業ヲ爲サシムルコト
尙農家出身工鑛業勞務者ト雖モ一時歸農ヲ爲サザルモノニ付テハ集團勤勞奉仕班ニ參加セシムルコト

二 農家出身工鑛業勞務者ノ一時歸農ハ概ネ左記ニ依ルコト

(1) 市町村農會ハ當該市町村ニ於ケル農繁期勞力調整計畫ニ照シ増産確保上特ニ一時歸農ヲ必要トスルトキハ最少限度ノ農家ニ付歸農希望調査ヲ作成シ道府縣ニ提出スルコト

(2) 歸農期間ニ付テハ最農繁期中十日以内ヲ標準トスルコト

(3) 道府縣並關係職業紹介所ハ右ノ希望調査ニ基キ工鑛業ノ事情ヲ考慮シ適當ト認ムル工場鑛山等ニ對シ一時歸農ニ關スル奨勵斡旋ヲ爲スコト
尙歸農者決定ノ上ハ速ニ關係農會ヘ通知スルコト

(4) 歸農期間中ハ缺勤トシテ取扱ハザルモノトシ又工場鑛山ニ對シテハ成ルベク歸農者ノ旅費ノ半額程度ヲ支給スル様勸奨スルコト

(5) 市町村農會ハ歸農者ノ指導ノ責ニ任ジ以テ歸農者ヲシテ休勞ニ終ラシメズ必ズ農作業ニ專念セシムルト共ニ歸農豫定期間終了ノ上ハ速ニ從前ノ工場鑛山ニ復歸セシムル様特ニ留意スルコト

(6) 場合ニ依リ同一地方出身工鑛業勞務者中適當ナルモノヲ選抜シ班ヲ組織シテ集團的ニ歸農セシムル等有效ナル措置ヲ講ズルコト

三 工鑛業勞務者集團勤勞奉仕作業ハ概ネ左記ニ依ルコト

(1) 道府縣ハ管下市町村中勞力不足甚シク農繁期ニ於ケル適期農作業ニ支障ヲ及ボス惧アル市町村ヲ選定スルコト

(2) 右ノ市町村ニ付テハ關係農會ハ農繁期勞力調整計畫ニ照シ特ニ工鑛業勞務者ノ勤勞奉仕ヲ必要トスルトキハ其ノ最少限度ノ請入計畫ヲ樹立シ道府縣ニ提出スルコト

(3) 右ノ市町村ニ對スル勤勞奉仕ヲ爲ス工場鑛山等ニ付テハ道府縣及職業紹介所ハ當該市町村ノ農業ニ協力スルニ最モ適切ナル條件ヲ具備スルト認メラルル工場鑛山等(當該農村所在地方ノ工場鑛山等)ヲ選定スルコト

(4) 職業紹介所ハ右ノ工場鑛山ヲシテ勤勞奉仕班ノ組織計畫ノ樹立ヲ斡旋指導シ其ノ計畫書ヲ道府縣ニ提出セシムルコト

(5) 道府縣ハ職業紹介所、道府縣農會等ト協議ノ上町村ノ請入計畫書ト工場鑛山ノ勤勞奉仕班組織計畫トヲ勘案整備シテ集團勤勞作業計畫ヲ決定シ關係農會及工場鑛山ニ通知スルコト

(6) 奉仕班ノ編成活動費(交通費等)ハ成ルベク工場鑛山側ノ負擔トスル様勸奨スルコト

(7) 奉仕班ノ請入計畫樹立ニ付テハ特ニ左記ニ留意スルコト

(イ) 作業ハ奉仕班ノ作業ニ適スルモノニシテ成ルベク集團的作業ヲナシ得ルモノヲ選ブコト

(ロ) 作業ハ食糧農作物増産ニ關スル農作業ヲ選ブコト

(ハ) 作業ハ成ル可ク部落ノ共同作業計畫中ニ織
込マシムルコト

(ニ) 班員ノ作業用農具ハ請入市町村農會ニ於テ
準備スルコト

(ホ) 班員ヲ各戸ニ配屬セシムルトキハ應召入營
家庭、遺家族、傷痍軍人家庭ヲ優先的ニ認ムル
コト

(8) 奉仕班員ニ對シテハ請入町村農會ニ於テ作業上
ノ注意事項ヲ懇切ニ指示スルト共ニ作業中ニモ絶
エズ指導スル等必要ナル措置ヲ講ズルコト

四 本施設實施ニ當リテハ左記ニ留意スルコト

(1) 關係部課關係職業紹介所及關係農會ハ緊密ナル
聯絡ニ依リ圓滑ナル遂行ヲ期スルコト

(2) 二以上ノ道府縣ノ地域ニ互ルトキハ關係道府縣

農林省の昭和十五年稻作付段別並に八月十五日現在
の水稻作況は九月六日付官報を以て發表されたが、そ
の内昭和十五年稻作付段別の數字を掲ぐれば次の如く
である。

昭和十五年稻作付段別

道	支	前年作付段別に比し増減(△は減)			
		總數	水	稻	陸
總數		三、六九六、四四四	三、〇一八、九〇二	一、五〇六、九四二	一、五〇九、九六〇
北海道		一、二七九、三六六	一、〇二九、九六六	四〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇
東北區		七〇〇、二八五	七〇〇、二八五	二九九	三、八〇一
青森		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
岩手		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
宮城		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
秋田		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
山形		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
福島		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
關東區		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
茨城		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
栃木		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
群馬		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
埼玉		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
千葉		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
東京		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
神奈川		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
北陸區		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
石川		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
福井		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
山梨		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
長野		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
岐阜		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
愛知		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
三重		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
滋賀		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
京都		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
大阪		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
兵庫		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
奈良		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
和歌山		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
徳島		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
香川		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
高松		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
愛媛		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
高知		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
福岡		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
佐賀		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
熊本		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
大分		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
宮崎		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一
鹿児島		三、二八五	三、二八五	二九九	三、八〇一

農林省の昭和十五年稻作付段別調の發表

農林省の昭和十五年稻作付段別並に八月十五日現在
の水稻作況は九月六日付官報を以て發表されたが、そ
の内昭和十五年稻作付段別の數字を掲ぐれば次の如く
である。

和歌山	二八四七一	二八四六一	七〇△	三〇五△	三三二△	五一	九州區	高知	三三九九九	三三六四	三〇五△	三三三△	四九〇△	四〇五△
鳥取	三三六五六	三三七七八	三六七八	二六七	四四七△	一七〇	福岡	福岡	一〇四八七四	一〇三三三	一〇三三三	一〇三三三	一〇三三三	一〇三三三
島根	三三六七〇	三三九六四	二二〇六	二二六六	八〇三	八〇三	佐賀	佐賀	五八三九九	五七九九九	五七九九九	五七九九九	五七九九九	五七九九九
岡山	三三六八八	三三七六六	五〇三	一九九〇	二〇四七△	四四七	長崎	長崎	二九三七一	二九三七一	二九三七一	二九三七一	二九三七一	二九三七一
廣島	三三九〇二	三三九〇四	五〇八	二二五五	二四九〇	二六五	熊本	熊本	八二七七五	八二七七五	八二七七五	八二七七五	八二七七五	八二七七五
山口	三三九〇三	三三九〇三	四〇〇	六三〇五	六三〇五	一九三	大分	大分	五八四九七	五八四九七	五八四九七	五八四九七	五八四九七	五八四九七
四國區							宮崎	宮崎	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三
徳島	三三九〇六	三三九〇二	三九四	三三一	三三三△	四二	鹿兒島	鹿兒島	八〇九九〇	八〇九九〇	八〇九九〇	八〇九九〇	八〇九九〇	八〇九九〇
香川	三三九〇六	三三九〇八	一八八	一〇九六	一〇八三〇△	二四	沖繩	沖繩	六四九九	六四九九	六四九九	六四九九	六四九九	六四九九
愛媛	三三九〇六	三三九〇八	六四六	四九二	四八八	三一								

南洋廳の南洋群島現住戸口調

南洋廳長官官房調査課の集計になる昭和十四年六月末日現在の南洋群島現住戸口調中の主要数字を掲ぐれば以下の如くである。

總戸數	二八、七七〇	外國人	一、二五	朝鮮人	一、二五	臺灣人	一	島民	一
邦人	一九、一一三	總數	一、二五	總數	一、二五	總數	一	總數	一
島民	九六〇六	主要島別人口							
外國人	五一	サイパン島	二六、一九三	男	一四、一八七	女	一一、〇〇五	アラカベサン島	一、八九七
人口		テナアン島	一五、六二五		八、九九一		六、六三四	マラカル島	二、九四一
		ロタ島	五、一九六		二、八〇四		二、三九二	ペリリュウ島	二、六一九
		パカソ島	二、八七		二、三三		七四	アングウル島	二、一九七
		ヤップ本島	四、六〇三		二、五五六		二、〇三七	春島	二、五三四
		バベルダオブ島	六、五五一		三、七二一		二、八三〇	夏島	二、九二一
		コロール島	九、一二二		五、三四七		三、七六五	秋島	一、七六三
								冬島	一、〇六六
								月曜島	四九二
								火曜島	四九七
								水曜島	二、四三八
								金曜島	四三三
								ポナベ島	一、〇七二
								クサイ島	一、五五四
								ヤルフト島	一、七八三
									サイパン島

主要島別・内地人及島民別人口(男女計)

總數	七三、三二一	内地人	七三、三二一	テヤモロ	四三、七三六	カナカ族	二九、四八三
邦人	二五、三〇二	テヤモロ	二五、三〇二	カナカ族	七〇、七七三		五四、五二九
内地人	七二、〇〇五	テヤモロ	七二、〇〇五	カナカ族	四三、八四二		二九、一六三

テニアン島	一五、五七三	一	六
ロタ島	四、三七八	七四〇	三
バカソ島	一八五	三九	六二
ヤツブ本島	九三二	三〇九	三、二四三
バベルダオ島	二、八四二	九四	三、四三三
コロール島	七、九八二	—	一、〇七〇
アラカベサン島	一、三三〇	一一	三三八
マラカル島	二、八一五	—	一八
ペリリユウ島	一、八三一	—	七八七
アンガウル島	一、三一八	一〇八	七五七
春島	一六四	—	二、三六四
夏島	一、五六三	—	一、三三一
秋島	四四四	—	一、二九三
冬島	八四	—	九八〇
月曜島	八	—	四八〇
火曜島	三〇一	—	一九六
水曜島	六六八	—	一、七六一
金曜島	一三	—	四三九
ポナベ島	四、八七五	八九	五、六八三
クサイ島	一九三	二	一、三五三
ヤルト島	四五九	—	一、三二〇

大阪府下工場勞務者の疾病狀態調査

大阪府工場課の調査になる大阪府下工場勞務者の疾病狀態調査の結果は左の如く、事變の進展に伴ひ憂慮すべき漸増の傾向を示してゐる。(職工五十人以上使用の工場に對する調査。)

肺結核及結核性病患病率

(三月以上休業したる者千人に對し)

染織工業	男 二・一	女 一・一
機械及器具工業	男 二・七	女 一・四
化學工業	男 二・〇	女 一・九
飲食物工業	男 二・一	女 —
雜工業	男 三・八	女 〇・九
特別工業	男 九・四	女 —
脚氣病臥率	(三月以上休業したる者千人に對し)	
染織工業	男 二・九	女 二・七
機械及器具工業	男 六・九	女 四・九
化學工業	男 三・五	女 四・六
飲食物工業	男 —	女 四・一
雜工業	男 一・七	女 四・九
特別工業	男 三・八	女 —

尙、從來女子勞務者に於て結核性疾患がつきもの様に考へられてゐた紡織工業は、本調査の示す所によると化學工業、機械及器具工業に較べて寧ろ低率にあることが示され、また脚氣病臥率は男女を通じて機械及器具工業が最高であることが注目される。

**財團法人人口問題研究會紀元二千六百
年記念第四回人口問題全國協議會計畫
概要の發表**

財團法人人口問題研究會に於ては豫ねて來る十一月紀元二千六百年記念第四回人口問題全國協議會開催の準備を進めてゐるが、此の程左の如き計畫概要を決定して發表した。

**紀元二千六百年記念第四回人口問題
全國協議會計畫概要**

一 趣 旨 光輝ある紀元二千六百年鑿國の理想を顯現し大東亞新秩序建設の現段階に當り國防國家の根基たる人口に關する諸問題の解決は蓋し喫緊の要務と謂ふべし

茲に紀元二千六百年記念第四回人口問題全國協議會を開催し廣く衆智を聚め討議研鑽を竭し以て國策の根幹に資せん

二 場 所 東京市神田區一ツ橋通一丁目一番地一橋講堂及如水會館

三 日 時 昭和十五年十一月十四日(木) 十五日(金)

四 研究報告 左の如く五部門に分ち二日間に互りて研究報告會を開催す

第一部 人口問題に關する一般的研究
人口統計に關する一般的研究、人口理論に關する一般的研究、人口政策に關する一般的研究、人口一特に我が國人口の歴史的並に地理的研究、戰爭の人口現象に及ぼす影響に關する研究、世界各國に於ける戰時及戰後及人口對策に關する研究、民族政策に關する基本的研究、其の他民族及人種に關する一般的研究等

第二部 東亞諸民族に關する研究
諸外國並に外地に於ける日本民族の人口狀態及其の活動に關する研究——特に滿支及南洋に於ける日

本民族に關する研究、日本民族の發展策—特に其の移住適性に關する研究、日本民族の内外地間人口移動に關する研究、日本民族と大陸並に外地諸民族との接觸混血に關する研究、大陸並に外地諸民族及人種に關する研究、南方諸民族及人種に關する研究、我が國移殖民政政策に關する研究、滿洲移民に關する研究等

第三部 人口問題より見たる國土計畫に關する研究

世界各國の國土計畫に關する研究、都鄙の適正なる人口配分に關する研究、人口の都鄙交流に關する研究、分村に關する研究、都市及農村人口に關する研究、工業並に商業に於ける勞働力需給に關する研究、工業立地と人口再分布に關する研究、特定産業經營體に於ける勞働力再編成に關する研究等

第四部 人口増加及國民資質向上に關する研究

人口増殖政策に關する研究、婚姻獎勵對策に關する研究、出生増加策に關する研究、死亡減少策—特に乳幼児死亡並に生産年齢人口の死亡に關する研究、母性及乳幼児保護に關する研究、産業の發展に依る勞働強化に伴ふ災害或は勞働青少年及婦人の體力に及ぼす影響並に其の保護對策に關する研究、榮養問題に關する研究、結核、癩、性病、精神病、風土病及酒害に關する研究、異常兒童—低格並に精神薄弱兒に關する研究、其の他國民體力及資質向上に關する研究等

第五部 人口問題より見たる國民生活の動向に關する研究

中小商工業の歸趨に關する研究、轉失業—特に不急産業に於ける轉失業人口の再配分に關する研究、

犯罪—特に年少者犯罪に關する研究、軍人遺家族並に傷痍軍人の問題に關する研究、其の他支那事變の國民生活に及ぼしたる影響に關する研究、住宅政策に關する研究、物價對策に關する研究、生活規正に關する研究、生活必需品配給對策に關する研究、各種事業上の購買會に關する研究、國民生活安定に關する政策の研究等

備考 右各部門に於て提示したる研究事項は特に

重要なる問題を例記したるに止まる

五 協議事項 政府諮問事項(未定)

六 參會者懇談會

中央農林協議會の國土計畫基本要綱

中央農林協議會に於ては高度國防國家を建設して民族永遠の繁榮を圖るため東亞共榮圈の確立を目標として日、滿、蒙、支等を通ずる國土計畫に就て研究中であつたが、昭和十五年八月二十六日理事會に於て左の如き「國土計畫基本要綱」の決定を見、右計畫の至大重要性に鑑み之を關係各大臣宛に提出、其の速かなる實現を期せられ度き旨陳情した。その「國土計畫基本要綱」の全文を掲ぐれば次の如くである。

國土計畫基本要綱

一、方針

- (1) 大東亞共榮圈の建設を目標として日、滿、蒙、支等を通ずる國土計畫を確立すること
- (2) 國土計畫は良質の人口を最も多數包容し之が伸展を圖るを以て中核目標とすること
- (3) 右目標を達成するため人口の配分、國土資源の

開發を有機的、統合的に行ひ、且つ國防の強化、産業經濟の發展、文化の向上を圖るものとす。之が實行に當りては相互間の摩擦、相剋を排除して調和的、能率的實現を期すること

二、要綱

- (1) 日、滿、蒙、支等を通じ適當の單位に分つこと
- (2) 國土計畫の中心を日本とし他の單位は之に呼應して計畫を樹立實行すること
- (3) 國土計畫の樹立、實行に關し、日、滿、蒙、支等を通ずる中樞機關及び單位別中央機關を設置すること
- (4) 右中樞機關に調査、研究機關を設くること
- (5) 國土計畫の樹立、實行に適合するやう行政區劃を編成替すること
- (6) 國土計畫の實行に必要な資金並に物資計畫を樹立すると共に金融機關を整備改善すること
- (7) 立地計畫の樹立に當りては國土の開發、改良、保全並に人口の健全なる配置を根幹とすること

獨逸統計局の世界人口集計

獨逸統計局では各國最近の調査資料を基として一九三八年現在の世界人口の集計を行ひ、その結果を *Wirtschaft u. Statistik 1940 Nr. 10* に發表してゐるが、南極を除く世界人口の總計は約二十一億六千九百萬と

算定されてゐる。尤も今日も猶ほ世界總人口數は多くの推定を交へざるを得ざる状態にあり、況んや現在人口を前時代の其れと比較して其の増勢を見ようとする場合など推定に俟つところはよく著しい。多くの文明國の國勢調査は前世紀の中頃より漸く初められたものであり、而かもその方法は必ずしも最初より現今の如く完備されたものではなかつたわけである。一八〇〇年以降の世界人口として獨逸統計局の算定する所は別掲第一表の如くで、十九世紀初頭以來世界人口は實に二倍半となつてをり、最近の百年間に約二倍となつた勘定になつてゐる。

尚、右表によつて見ると歐羅巴の人口増加はその工業化と都市集中とによつて一九一〇年までは歐洲外の人口増加速度を抜いてゐて、一八〇〇年に世界人口の二・四%を占めてゐた歐羅巴は一九一〇年には二六・五%を占めるに到つてをり、この間歐洲外人口が一・九倍になつた間に歐羅巴は二・四倍となつたことになつてゐるが、一九一〇年を境として人口増加速度は逆となり其の後の歐洲外人口が今日までに三三・二%増加したのに對し歐羅巴は一八・八%しか増えてゐないことになつてゐる。

又、年平均の増加率を長期間に亘つて見ると大體年平均一%となつてゐるが、詳細は次表の如くで、前世界大戰後の一時的上昇の後、世界經濟恐慌以來は低落

傾向を示し、特に歐羅巴では〇・六%に落ちてゐるのが注意を惹く。

世界人口の年平均増加

第一表 一八〇〇年以降の世界人口		世界人口の年平均増加	
年	世界人口 (百万)	世界人口の年平均増加 (%)	歐洲外人口の年平均増加 (%)
一八〇〇	八三六	〇・八三	〇・七六
一九〇〇	一八七(三・四%)	〇・四九	〇・六五
一九一〇	一八七(三・四%)	一・二八	一・三〇
一九二〇	一八七(三・四%)	〇・九一	一・〇二
一九三〇	一八七(三・四%)	〇・五八	一・〇二
一九四〇	一八七(三・四%)	〇・五八	一・〇二
一九五〇	一八七(三・四%)	〇・五八	一・〇二
一九六〇	一八七(三・四%)	〇・五八	一・〇二
一九七〇	一八七(三・四%)	〇・五八	一・〇二
一九八〇	一八七(三・四%)	〇・五八	一・〇二
一九九〇	一八七(三・四%)	〇・五八	一・〇二
二〇〇〇	一八七(三・四%)	〇・五八	一・〇二

又、世界人口を大陸別に見ると別掲第二表の如くで、歐羅巴は前世界大戰と其後のいよく深刻化する出産減退の爲めに世界總人口に對する其の人口比率をますます減減してきて今や辛うじて四分の一を占めるに過ぎないが、之に對し亞細亞は世界總人口の半數以上を擔つてをり、また兩米大陸は優に世界總人口の八分の一を受け持つに到つてゐる。尤も人口密度に於ては歐羅巴は斷然首位で歐亞を除く他大陸の平均一方キロ當り五・四人に對し歐羅巴は其の九倍、亞細亞は五倍の密度をもつてゐることになつてゐる。

最後に世界の大陸及び大植民地領有國の面積、人口及び人口密度は別掲の如くで、面積、人口ともに世界の首位に立つ英帝國は世界陸地の四分の一を領有し(南極を除く)、濠洲と南太平洋諸島を完全に其の支配下に置き、アフリカでは三分の一近くの土地と殆んど五分の二に及ぶ人口とを收め、更にアジアに於ては面積の一三・四%、人口の三三・九%、南アジアの豊庫をもつてゐる。而かも其の本國は面積僅かに歐洲の二・八%、人口九・六%に過ぎぬ。面積で英ソに繼ぐフランスは世界陸地の十分の一を占めてゐるが、その人口は二十分の一で第五位に立つてゐる。尚、右英佛を合せると世界陸地の五分の二、世界人口の十分の三、其の支配下にあることとなる。人口で世界第二位にあるのは支那で、日支事變前に邊境地域を除き四億二千七百萬、世界人口の五分の一、アジア全人口の三分の一を擁してをり、第三位のソ聯邦はフィンランドに於ける新領地と支那に於ける勢力圏を除いても世界陸地の六分の一、世界人口の十二分の一近くを蔽つてゐる。第四位は北米合衆國で母國だけで米洲總人口の殆んど二分の一を擔つてゐるが、之に對し獨逸は一九三九年五月十七日現在で人口六千八百五十萬、人口密度は一方キロ當り一四六人、人口數に於て世界の第八位、世界人口の三・二%だつたが、面積に於ては第二十九位(世界陸地の〇・三%)、ボヘミア・モラビヤの新保護領までも加へても第二十五位となるに過ぎない。(人口では第七位となる。)いひ換へれば現在の獨逸は歐洲内ではソ聯(歐露)に繼ぐ人口を抱き乍ら、人口密度に於ては世界の大陸中日本と並んで其の土地の狹隘に苦惱してゐることになる。

第二表 大陸別人口と其の密度

大陸	面積 (百万方料)	人口 (百万)	百分比 (%)	密度 (一方料)
一 九 三 〇	二,〇一三	五〇六(二五・一%)	一五・〇七(七四・九%)	
一 九 三 五	二,〇八一	五二〇(二五・〇%)	一五・六一(七五・〇%)	
一 九 三 八	二,一六九	五三〇(二四・四%)	一、六三九(七五・六%)	

第三表 世界列強並大植民地領有國の面積及人口

國名	面積 (千方料)	人口 (百万)	百分比 (%)	密度 (一方料)
世界總計	一、三四、七九三	一、〇〇、〇	二、一六七	一、六一
獨逸 (1)	六八一	〇・五	九・〇	四・六
外に、ボヘミア及モラヴィア兩保護領	四九	〇・〇	七	〇・三
計	七三〇	〇・五	九・七	四・五
委任統治下の諸國總領 (2)	二、六八五	二・〇	一・五	五・五
英國 (3)	三、四、九三七	二・五九	五・三〇	二・四・四
大ブリテン及北アイルランド	二、四四	〇・二	四・七	二・二
領地 (4)	三、四、六九三	二・五七	四・八三	一・九四六
伊太利	三、八二五	二・八	五・九	一・三・九
母國	三、一〇	〇・二	四・五	一・五・三
領地	三、五一五	二・六	四・四	一・四・三・二
佛蘭西 (5)	二、二六六	九・四	一・二四	五・三

國名	面積 (百万方料)	人口 (百万)	百分比 (%)	密度 (一方料)
歐羅巴	一、二・四	五三〇	二四・四	四六・四
アジア	四一・七	一、一九〇	五五・〇	二八・六
アフリカ	三〇・三	一六一	一六・一	五・三
アメリカ	四二・八	二七六	二七・六	六・四
太平洋及南洋諸島	八・六	一一	一・一	一・三
計	一、三四・八	二、一六九	二一・六九	一・六一

國名	面積 (千方料)	人口 (百万)	百分比 (%)	密度 (一方料)
西 領 母 國	五五一	〇・四	四・二	一・九
西 領 母 國	二、一一五	九・〇	七・二	三・四
西 領 母 國	八三九	〇・六	二・六	三・〇
和 領 母 國	五〇五	〇・四	二・五	四・九・五
和 領 母 國	三三四	〇・二	一・二	三・〇
和 領 母 國	二、〇八一	一・五	七・七	三・六・八
白 領 母 國	三三	〇・〇	九	三・五
白 領 母 國	二、〇四六	一・五	六・八	二・五・二・〇
白 領 母 國	二、四二二	一・八	六・八	三・三・一
葡 領 母 國	三三	〇・〇	二・三	三・三・一
葡 領 母 國	二、三九一	一・八	一・五	三・三・一
葡 領 母 國	二、一七四	一・六	一・八	二・七・五・二
葡 領 母 國	九二	〇・一	八	六・二
葡 領 母 國	二、〇八二	一・五	一・八	八・二
葡 領 母 國	二、二一九	一・六	一・〇	八・三
葡 領 母 國	四三	〇・〇	四	四・九
葡 領 母 國	二、一七六	一・六	〇	一・七
葡 領 母 國	二、一三七	一・五九	〇	八・八・四
葡 領 母 國	一、〇三六	七・七	一・八三	八・六
葡 領 母 國	六八一	〇・五	四・三	八・六
葡 領 母 國	二九八	〇・二	一・〇	四・七
葡 領 母 國	三・八三	〇・三	七・二	四・七
葡 領 母 國	九、六八二	七・二	三・三	一・八・八・八
葡 領 母 國	七、八三九	五・八	一・四九	九・九・二
葡 領 母 國	一、八四三	一・四	一・三〇	一・五・三
葡 領 母 國	八、五一	六・三	一・九	一・六・六
葡 領 母 國	六三	四・四	〇・九	一・〇・〇
葡 領 母 國	八、五一	六・三	二・〇	一・〇・〇

(註) 南極地方を除く、同地方の面積は約一千萬方キロ、内五百萬方キロは英領、卅四萬方キロは佛領。
 (1) 新附の東部地方にオイベン、コルメデーイ及モレスネーを含む。(2) フランス委任統治領カメルーンより分離されたる部分を含みます。(3) 委任統治領を含む。(4) 英埃共同統治のスターダンを含む。
 (5) 英佛共同統治の新ヘブライズ群島を含む。(6) 波蘭の勢力範圍地を含み、芬蘭に於ける新領土を除く。(7) オイベン、マルメデーイ及モレスネーを含む。

獨逸統計局の將來人口推定

將來人口の推定は例へば種々の産業部門が今後それぞれ必要とする將來の人口數を算定するなど廣く經濟政策乃至は勞務動員計畫の上より必要缺くべからざるものであるばかりでなく、教育制度や國防計畫に關する基礎資料としても不可缺のものであるが、また人口統計的研究の補助手段としても極めて重要な意義をもつてゐる。特に國民に對して人口政策の必要を自覺させる一手段としての意義も亦決して輕くない。ナチス政權樹立以前一九三〇年に獨逸統計局によつて行はれた最後の將來人口推定も當時の出産減退の國民的危險を解明することを目的として企てられたもので、死亡率を一九二四—二六年の生命表に採り、一九二七年の妊孕率を基として出生率は爾後更に之より猶ほ二五%低下するとの假定の下に行はれたものである。併しナチス人口政策の成功は一九三四年以降の出産回復によつて右の假定を既に無用のものとして了つた。獨逸統計局がナチス治下の人口現象の稍安定化し恒常化するに及んで一九三七年再び新しい假定の下に將來人口の計算を試みたのもそのためで、兼ねてナチス治下の顯著な出産回復もなほ國家的最小必要量を充足するに足らざる所以を國民に自覺せしむることを目的として行はれたものである。

第一假定による計算

この推定計算は死亡率を一九三二—三四年の生命表に採り、たゞ乳兒死亡率のみは今後更に(出生數の)四%にまで低下するものとし、出産關係に就ては一九三

六年の妊孕年齡女子の妊孕率を採つて之を今後不變のものとし、特に一九三三年以來採用されてゐた新しい妊孕率統計の主旨に隨つて單に母親の年齢のみならず其の結婚年數をも考慮せる集計結果を適用してゐる。前大戰に於ける莫大な男子人口の喪失、大戰中の

出産停止、戦後恐慌期中の婚姻減、更に三四年以降の其の再度の婚姻増加、特に今後に期待される女子人口過剩の停止による婚姻可能性の改善等一聯の獨逸特有の諸事情はかかる特殊の妊孕率統計法を採用するを必要とするといふのが獨逸統計局の意見である。又この最後の事情は今後の婚姻率の増大と特に早婚の可能とを期待せしむるに足るとの理由で本推定計算では一九一九年生れの女子が三〇歳となるとき其の婚姻狀況は營て正常な人口形態を示してゐた前大戰前の一九一〇年に對して其の獨身者比率を尙一〇%だけ低下するとの假定を立ててゐる。尙、舊オーストリーに就ては其の死亡率は一九三二—三四年の獨逸の其れに、又その出生率は一九三三年以降の獨逸の其れに一致するに至るとの假定の下に計算されてをり、ズデーテン獨逸地方は本計算から除外されてゐる。また移出人口に就ては婚姻、出生及び死亡率の變動による諸結果を解明せんとする本推定の立て前よりして考慮の外に置かれてゐる。

右推定の結果は、本計算の假定に置かれてゐる一九三六年の出産狀況が既に人口の現状維持に不充分で、三六年の妊孕率を以てしては出生不足は要出生數の九・六%となつてゐるので、前大戰時及び戦後生れの過小人口が婚姻年齢に入るに従ひ本推定計算の結果が

依然として出生不足を告げるのは當然で、たゞ本計算の假定する婚姻率の向上と乳兒死亡率の改善とにより(要出生數の)九・六%の出生不足が七・五%の不足にまで改善される結果になつてゐる。

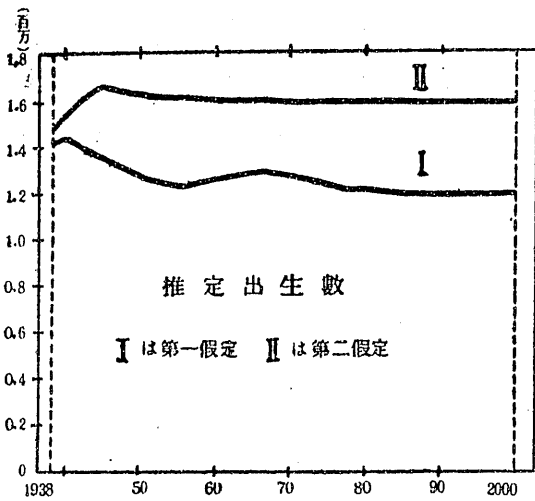
尙その出生數の増減狀況の概勢をみると、右婚姻率の増大、乳兒死亡率の改善、更に舊オーストリーの出生回復等の假定の結果、出生數は一九三九年に一、三八八、〇〇〇にまで一時的の向上を示して後、以後毎年平均一二、六〇〇の割で低下し一九五五年に一、一八七、〇〇〇を以てその底を衝く。之より以後は三三年生まれの人口が婚姻年齢に入り來るに従ひ一時的の増加を見、一九六五—六六年に一、二三四、〇〇〇を以て最後の頂點を示すことになるが、併し前記の最低出生數との差は僅かに四七、〇〇〇に過ぎない。尙この最後の増勢によつて前大戰の影響による變則的な年齢構成状態は大體に於て調整されることになるが、之以後は假定による過小の妊孕率が主因となつて出生數は緩漫にだが併し不斷に低下してゆき、二〇〇〇年には約一、一六〇、〇〇〇、一九三七年の出生數(一、三六一、〇〇〇)に較べて二十萬も少いこととなる。

併し本推定計算の翌年一九三八年の實際の出生數(オーストリー及びズデーテン獨逸地方を除く)は主として妊孕率の向上、一部は婚姻率の増大により本推定計算の同年度數字よりも約五萬の超過を示してをり、九・六%の出生不足、本推定計算の假定を許せば七・五%の出生不足を消去し得る希望を與へるに到つた。獨逸統計局が一九三八年の出生實數を出發點として再び新らたなる假定の下に第二回の推定計算を試みるに到つた所以である。

第二の假定による計算

前推定計算によると婚姻率、乳兒死亡率等に關する好都合な假定の下に於ても出生不足は要出生數の七・五%、いひ換へれば千人の妊孕年齢女子は將來妊孕年齢に達し得る女兒を九百二十五人しか生まない勘定になる。隨つて國民經濟上竝に國防上最も重要な十五歳—四十五歳の生産年齢人口の減退は明らかで一九三八年頭初を生産年齢人口三千七百五十萬(舊オーストリー及ズデーテン獨逸地方を含む領土内)は今世紀末には三千三百八十萬へ萎縮して了ふことになる。

そこで第二回目の推定計算に於ては軍事上の考慮を中心に取り上げ、二十歳男子の數を其の必需量に保



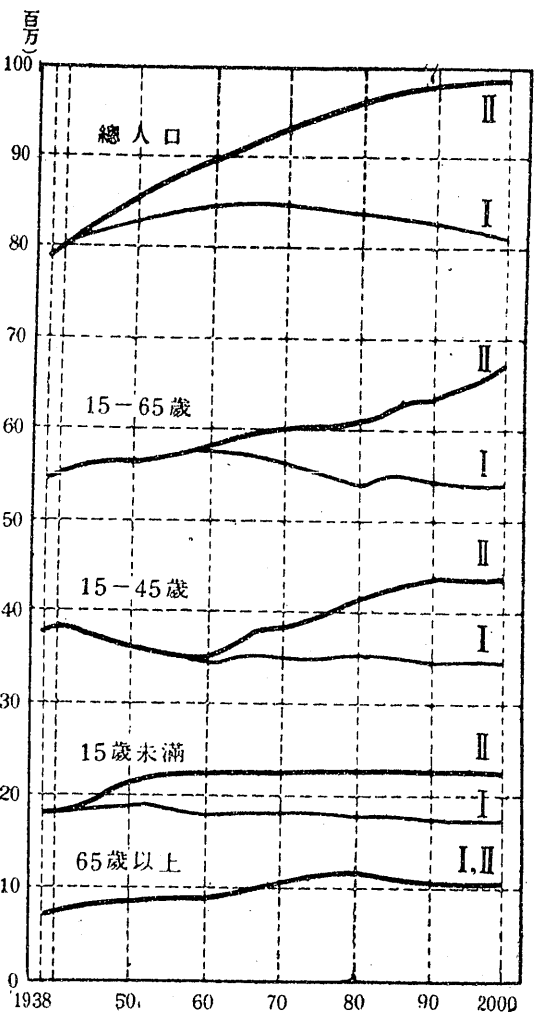
持せんが爲めには毎年の出生數竝に女子の妊孕率は幾何なるを要するかを説明することを目的として企てられた。即前大戰前一九一〇年生れの男子が一九三〇年

初めに現存せる二十歳男子としての總數は(舊オーストリー及びズデーテン獨逸地方をも含む領土内に於て)七五五、〇〇〇人であつたが、この二十歳男子數を維持する爲には一九三八年現在の乳兒死亡率(出生數の六・四%)に於ては年一、六四九、〇〇〇の出生(男女計)が必要で、若し一九五三年までに乳兒死亡率が四・〇%にまで低下するとの假定の場合は一九五三年には一、六〇三、〇〇〇の出生を必要とする勘定になる。そこで最後の目標をこの一九五三年に百六十萬三千の出生數を確保するといふ點に置き、且つ一九四三年以降に毎年七十五萬五千の二十歳男子を確保する爲めには

持せんが爲めには毎年の出生數竝に女子の妊孕率は幾何なるを要するかを説明することを目的として企てられた。即前大戰前一九一〇年生れの男子が一九三〇年初めに現存せる二十歳男子としての總數は(舊オーストリー及びズデーテン獨逸地方をも含む領土内に於て)七五五、〇〇〇人であつたが、この二十歳男子數を維持する爲には一九三八年現在の乳兒死亡率(出生數の六・四%)に於ては年一、六四九、〇〇〇の出生(男女計)が必要で、若し一九五三年までに乳兒死亡率が四・〇%にまで低下するとの假定の場合は一九五三年には一、六〇三、〇〇〇の出生を必要とする勘定になる。そこで最後の目標をこの一九五三年に百六十萬三千の出生數を確保するといふ點に置き、且つ一九四三年以降に毎年七十五萬五千の二十歳男子を確保する爲めには

如何なる毎年の要出生數と竝に妊孕率の向上を必要とするかを算出せんとするのが第二回の推定計算の目的で、計算の基礎に置かれた諸假定は第一回の場合と全く同じく、たゞ本計算は一九三八年の出生實數(一部推定)より出發してゐるだけの相違である。尙、前には除外されたズデーテン獨逸地方も加入され、その年齢別、性別及び婚姻關係等は資料不足のため舊オーストリーと同じものとして計算されてゐる。

その計算結果は別掲の如くで、一九五三年に於ける妊孕率の要向上率は一九三六年に對し二七・四%に及ぶことになる。なほ同年以後も妊孕率が一九五三年と同じ状態を續けて行くとすると毎年の出生數は本計算の前提する要出生數を更に超過してゆくことになるが、之は本計算の範圍外のことである。



(備考) 比較の便宜上第一假定による推定結果にズデーテン獨逸地方を加算

第二假定による將來人口の推定計算

年次	乳兒死亡率	要出生數	推定出生數	一九三六年度の 妊孕率による 推定出生數	一九三六年度の 妊孕率に對する 要向上率 (百分比)*
一九三八	(出生百に對) 六・四〇	一、六四九	一、四八〇	一、四二四	三・九*
一九三九	六・二二	一、六四五	一、五四三	一、四四三	六・九
一九四〇	六・〇三	一、六四一	一、五八八	一、四四五	九・九
一九四一	五・八三	一、六三七	一、六〇〇	一、四一八	一二・九
一九四二	五・六三	一、六三四	一、六一三	一、三九三	一五・九
一九四三	五・四三	一、六三〇	一、六三〇	一、三六九	一九・〇
一九四四	五・二六	一、六二六	一、六二六	一、三五三	二〇・二
一九四五	五・〇八	一、六二三	一、六二三	一、三三九	二一・二
一九四六	四・九二	一、六一〇	一、六一〇	一、三二五	二二・二
一九四七	四・七六	一、六一七	一、六一七	一、三一六	二二・九
一九四八	四・六一	一、六一四	一、六一四	一、三〇六	二三・六
一九四九	四・四六	一、六一一	一、六一一	一、二九七	二四・二
一九五〇	四・三二	一、六〇九	一、六〇九	一、二八八	二四・九
一九五一	四・一八	一、六〇六	一、六〇六	一、二七七	二五・七
一九五二	四・〇四	一、六〇三	一、六〇三	一、二六七	二六・六
一九五三	四・〇〇	一、六〇三	一、六〇三	一、二五八	二七・四

*一九三六年に對する此の向上率は實數なり。

一九三九年の出生過不足

尚、一九三九年の出生數が右第二假定の要求する國家的必需量を充足してゐるか如何かに就ては本誌前前號の章報記事「一九三九年獨逸の婚姻、出生及死亡統計の發表」中にも載つてゐる如くで、本推定の第二假定による要出生數(舊領内、舊澳太利及びビズデーノ獨逸地方)は一、六四五(千)、推定出生數は一、五四

三(千)、之に對し三九年度の出生實數は(右同地域内で)一、六二一、〇三六人、即ち要出生數にこそ到らないが既に推定出生數を超えるの好成绩を示してゐる。(一九三〇年の推定計算に就ては Statistik des deutschen Reichs, Band 40 I II Teil Anhang, "Ausblick auf die zukünftige Bevölkerungsentwicklung im Deutschen Reich." 本推定計算の第一假定部分については Wirtschaft u. Statistik 1938 Nr. 23 "Die voraussichtliche

Bevölkerungsentwicklung im Deutschen Reich." 第二假定部分に就ては同じく Wirtschaft und Statistik 1939 Nr. 6 を参照)

獨逸に於ける結婚貸付金申込者の健康診断成績

一九三九年上半年(一九三九年一月一日より六月三十日に至る)に於て總計三四一、七二八人の結婚貸付金申込者が衛生官吏の健康診断を受け、内八、一三八人(二・三五%)が健康或は遺傳生物學的的理由に據り不合格となつた。一九三八年度に於て衛生官吏の結婚有效證明書の下附を拒絶された者は申込者總數の一・六七%であるが之に比すると今回は約其の半ばの増率である。此の不合格者増率の原因は結婚貸付金申込者の健康診断を行ふ者に對する新指針の適用にある。新指針によると就中生殖能力の如何を特に注意せねばならぬ事になつてゐる。又遺傳性疾患の素因の存在する場合結婚貸付金授與の上申を行ひ得るや否やの問題は血族の全遺傳價值によつて判断しなければならぬ。近親(兩親、同胞、或は子供)に遺傳病子孫防止法(斷種法)の意義に於ける遺傳病患者が一名でも存在する時は、貸付金授與の上申を行ふ事は出来ない。特に此の二つの理由により申込者の嚴重な選擇が行はれ従つて高率の不合格者が出たのである。

右健康診断成績を更に内譯すると獨逸全國に於て衛生官吏の健康診断を受けた貸付金申込者は男一六七、〇四九、女一七四、六七九、此の内健康上又は遺傳性疾患の素因ある爲に不合格となつた者は男三、六二〇(二・一七%)、女四、五一八(二・五九%)又其の内自身

疾患を有する者男一、七六五、女二、三五四、遺傳性疾患の素因ある者男一、八三三、女二、一四八其他男二、女二四である。又相手方の資格不備の爲不合格となつた者男三、七五一、女二、八五三である。

次に不合格者中一對をなせる男女の申込者に就て見ると、男子疾患を有し女子合格の場合一、二九三、男子遺傳性疾患の素因を有し女子合格の場合一、五五一、女子疾患を有し男子合格の場合一、八七三、女子遺傳性疾患の素因を有し男子合格の場合一、八六四、男女共に疾患を有する場合三、八六、男女共に遺傳性疾患の素因を有する場合一、八九、男子疾患を有し女子遺傳性疾患の素因ある場合八六、男子遺傳性疾患の素因を有

し女子疾患を有する場合九三三、他特殊の理由によるもの三六、總計七、三七一である。不合格者の不合格理由の内譯は次表の如くである。(Reichsgesundheitsblatt 15 Jahrg. Nr. 23 所載)

不合格者の不合格理由

不合格理由	不合格者數	百分率	内、自身の疾患によるもの		遺傳性素因あるもの	
			男	女	男	女
一 國法に擧げたる疾患	375	3.7	54	80	79	82
生來性精神薄弱	123	1.23	14	9	56	59
精神分裂病	100	1.0	5	1	6	7
躁鬱病	53	0.53	6	7	36	36
遺傳性癲癇	11	0.11	1	1	7	4
ハンチントン氏舞蹈病	100	1.0	3	6	20	20
遺傳性盲又は視力障碍	126	1.26	17	19	5	6
遺傳性聾又は聽力障碍	45	0.45	6	3	4	6
遺傳性身體畸形	24	0.24	3	1	19	12
略遺傳確實と見られる其他の精神疾患及徵候	24	0.24	3	1	19	12
アルコール中毒及其他の中毒	56	0.56	3	1	9	7
精神病質	43	0.43	1	1	3	7
自殺(近親者の)	19	0.19	3	3	3	3
犯罪	33	0.33	3	3	3	3
教護施設にありしもの	33	0.33	3	3	3	3
三 略遺傳確實と見られる其他の神經疾患	10	0.1	1	1	1	1
四 其他の疾患	7	0.07	1	1	1	1
糖尿病、重症甲状腺腫、發育不全、粘液不腫、其他の新陳代謝病、遺傳性血液病等	3	0.03	1	1	1	1
五 遺傳の不確實なる疾患	15	0.15	1	1	1	1
心臟病及血管病	4	0.04	1	1	1	1
腎臟病	27	0.27	1	1	1	1
結核	7	0.07	1	1	1	1
結核の疑あるもの	25	0.25	1	1	1	1
六 其他生命、職業、生殖の危険	17	0.17	1	1	1	1
微毒	17	0.17	1	1	1	1
淋疾	17	0.17	1	1	1	1
生殖不能又は妊娠不能	3	0.03	1	1	1	1
其他生殖に關する危険	14	0.14	1	1	1	1
其他生命、生業能力の危険	10	0.1	1	1	1	1
其他の傳染病、後天性畸形、病弱、死流産	10	0.1	1	1	1	1
計	821	100.0	177	234	183	210
不確實なる疾病報告及び其他の理由	4	0.04	1	1	1	1
總計	825	100.0	178	235	184	211